平成29年度 情報公開·個人情報保護制度 運用 状 況 報 告 書

川 口 市

# 目 次

I 情報公開制度			
1 情報公開制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 情報公開制度の運用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	$1\\4$
(1) 情報公開請求・申出の処理状況・・・・・・・・・・・	•	•	4
・実施機関別の情報公開請求・申出の処理件数・・・・・	•	•	4
・課別の情報公開請求・申出の公開等の処理状況・・・・	•	•	5
・情報公開制度請求内容一覧・・・・・・・・・・・・	•	•	7
・情報公開請求・申出者の内訳・・・・・・・・・・・	•	. 2	2 0
(2)非公開決定等の理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	• 2	2 0
Ⅱ 個人情報保護制度			
1個人情報保護制度について・・・・・・・・・・・・・・・・		. 9	2 1
2個人情報保護制度の運用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			$2 \cdot 1$
(1)保有個人情報の開示等の請求件数と処理状況・・・・・・・・			24
・実施機関別の保有個人情報開示請求の処理件数・・・・・・			24
・実施機関別の保有個人情報訂正請求の処理件数・・・・・・			24
・課別の保有個人情報開示請求の開示等の処理状況・・・・			25
・課別の保有個人情報訂正請求の訂正等の処理状況・・・・			25
・保有個人情報開示請求内容一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			26
・保有個人情報訂正請求内容一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			3 1
(2) 不開示決定等の理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			3 2
(3) 個人情報取扱業務の登録状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			3 3
(4)保有個人情報の目的外利用等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			5 5
Ⅲ 情報公開·個人情報保護等審査会			
1 情報公開・個人情報保護等審査会について・・・・・・・・・・・・	•		5 9
(1)審査会の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		5 9
(2)審査会の委員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		5 9
2審査会の開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		5 9
3 不服申立ての状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	. (	6 0
4審査会の答申・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	. (	6 0

Ⅳ 情報公開·個人情報保護運営審議会	
1情報公開・個人情報保護運営審議会について・・・・・・・・・・・	6 5
(1)審議会の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 5
(2)審議会の委員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 5
2審議会の開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 6
3審議会の答申・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 6
V 附属機関等の会議公開	
1 附属機関等の会議公開について・・・・・・・・・・・・・・・	6 7
2 附属機関等の会議の公開状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 7
VI 資料	
・川口市情報公開条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 1
・川口市個人情報保護条例・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 2
・川口市附属機関等の会議公開に関する要綱・・・・・・・・・・・	100
・情報公開及び個人情報保護制度における過去の施行状況・・・・・・・	103

# 1 情報公開制度について

#### (1)目的

市民の行政情報に関する公開を求める権利を明らかにするとともに、市の諸 活動を説明する責務の全う及び市政への市民の参加と協働の推進を図り、もっ て公正で開かれた市政の推進に資することを目的としています。

### (2) 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者及び議会からなる市の全ての機関が対象となります。

#### (3)請求対象公文書

請求の対象となる公文書は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した 文書、図画、写真及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚に よって認識することができない方式で作られた記録)であって、当該実施機関 が保有しているものです。ただし、次に掲げるものは除きます。

- ア 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができ る施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの。
- イ 市立図書館等で歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの

#### (4)公文書の公開請求をできる人

公開請求ができるのは、次のいずれかに該当する方です。

- ア 市内に住所を有する者
- イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- エ 市内に存する学校に在学する者
- オ 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの
- カ ア〜オに掲げるもののほか、公文書の公開を必要とする理由を明記でき るもの

#### (5) 公文書の公開義務と非公開情報

実施機関は、公開請求があったときは、その公文書に次の非公開情報が記録されている場合を除き、公開請求者に公文書を公開する義務を負っています。

#### ※ 非公開情報

実施機関が保有する情報の中には、公開することにより、個人のプライバシーを侵害するおそれのあるもの、法人等の権利利益を害するおそれのあるもの、公共の利益を損なうおそれのあるもの等があります。このような情報を非公開情報といい、次の8項目を定めています。

#### ア 法令秘情報

法令等で公開することができないとされている情報

#### イ 個人に関する情報

個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの

#### ウ 個人識別符号

特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字等であって、特定の個人を識別できるもの又は個人に割り当てられた番号等で特定の個人を識別できるもの

#### エ 法人等に関する情報

法人等に関する情報で、公にすると、法人等の正当な権利を害するおそれがあるもの又は任意に提供された情報であって、提供者の承諾なく公にすることにより、法人等との協力関係や信頼関係を著しく損なうと認められるもの

## オ 公共の安全と秩序の維持に関する情報

公にすると、人の生命、健康、生活又は財産の保護やその他の公共の安全と秩序に支障を来すおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

#### カ 審議、検討、協議に関する情報

市又は国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、適正な意思決定をする際の支障、市民の間の混乱、及び特定の者への利益又は不利益を生じさせるおそれがあるもの

#### キ 事務又は事業に関する情報

市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、事業の性質上、適正な遂行に支障を来すおそれがあるもの

#### ク 国等との協力関係に関する情報

市及び国等の間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報で、公にすることにより、国等との間の協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもの

### (6) 公開決定等の期限

公開・非公開の決定は、公開請求があった日から起算して15日(市の休日を除く。)以内に行います。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、期間を30日(市の休日を除く。)以内に限り延長することがあります。

#### (7) 不服申立て

実施機関は、決定又は不作為について不服申立てがあったときは、学識経験者で構成する第三者機関である川口市情報公開・個人情報保護等審査会に諮問し、その答申を尊重して、速やかに、不服申立てに対する裁決をします。

### (8) 公文書の任意的公開

実施機関は、条例施行日(平成13年4月1日)前に作成し、又は取得した公文書の公開を求められたときは、これに応ずるよう努めなければなりません。

### (9)情報提供の推進

実施機関は、情報公開を総合的に推進するため、市政に関する正確でわかり やすい情報を積極的に提供するよう努めなければなりません。

# 2 情報公開制度の運用状況

# (1)情報公開請求・申出の処理状況

平成29年度の情報公開条例に基づく請求・申出件数は221件で、その対象として処理した公文書数は402文書でした。その決定内容の内訳としては、全部公開したものは27件・36文書、一部を公開したものは200件・364文書、非公開としたものは2件、文書不存在による非公開としたものが5件、取下げは21件でした。対象文書数に対する部分公開を含めた公開率は、99.5%でした。

また、対象文書数を実施機関別でみると、市長が293文書、教育委員会が72文書、水道事業管理者が27文書、病院事業管理者が1文書、議会が9文書となりました。(表-1)なお、課別の受付、処理状況は表-2、その請求内容等については表-3となっており、請求者の区分別件数は表-4のとおりです。

表-1 実施機関別の情報公開請求・申出の処理件数

									処	<u></u> 理件数					
										<del></del>	定件数				
												決定内	容		
実施機関	区	分	受付 件数		取下げ								;	非公開	
		,,	件数		件数			公	開	部 分	公 開		開情報 該当	文書不存在	存否応答 拒否
						件数	文書数	件数	文書数	件数	文書数	件数	文書数	件数	件数
	請	求	144	172	8	164	252	21	26	139	225	1	1	3	0
市長	申	出	34	34	0	34	41	0	0	34	41	0	0	0	0
	小	計	178	206	8	198	293	21	26	173	266	1	1	3	0
	請	求	25	31	8	23	72	1	1	19	70	1	1	2	0
教育委員会	申	出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小	計	25	31	8	23	72	1	1	19	70	1	1	2	0
`22 <del>'}\</del>	請	求	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理 委員会	申	出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
X X Z	小	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	請	求	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	申	出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	請	求	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	申	出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	請	求	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	申	出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小	計	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産	請	求	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
評価審査	申	出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委員会	小	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水道事業	請	求	7	7	2	5	27	4	8	1	19	0	0	0	0
かり 管理者	申	出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小	計	7	7	2	5	27	4	8	1	19	0	0	0	0
病院事業	請	求	2	2	1	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0
を で理者	申	出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小	計	2	2	1	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0
	請	求	8	8	1	7	9	1	1	6	8	0	0	0	0
議会	申	出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小	計	8	8	1	7	9	1	1	6	8	0	0	0	0
合	計		221	255	21	234	402	27	36	200	364	2	2	5	0

# 表-2 課別の情報公開請求・申出の公開等の処理状況

					RR		請求		\ BP	_		BB		申 出		\ BB	-
9	実施機関名	処理件数	対象文書数	公	開	部分	公開	非 非 1	公開	取下げ	公	開	部分	公開	非么	2開	取下げ
				処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数
	秘書課	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	総務課	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	管財課	3	3	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	新庁舎建設室	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	自治振興課	2	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	交通安全対策課	2	3	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市民課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	川口駅前行政センター	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	協働推進課	1	12	0	0	1	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活福祉1課	1	15	0	0	1	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	障害福祉課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保育運営課	2	7	0	0	2	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保育入所課	7	20	0	0	6	20	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	わかゆり学園	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保健衛生課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保健所準備室	1	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保健センター	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	環境保全課	4	5	1	1	2	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	廃棄物対策課	2	3	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	環境施設課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収集業務課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市長	戸塚環境センター	1	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
, 2	経営支援課	1	8	0	0	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	グリーンセンター	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公営競技事務所	2	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設管理課	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	道路維持課	10	17	3	6	6	7	0	0	0	0	0	1	4	0	0	0
	道路建設課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	河川課	2	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建築課	5	12	0	0	4	12	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計画管理課	5	17	1	1	4	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	開発審査課	3	3	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建築安全課	116	125	6	6	76	82	1	0	0	0	0	33	37	0	0	0
	みどり課	3	3	1	1	1	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	公園課	3	3	1	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	歴史自然公園・火葬施設整備室	2	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	街路事業課	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区画整理課	3	2	0	0	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	下水道管理課 下水道能持課	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	会計課	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	芸 計誌 看護専門学校	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	消防総務課	1	4	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	予防課	5	4	0	0	4	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
小 計	* 123 MJ	206	293	21	26	139	225	4	1	8	0	0	34	41	0	0	0
- н/		200	200				請 求		i					申 出			
9	実施機関名	処理件数	対象文書数	公	開	部分	公開	非	公開	取下げ	公	開	部分	公開	非么	〉 開	取下げ
_				処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数
	教育総務課	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	生涯学習課	2	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中央図書館	3	3	0	0	1	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	科学館	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	スポーツ課	2	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	学務課	9	5	0	0	4	5	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0
	指導課	9	7	0	0	6	7	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0
	学校保健課	4	52	0	0	4	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	<u> </u>	31	72	1	1	19	70	3	1	8	0	0	0	0	0	0	0

## 表-2 課別の情報公開請求・申出の公開等の処理状況

							請求							申 出			
				公	開	部分	公開	非么	〉開	取下げ	公	開	部分	公開	非么	<b>〉</b> 開	取下げ
5	実施機関名	処理件数	対象文書数	処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数
農業委員会		1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	水道総務課	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
水道事業管理者	施設課	2	6	2	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小坦争来官哇伯	給水管理課	1	19	0	0	1	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	浄水課	3	2	2	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	医療センター庶務課	2	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
議会	議会事務局庶務課	8	9	1	1	6	8	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
小 計		18	37	5	9	8	28	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0
合 計		255	402	27	36	166	323	7	2	21	0	0	34	41	0	0	0

<sup>※</sup>処理件数とは、平成29年度中に受付をし、担当課が公開・部分公開・非公開決定処理及び取下げ処理を行った件数です。 同一処分に複数の決定処理が含まれている場合があります。 (対象)文書数とは決定処理の対象となった決裁数です。

<sup>※</sup>請求は平成13年4月1日以降に作成又は取得した公文書を請求権者が請求した場合です。 申出は「請求」以外の場合です。

	-3 情報公	受付	受 付	請求	請求者		-	対象	公開		処理	型内容	
し番号	実施機関(所管課)	No.	年月日	・申出の区分	(申出者)	請求概	要	文書 数	実施日	処理区分	理由	非公開部分の内容	備考
1	市長秘書課	157	H29.12.19	請求	5条1号	市長公用車の車種、色、バー、台数がわかる文書				取下げ			情報提供
2	市長総務課	212	H30.3.9	請求	5条6号	事業所税のみなし共同事 るか否かが争われた審査 係る裁決書				取下げ			請求者の申 出による取 下げ
3	市長	7	H29.4.18	請求	5条6号	川口市財産規則第6条11 づく東京都台東区、荒川 口市が所有する、東京都 川2丁目9番5号~8号他1 付者からの土地の寄付け 続に際しての条件その内 文章、コメント等	区内に川 台東区清 15筆の寄 こ当り、受	1	H29.5.9	部分公開	7条2号	個人の住所、氏名、 印影	
4	市長	38	H29.6.13	請求	5条6号	平成29年度契約の保険 円以上の保険契約の保険		1	H29.7.5	部分公開	7条2号	担当者氏名、法人の	
5	<u>管財課</u> 市長	1/11	H29.11.10	請求	5条6号	細の写し 下記地番の直近の土地 書	賃貸契約	1	H20 11 20	部分公開	7条4号	回人の印影	
э ——	<u>管財課</u> 市長	141	H29.11.10	胡水	5米0万	東京都台東区清川2丁目		'	H29.11.20	即万公用	/宋2亏	旧人の打象	
6	新庁舎建設室	192	H30.2.9	請求	5条6号	川口市新本庁舎基本構 画策定業務のプロポーウ る内容について下記のウ ・他社の技術提案書(上付 ・評価(採点)結果表/審 類する書類	デルに関す C書 位5社分)			取下げ			情報提供
7	市長自治振興課	38	H29.6.13	請求	5条6号	平成29年度契約の保険 円以上の保険契約の保限 細の写し		1	H29.7.5	部分公開	7条2号 7条4号	担当者氏名、法人の 印影	
8	市長	116	H29.10.2	請求	5条6号	川口市コミュニティ活動科についての下記文書・上記制度の実施要綱・規定等(平成28年度と同除く)・平成29年度契約時の仕・平成29年度契約時の入	災害補償 じ場合は :様書	1	H20 10 27	部分公開	7条2号	担当者氏名、法人の	
0	自治振興課		1129.10.2	胡水	J#05	・干成29年度実利時の大 見積り合わせ等の結果 ・平成29年度契約の保険 び特約・明細書等(保険・ ・平成26~28年度契約の および支払い保険金額( 支払った保険金額)	証券およ 約款不要) )事故件数	'	1125.10.27	即刀公開	7条4号	印影	
9	協働推進課	55	H29.6.29	請求	5条1号	平成29年度市民活動助 申請書 平成28年度及び平成29 活動助成金審査会の会記	年度市民	12	H29.7.25	部分公開	7条2号 7条4号 7条6号	個人の氏名、事業予 算書、事業計画書、 提案内容、提案内容 に対する評価、質疑 事項、審査委員名	
10	市長交通安全対策課	24	H29.5.18	請求	5条1号	自転車駐車場管理業務 塚・東川ロ・東川口地下! 車場) (栄町・川口駅下 町・川口)見積書、自転車 防止指導業務委託(川口 蕨・東川口駅) 見積書	自転車駐  地下・幸 『等放置	2	H29.6.1	部分公開	7条4号	法人の印影	
11	市長 交通安全対策課	38	H29.6.13	請求	5条6号	平成29年度契約の保険 円以上の保険契約の保限 細の写し		1	H29.7.5	部分公開	7条4号	法人の印影	
12	市長課	86	H29.8.8	請求	5条2号	平成29年度フロア案内及 務の仕様書及び契約書	び入力業	1	H29.8.23	部分公開	7条4号	法人の印影	
13	市長 川口駅前行政セン	112	H29.9.28	請求	5条2号	平成29年度川口駅前行 における証明書発行等業 の仕様書・契約書		1	H29.10.10	部分公開	7条4号	法人の印影	
14	市長 生活福祉1課	7	H29.4.19	請求	5条2号	葬祭扶助費の内訳(行旅 係る葬祭扶助費の支出が る文書(平成26年度~28	もが分か	15	H29.5.15	部分公開	7条4号	支払先口座情報	
15	市長	38	H29.6.13	請求	5条6号	平成29年度契約の保険円以上の保険契約の保険細の写し	料が10万	1	H29.7.5	部分公開	7条4号	法人の印影	
16	障害福祉課 市長 わかゆり学園	38	H29.6.13	請求	5条6号	平成29年度契約の保険 円以上の保険契約の保 細の写し		1	H29.7.5	部分公開	7条2号 7条4号	仲立人氏名、法人の 印影	
17	市長保育運営課	24	H29.5.18	請求	5条1号	平成29年度保育士派遣(見積書) 平成29年度保育所清掃 (見積書)		2	H29.6.1	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、印影、法人の印影	
18	市長保育運営課	35	H29.5.31	請求	5条1号	平成29年度保育所給食 及び保育所清掃業務委 る文書		5	H29.7.4	部分公開	7条2号 7条4号 7条7号	個人の氏名、印影、 法人の印影、予定価 格、最低制限価格	
19	市長	5	H29.4.12	請求	5条1号	平成28年度3月に入所枠 保育所一覧	があった	1	H29.4.25	部分公開	7条2号	世帯台帳番号、児童氏名	
20	保育入所課 市長 保育入所課	16	H29.5.1	請求	5条1号	   平成29年3月における0歳  育所募集人数および入所   数がわかる文書		1	H29.5.22	部分公開	7条2号	世帯台帳番号、児童氏名	

				請求	=+ -1> +v			対象	A 88		<b>如</b> 理	型内容	
通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	・申出の区分	請求者(申出者)	請求概	要	文書数	公開 実施日	処理区分	理由	非公開部分の内容	備考
21	市長保育入所課	24	H29.5.18	請求	5条1号	平成29年度保育所給食 書)	委託(見積	2	H29.6.1	部分公開	7条4号	法人の印影	
22	市長保育入所課	31	H29.5.24	請求	5条1号	平成29年3月における0 育所募集人数および入 数がわかる文書		1	H29.6.6	部分公開	7条2号	世帯台帳番号、児童氏名	
23	市長保育入所課	35	H29.5.31	請求	5条1号	平成29年度保育所給食 及び保育所清掃業務委 る文書		12	H29.7.4	部分公開	7条4号	法人の印影	
24	市長保育入所課	38	H29.6.13	請求	5条6号	平成29年度契約の保険 円以上の保険契約の保 細の写し		3	H29.7.5	部分公開	7条4号	法人の印影	
25	市長 保育入所課	199	H30.2.19	請求	5条1号	平成29年度10月募集人所) 平成29年度10月募集人 保育)				取下げ			情報提供
26	市長保健衛生課	38	H29.6.13	請求	5条6号	平成29年度契約の保険 円以上の保険契約の保 細の写し		1	H29.7.5	部分公開	7条4号	法人の印影	
27	市長 保健所準備室	36	H29.6.5	請求	5条6号	平成29年4月3日「川口 185号・川口市生活衛生 開発業務委託」の受託 かる、第一次審査による 点、低格評価。及び引 によるプレゼンテーショ 質疑応答評価点の採点	システム 者選定にかる技術評価 第二次審査 ン評価点、	2	H29.6.19	公開			
28	市長保健センター	38	H29.6.13	請求	5条6号	平成29年度契約の保険 円以上の保険契約の保 細の写し		1	H29.7.5	公開			
29	市長環境保全課	34	H29.5.31	請求	5条6号	大気汚染防止法に基づ発生施設一覧(一覧で 所在地、ばい煙発生施 料種類が分かるもの)	事業所名、	1	H29.6.19	公開			
30	市長 環境保全課	64	H29.7.5	請求	5条2号	ネッツトヨタ埼玉株式会の特定施設設置届出書	社川口店 一式	1	H29.7.20	部分公開	7条4号	法人の印影	
31	市長	77	H29.7.31	請求	5条2号	日之出石油販売川口給 壌汚染に関する報告書 ・平成20年11月12日報 のうち、鑑、報告書(表系 資料 I ~WI) ・平成20年11月12日提 号の全て ・平成21年12月2日報告 のうち、鑑、報告書(表系 資料 I ~W)	告受付11号 紙、本文、 出受付11-2 ;受付17号	3	H29.8.25	部分公開	7条2号 7条4号	法人社員の個人名、 印影、環境計量士登 録番号、法人の印影	
32	市長環境保全課	215	H30.3.19	請求	5条6号	並木元町7丁目10番にある。 の完了報告書のうちボー 状図及び施行写真				取下げ			請求者の申 出による取 下げ
33	市長	6	H29.4.14	請求	5条1号	路上喫煙禁止地区で店を設置しているラーメン 市長への手紙を提出し、 舗に出向き指導をした」 を得たが、相変わらず店 されているため、当該店 「いつ」「どこで」「誰に」「 に」指導したのかがわか	屋について 「再度店 旨の回答 で皿が設置 舗に対し どのよう	1	H29.4.25	部分公開	7条2号	法人の担当者名、連絡先	
34	市長 廃棄物対策課	38	H29.6.13	請求	5条6号	平成29年度契約の保険 円以上の保険契約の保 細の写し		2	H29.7.5	部分公開	7条4号	法人の印影	
35	市長環境施設課	38	H29.6.13	請求	5条6号	平成29年度契約の保険 円以上の保険契約の保 細の写し		1	H29.7.5	部分公開	7条4号	法人の印影	
36	市長収集業務課	38	H29.6.13	請求	5条6号	平成29年度契約の保険 円以上の保険契約の保 細の写し		1	H29.7.5	部分公開	7条4号	法人の印影	
37	市長アは環境センター	24	H29.5.18	請求	5条1号	平成29年度戸塚環境セ 清掃委託(見積書) 平成29年度厚生会館清 積書)		2	H29.6.1	公開			
38	市長経営支援課	103	H29.9.13	請求	5条6号	外国人実習生宿泊施設に補助金を支給するに 市鋳物協同組合から提 類(申請書や設計図面領 補助金支出決定に至る かる行政文書(議事録か	あたり川口 出された書 等) 経過がわ	8	H29.10.23	部分公開		個人の氏名、法人の印影、口座番号	
39	市長	38	H29.6.13	請求	5条6号	平成29年度契約の保険 円以上の保険契約の保 細の写し		1	H29.7.5	部分公開	7条4号	法人の印影	
40	市長 公営競技事務所	38	H29.6.13	請求	5条6号	平成29年度契約の保険 円以上の保険契約の保 細の写し		1	H29.7.5	部分公開		法人の社員氏名、法人の印影	
41	市長 公営競技事務所	190	H30.2.7	請求	5条6号	オートレース徳島(川口: ス場外発売)専門予想終 の契約書の写し(1日単 るもの)	低配信業務	1	H30.2.20	部分公開	7条4号	法人の印影	

		亞什		請求	主北土		対象	八月日		処理	理内容	
通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	・申出 の区分	請求者  (申出者)	請求概要	文書 数	公開 実施日	処理区分	理由	非公開部分の内容	備考
42	市長建設管理課	147	H29.12.7	請求	5条6号	平成29年11月13日路面下空洞調 査業務委託の金入り設計書入札 結果調書(予定価格及び最低制限 価格)	1		非公開	7条7号		
43	市長	18	H29.5.10	請求	5条6号	市道路線(平成28年6月定例会、 平成28年9月定例会、平成28年12 月定例会、平成29年3月定例会に て認定された21路線)に係る告示 文書(区域決定及び供用開始告示 文書)、道路形状が分かる平面図	1	H29.6.5	部分公開		平面図内作成者氏名、印影	
44	市長	38	H29.6.13	請求	5条6号	平成29年度契約の保険料が10万 円以上の保険契約の保険証券・明 細の写し	1	H29.7.5	部分公開	7条4号	法人の印影	
45	市長	72	H29.7.20	申出	5条6号	芝樋ノ爪2丁目2803-1、2803-3、 2804-10、2804-19、2804-20と川 口市道との境界についての図面、 立会証などの調書等の一切の書 類	4	H29.8.15	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、印影、法人の印影	
46	市長道路維持課	73	H29.7.20	請求	5条6号		2	H29.8.15	部分公開	7条2号 7条4号	個人名、印影、法人 の印影	
47	市長	82	H29.8.3	請求	5条6号	県実施の区画整理に伴う確定図 面 (場所:西青木4丁目3番29号)	1	H29.8.28	部分公開	7条2号	土地所有者の個人名	
48	市長	119	H29.10.5	請求	5条1号	平成29年4月3日付更新 道路占 用許可書 国際石油開発帝石株 式会社	1	H29.10.18	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、法人の 印影、占用物件の申 請数量、占用料	
49	市長道路維持課	127	H29.10.18	請求	5条6号	平成29年8月22日開札幹線第76号 線舗装改修工事の金入り設計書、 交通誘導警備員算出根拠書、見 精単価を採用の際は見積採用根 拠書	1	H29.11.28	公開			
	市長	137	H29.11.2	請求	5条6号	芝第61号線側溝清掃業務委託、 南平第3号線側溝清掃業務委託、 南平第51号線側溝清掃業務委 託、神根第630号線ほか1路線側 溝清掃業務委託に係る入札に関 する文書	4	H29.11.27	公開			
51	市長 道路維持課	147	H29.12.7	請求	5条6号	平成29年11月13日入札路面下空 洞調査業務委託の金入り設計書 入札結果調書(予定価格及び最低 制限価格)	1	H30.1.5	部分公開	7条4号	歩掛りの見積単価	
52	市長 道路維持課	154	H29.12.15	請求	5条2号	平成28年度有明橋、有明歩道橋 塗装補修工事の金入り設計内訳 書	1	H29.12.27	公開			
53	市長 道路建設課	132	H29.10.30	請求	5条2号	「安行中学校グラウンド整備工事」 に関する金入り設計書 「川口総合高等学校解体工事」に 関する金入り設計書	1	H29.11.22	部分公開	7条4号	見積単価	
54	市長河川課	38	H29.6.13	請求	5条6号	平成29年度契約の保険料が10万 円以上の保険契約の保険証券・明 細の写し	1	H29.7.5	部分公開	7条4号	法人の印影	
55	市長河川課	203	H30.3.1	請求	5条2号	「伝右-31水路浚渫委託」に関する 金入り設計書(平成29年度もの)	1	H30.3.12	公開			
56	市長建築課	132	H29.10.30	請求	5条2号	「安行中学校グラウンド整備工事」 に関する金入り設計書 「川口総合高等学校解体工事」に 関する金入り設計書			非公開	11条2項 (文書不 存在)		
57	市長	151	H29.12.15	請求	5条2号	平成29年度発注下記工事の金入 り設計内訳書 ・芝東中学校体育館屋上防水工事 ・木曽呂小学校管理・普通教室棟 ①外壁塗装工事	2	H30.1.10	部分公開	7条7号	設計単価に係る根拠	
58	建築課 市長 建築課	152	H29.12.15	請求	5条2号	平成28年度発注下記工事の金入 り設計内訳書 ・領家小学校普通、特別教室棟13 屋上防水工事 ・里中学校特別教室2屋上防水工事 ・神根東公民館屋上防水工事 ・川口緑化センター階段室屋上防水工事 ・西中学校プール改修工事	5	H30.1.10	部分公開	7条7号	設計単価に係る根拠	
59	建杂誌	153	H29.12.15	請求	5条2号	平成28年度発注下記工事の金入 り設計内訳書 ・戸塚西保育所外壁塗装ほか工事 ・道合神戸住宅D棟外壁塗装ほか 工事 ・南中学校プール塗装工事 ・青木会館西側外壁一部補修工事	4	H30.1.10	部分公開	7条7号	設計単価に係る根拠	
60	市長建築課	188	H30.2.7	請求	5条2号	「川口総合高等学校解体工事」に 関する金入り設計書	1	H30.3.1	部分公開	7条7号	設計単価に係る根拠	

· · · · · ·		受付	受 付	請求	請求者	=+ _1	ion	_	対象	公開		処理	里内容	144 -
通し番号	実施機関(所管課)	No.	年月日	・申出 の区分	(申出者)	請求	概	要	文書 数	実施日	処理区分	理由	非公開部分の内容	備考
61	市長計画管理課	27	H29.5.19	請求	5条6号	平成28年3月1日~ 日までに新しく付定 ある住居表示台帳	された致		1	H29.6.9	公開			
62	市長計画管理課	79	H29.7.31	請求	5条6号	平成29年1月1日か 30日までに付定の 市住居表示に付定の 市規類に属、付受付 同新築付定番の明合 供の付き番の明記 (氏台帳の明記 (氏台帳のは にも、して では では では では では では では では では では では では では	ある条書知日れる 居知日れま まままいている は新まれる。 が表示等のでも が表示を表示できます。 は、 が表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示といる。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	の川口 第3条・ 施施設 新住居 る 資居 住居表	7	H29.8.24	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、 電話番号	
63	市長計画管理課	165	H30.1.12	請求	5条3号	平成29年年3月27日 「都市公園(神根地 金入り設計書の全	区)管理	委託」	1	H30.2.5	部分公開	7条4号	(一財)建設物価調査 会発行の「造園修景 積算マニュアル」参照 箇所	
64	市長計画管理課	166	H30.1.12	請求	5条3号	平成29年年3月27日 「都市公園(南平地 金入り設計書の全	区)管理	委託」	1	H30.2.5	部分公開	7条4号	(一財)建設物価調査 会発行の「造園修景 積算マニュアル」参照 箇所	
65	市長計画管理課	185	H30.2.5	請求	5条6号	平成29年7月1日か月31日までに付定口市住居表示に付定口市住居規則に基づた地区の新築届、付設物件の付定番の時間が開発を終めた。 日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	のあった(住居知り) (住居知り) (はまり) (は一番ではいい。 (では、) (でも) (でも) (でも) (でも) (でも) (でも) (でも) (でも	分の別示等、新で が第3 に新いてのの がいのは がいるは がいるは がいる。 がいる。 がいる。 ののもの。 はいる。 でいる。 はいる。 でいる。 はい。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 といる。 はい。 はいる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と	7	H30.3.2	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、 電話番号	
66	市長開発審査課	3	H29.4.6	請求	5条2号	適合証明書交付申 審第108号)平成28			1	H29.4.21	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、法人名	
67	市長 開発審査課	30	H29.5.23	請求	5条1号	川口市中高層建築 る事前公開等の手 調整に関する条例 市に報告された川 院に係る近隣説明 事録等	続及び約 第12条1 ロエ業約	分争の に基づき 合病	1	H29.6.9	部分公開	7条2号	個人の氏名	
68	市長開発審査課	88	H29.8.14	請求	5条6号	平成26年11月11日 可に係る擁壁の構 に関する書類一式	造図、ま		1	H29.8.31	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、擁壁についての構造計算書	
69	市長建築安全課	1	H29.4.4	請求	5条2号	道路調査報告書No 年3月31日決裁)案 図(全てカラー)			1	H29.4.27	部分公開	7条4 <del>号</del>	法人名、電話番号	
70	市長 建築安全課	4	H29.4.6	請求	5条2号	道路調査報告書No び確認処分の経過 (カラー)		—	1	H29.4.25	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、電話番号、法人名	
71	市長 建築安全課	9	H29.4.20	請求	5条6号	建設リサイクル法局 平成29年3月1日~ 日			1	H29.5.15	部分公開	7条2号	受付名簿内個人の氏 名	
72	市長建築安全課	12	H29.4.25	請求	5条6号	道路調査報告書Noの取扱について(ま望・表紙、協定書 関係権利者一覧、が び協定図	s願い) 、取扱い	ラー希基準、	1	H29.5.15	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、住所、 印影、法人名、住所、 印影	
73	市長建築安全課	13	H29.4.28	請求	5条2号	道路調査報告書No 告書)、地図、公図 真			1	H29.5.18	部分公開	7条2号	個人の氏名	
	市長建築安全課	15	H29.5.1	請求	5条6号	道路調查報告書Nd 道路調查報告書(2 真、公図		図、写	1	H29.5.17	部分公開	7条2 <del>号</del>	ナンバープレート	
75	市長 建築安全課	17	H29.5.9	申出	5条2号	道路調査報告書No 公図×2、協定道路 置図、道路取扱い	8参加願	い、配	1	H29.5.25	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、 印影	
76	市長 建築安全課	19	H29.5.11	請求	5条2号	川口市元郷2丁目2 帳記載事項証明書 地について回答内	、道路台		1	H29.7.28	公開			
77	市長 建築安全課	20	H29.5.11	申出	5条6号	道路調査報告書Nd取扱いについて、2 現況図、道路協定 者、地積測量図	公図、協:	定書、	1	H29.6.1	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、住所、電話番号、印影、法人名、住所、電話番号、印影、法	
78	市長建築安全課	21	H29.5.11	請求	5条2号	道路調査報告書No 図、別紙許可条件。			1	H29.6.1	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、住所、電話番号、法人名、印影、ナンバープレート	
79	市長建築安全課	26	H29.5.19	請求	5条2号	道路調査報告書No 地図(案内図)、公 面図		計画平	1	日程調整中	部分公開	7条2号	個人の氏名	
80	市長建築安全課	28	H29.5.22	請求	5条6号	道路調査報告書No 取扱いについて、 約書(2枚)、協定書 扱い基準、現況図	関係権利 書、公図(	者、誓 写)、取	1	H29.6.12	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、住所、 印影、法人名、住所、 印影	
81	市長 建築安全課	32	H29.5.26	申出	5条6号	道路調査報告書No 指定復元の協定書 図、現況図・協定計	、案内区		1	日程調整中	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、住所、 電話番号、印影、法 人名	

		受付	受 付	請求	請求者		対象	公開		処理	型内容	
通し番号	実施機関(所管課)	No.	年月日	・申出の区分	(申出者)	請求概要	文書 数	実施日	処理区分	理由	非公開部分の内容	備考
82	市長建築安全課	33	H29.5.30	請求	5条6号	道路調査報告書No.5724 案内図、公図(カラー)	1	H29.6.19	部分公開	7条2号	個人の氏名	
83	市長建築安全課	43	H29.6.15	請求	5条6号	道路調査報告書No.4565 調査及び確認処分の経過(2枚) 敷地設定計画図	1	日程調整中	部分公開	7条2号	個人の氏名、電話番 号	
84	市長建築安全課	44	H29.6.16	申出	5条3号	道路調查報告書No.3659 協定書表紙、協定内容、図面(公 図、現況図)	1	H29.7.7	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、 電話番号、印影	
85	市長建築安全課	45	H29.6.16	請求	5条6号	建設リサイクル法に基づく解体に 関する資料 (解体予定日が平成29年5月15日 以降のもの)	1	H29.7.4	部分公開	7条2号	個人の氏名	
86	市長建築安全課	47	H29.6.20	請求	5条2号	道路調査報告書No.4565内資料 敷地設定計画図(カラー希望)、現 況求積図	1	H29.7.5	部分公開	7条2号	個人の氏名	
87	市長建築安全課	48	H29.6.21	申出	5条6号	道路調査報告書No.3047内資料 私道に関する協定書、現況図及び 道路協定図	1	H29.7.6	部分公開	7条2号	個人の氏名、印影	
88	市長建築安全課	49	H29.6.21	申出	5条6号	道路調査報告書No.4038-9(決裁 日平成12年10月26日協定道路の 締結について)内 私道に関する協定書、現況道路及 び道路協定図	1	H29.7.6	部分公開	7条2号	個人の氏名、印影	
89	市長建築安全課	50	H29.6.21	請求	5条6号	建設リサイクル法届出書受付簿 平成29年5月1日~平成29年5月31日	1	H30.7.18	部分公開	7条2号	個人の氏名	
90	市長建築安全課	51	H29.6.22	請求	5条6号	道路調查報告書No.6052、公図	1	H29.7.12	部分公開		個人の氏名、電話番号、法人名	
91	市長建築安全課	52	H29.6.22	申出	5条6号	私道に関する協定書、名簿、現況 図、協定書	1	H29.7.12	部分公開	7条2号	個人の氏名、印影	
92	市長建築安全課	53	H29.6.23	請求	5条2号	道路調査報告書No.6238 地図、 現況図、公図、計画予定図、写 真、現況図、協定図	1	H29.7.18	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、 印影	
93	市長建築安全課	65	H29.7.7	申出	5条2号	道路調查報告書No.6238協定書、公図	1	H29.7.21	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、印影、 法人名、印影	
94	市長 建築安全課	67	H29.7.11	申出	5条6号	道路調査報告書No120 私道の取扱について、協定書、案 内図、公図、現況、平面図	1	日程調整中	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、 印影	
95	市長建築安全課	68	H29.7.12	請求	5条2号	道路調査報告書No.4354内(決裁 日平成17年4月25日)協定書 道路の取り扱いについて、公図 (写し)、私道に関する協定書、現 況図、許可に関する取扱い基準、 取扱い願い書	1	H29.7.27	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、印影	
96	市長建築安全課	69	H29.7.13	申出	5条6号	道路調查報告書No.3402 地図、公図、写真 道路調查報告書No.471 地図 道路調查報告書No.378 同意書、 写真	3	H29.7.27	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、住所、 電話番号、印影、法 人名	
97	市長建築安全課	70	H29.7.18	請求	5条6号	建築リサイクル法の基づく解体に 関する資料(申請日が平成29年6 月17日以降のもの)	1	日程調整中	部分公開	7条2号	個人の氏名	
98	市長建築安全課	71	H29.7.20	請求	5条2号	道路調査報告書No.6331(平成29 年7月4日決裁) 案内図、公図、後退図面、写真(4 枚)(すべてカラー)	1	H29.8.8	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、電話番号、ナンバープレート、法人名	
99	市長建築安全課	75	H29.7.28	請求	5条2号	道路調査報告書No.5864、公図(カラー)、43条取扱い基準、現況図及び道路協定図、私道の取扱いについて、関係権利者、協定書、地形図	1	H29.8.18	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、住所、 電話番号、印影、法 人名	
100	市長建築安全課	76	H29.7.28	申出	5条6号	道路調査報告書No.3659、私道の 取扱いについて、現況図、協定 書、建築計画の条件	1	H29.8.18	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、 電話番号、印影	
101	市長建築安全課	80	H29.7.31	請求	5条2号	道路調査報告書No6279 道路調査報告書、案内図、公図 (カラー各1枚)	1	H29.8.18	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、住所、 電話番号、法人名	
102	市長建築安全課	81	H29.7.31	請求	5条6号	建設リサイクル法届出書受付簿 平成29年6月1日~平成29年7月31 日	1	日程調整中	部分公開	7条2号	個人の氏名	
103	市長建築安全課	84	H29.8.4	申出	5条6号	道路調査書No.3851 私道の取扱いについて、私道に関する協定書、協定私道を利用して 建築計画をする場合の条件、位置 図	1	H29.8.24	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、 電話番号、印影	
104	市長建築安全課	85	H29.8.8	申出	5条1号	道路調査報告書No.2345 私道に 関する協定書、私道の取り扱いに ついて、建築計画をする場合の条 件	1	日程調整中	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、 電話番号、印影	
105	市長 建築安全課	87	H29.8.14	請求	5条2号	道路調査報告書No.6101(平成24年9月5日決裁) 公図(カラー)、協定書	1	H29.8.22	部分公開	7条2号	個人の氏名、印影	

		受付	受 付	請求	請求者				対象	公開		処理	型内容	
通し番号	実施機関(所管課)	No.	年月日	・申出 の区分	(申出者)	請求	概	要	文書 数	実施日	処理区分	理由	非公開部分の内容	備考
106	市長 建築安全課	89	H29.8.21	請求	5条6号	道路調査報告書地図、公図(カラー		3	1	H29.9.8	公開			
107	市長 建築安全課	91	H29.8.22	請求	5条6号	建設リサイクル法 受付簿(平成29 <sup>年</sup> 日までのもの)			1	H29.9.15	部分公開	7条2号	個人の氏名	
108	市長建築安全課	93	H29.8.25	請求	5条2号	道路調査報告書 地図、公図、写真書、地図2、公図2	[(3 <b>ぺー</b> う		1	H29.10.16	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、住所、 電話番号、法人名、	
109	市長建築安全課	94	H29.8.25	申出	5条2号	道路調查報告書 地図、写真、分害 道路調查報告書 地図、公図、位置 図、写真2	実測図 No.857参		1	H29.10.16	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、住所、 電話番号、ナンバー プレート、法人名	
110	市長建築安全課	96	H29.9.1	申出	5条2号	道路調査報告書 地図、公図、私道 て、協定書、関係 (写)、現況図及び	の取扱し 権利者、	公図	1	H29.9.22	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、住所、 電話番号、法人名、 電話番号、	
111	市長建築安全課	98	H29.9.11	請求	5条6号	道路調査報告書 準法取扱い調書 地求積図、住宅は 書、附状況図)、	(表紙、2 也図、写』	〉図、敷	1	H29.10.20	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、 印影	
112	市長建築安全課	99	H29.9.11	申出	5条6号	道路調査報告書裁)、案内図、公 私道の取扱いにする協定書、建第 の条件、公図(協	図、地積だ ついて、 を計画を	測量図、 道路に関 する場合	1	H29.12.21	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、 電話番号、印影	
113	市長建築安全課	100	H29.9.11	請求	5条2号	道路調査報告書 報告書20、報告 現況及び協定道 同意書	書30、地[	図(2枚)、	1	H29.9.29	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、住所、 電話番号、印影、法 人名	
114	市長建築安全課	101	H29.9.11	申出	5条2号	平成5年協定書、 路計画図	現況及び	が協定道	1	H29.9.29	部分公開	7条2号	個人の住所、印影	
115	市長建築安全課	102	H29.9.13	請求	5条1号	道路調査報告書 年9月12日決裁) 協定計画図(カラ 請書、現況図(協	公図(カ 一)、協力	ラー)、	1	H29.9.27	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、住所、 電話番号、印影、法 人名	
116	市長建築安全課	105	H29.9.22	請求	5条1号	道路調査報告書 年9月決裁) 報告書 案内図( ラー)			1	H29.10.11	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、電話番 号、法人名	
117	市長建築安全課	107	H29.9.26	請求	5条2号	道路調査報告書 ラー)、公図(カラ 図			1	H29.10.17	公開			
118	市長建築安全課	108	H29.9.26	申出	5条6号	道路調査報告書 図、公図写	No.3531,	、案内	1	H29.10.20	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、住所、 電話番号、法人名	
119	市長建築安全課	109	H29.9.26	請求	5条6号	道路調査報告書 公図、位置指定の成29年報告書、よ (カラー文書はカ	申請図、3 也図、公[ ラ一希望	写真、平 図、写真 )	2	H29.10.19	部分公開	7条2号	個人の氏名、電話番号、ナンバープレート	
120	市長建築安全課	110	H29.9.27	請求	5条6号	株式会社大光が 法に基づき、川口 した解体工事に係 別解体等の計画 出に際して添付し	1市に対し 系る届出 等、並び	ンて提出 書及び分 に当該届			非公開	11条2項 (文書不 存在)		
121	市長 建築安全課	111	H29.9.28	請求	5条2号	道路調査報告書 地図、公図	No.5253		1	H29.10.12	部分公開		個人の氏名、電話番号、法人名	
122	市長 建築安全課	113	H29.10.2	請求	5条6号	道路調査報告書 地図、公図、道路 書、現況道路図	の取扱し	い願い	1	H29.10.19	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、 電話番号、印影	
123	建築安全課	114	H29.10.2	申出	5条6号	道路調查報告書 地図、公図、実測 No.1498道路調查 地図、公図、道路 書、現況図	図 [書	ハ願い	2	H29.10.19	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、住所、 電話番号、印影、法 人名、住所、電話番 号	
124	市長建築安全課	115	H29.10.2	請求	5条6号	建設リサイクル法 受付簿(平成29年 日までのもの)			1	日程調整中	部分公開	7条2号	個人の氏名	
125	市長建築安全課	117	H29.10.5	申出	5条2号	道路調査報告書 ラー)、案内図、2 公図(東内野)、1 5年3月15日)、案 図(カラー)	公図(木曽 首路調査	自呂北)、 書(平成	1	H29.11.2	部分公開		個人の氏名、電話番号、法人名	
126	市長	118	H29.10.5	請求	5条2号	道路調査報告書 ラー)、メモ(カラ- 3日、案内図(カラ (カラー)メモ内、ラー)メモ内、写真 5,6、写真7.8、2	ー) 平成1 i一) メモI 道路位置 [1,2、写:	9年10月 内、公図 配(カ	1	H29.11.2	部分公開	7条2号	個人の氏名、電話番 号	
127	市長電楽安全課	121	H29.10.6	請求	5条2号	道路調査報告書 年協定書 届出書、協定書、 画図	No.6318		1	H29.10.30	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、 電話番号、印影	

		受付	受 付	請求	請求者	IN	low	_	対象	公開		処理	型内容	
通し番号	実施機関(所管課)	No.	年月日	・申出 の区分	(申出者)	請求	概	要	文書 数	実施日	処理区分	理由	非公開部分の内容	備考
128	市長 建築安全課	122	H29.10.6	申出	5条2号	道路調査報告書N 平成5年協定書、1		計画図	1	H29.10.30	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、 電話番号、印影	
129	市長建築安全課	123	H29.10.10	請求	5条2号	道路調査報告書N 案内図、公図	lo.6017		1	H29.10.27	部分公開	7条2号	個人の氏名、電話番 号	
130	市長建築安全課	124	H29.10.11	請求	5条6号	道路調査報告書N	lo.3531再	調査	1	H29.10.20	部分公開	7条2号	個人の氏名、電話番 号	
131	市長建築安全課	125	H29.10.13	請求	5条6号	建設リサイクル法 平成29年8月1日 ~ 12日			1	H29.11.7	部分公開	7条2号	個人の氏名	
132	市長建築安全課	126	H29.10.17	請求	5条1号	道路調査報告書N 報告書(平成24年 及び協定道路計画 号1997号)の一部	12月4日) 回図(道路	調査番	1	H29.10.25	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、電話番 号、法人名	
133	市長建築安全課	128	H29.10.19	請求	5条2号	道路調査報告書N 年9月27日決裁)2			1	H29.11.13	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、電話番号、ナンバープレート、法人名	
134	市長建築安全課	129	H29.10.20	請求	5条2号	道路調査報告書N 真、案内図、公図	lo.4616 .	た、写	1	H29.11.10	公開			
135	市長建築安全課	131	H29.10.26	申出	5条6号	道路調査報告書N No.2804調査書、西		公図、	2	H29.12.7	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、住所、 電話番号、法人名	
136	市長建築安全課	133	H29.10.30	請求	5条2号	道路調査報告書 27年8月19日決裁 案内図(カラー)、	;)		1	H29.11.21	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、電話番 号、法人名	
137	市長建築安全課	134	H29.10.30	請求	5条6号	道路調査報告書N公図(カラー)、協定(カラー)		)、公図	1	H29.12.20	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、 印影	
138	市長建築安全課	135	H29.11.1	請求	5条6号	道路調査報告書N 公図、境界確定図 モ、写真(2枚・カラ 書(2枚)	]、平成21		2	H29.12.8	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、 電話番号、印影、ナン バープレート	
139	市長 建築安全課	139	H29.11.6	請求	5条6号	建築リサイクル法 受付簿(10月中に			1	H29.11.20	部分公開	7条2号	個人の氏名	
140	市長建築安全課	143	H29.11.21	申出	5条2号	道路調査報告書N協定書(2枚)	lo.6225内	協定書	1	H29.12.8	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、 印影	
141	市長 建築安全課	144	H29.11.21	請求	5条2号	道路調査報告書N 地図、公図、現況		<u>×</u>	1	H29.12.8	部分公開	7条2号	個人の氏名	
142	市長建築安全課	145	H29.11.27	請求	5条6号	道路調査報告書N 年9月5日決裁 現況利用図、現況		平成24	1	H29.12.13	部分公開	7条2号	個人の氏名、印影	
143	市長建築安全課	146	H29.11.28	請求	5条6号	建設リサイクル法 (平成29年9月~1			2	H29.12.14	部分公開	7条2号	個人の氏名	
144	市長建築安全課	148	H29.12.7	請求	5条6号	建設リサイクル法 受付簿(平成29年 れたもの)			1	H30.1.12	部分公開	7条2号	個人の氏名	
145	市長建築安全課	149	H29.12.12	請求	5条2号	道路調査報告書N 地図、公図、平成 出書、計画図、案 ラー)	21年協定	書内届図(カ	1	H30.1.5	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、 電話番号、印影	
146	市長建築安全課	150	H29.12.12	申出	5条2号	No.6318内昭和52 書 協定書(4枚)	年12月26	日協定	1	H30.1.5	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、 印影	
147	市長建築安全課	155	H29.12.18	請求	5条6号	道路調査報告書N 報告書、地図(カラ			1	H30.1.19	部分公開	7条2号	個人の氏名	
148	市長 建築安全課	156	H29.12.18	請求	5条6号	道路調査報告書N公図、写真(2枚)		地図、	1	H30.1.5	部分公開		個人の氏名、電話番号、法人名	
149	市長建築安全課	158	H29.12.22	申出	5条1号	道路調査報告書N 書、取扱いについ 変更した協定書、 築計画の条件、新	て、公図、 一部変更	、一部 図、建	1	H30.1.15	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、 電話番号、印影	
150	市長建築安全課	160	H29.12.26	申出	5条1号	道路調査報告書N 昭和60年6月26日 い、協定不参加理 扱いについて、案 する場合の条件、 定書、計画図、宅: 図、現況図(1)(2)、	協定書道 由書、私 内図、確認 私道に関 地割図、流	道の取 認申請 する協 則量	1	H30.1.15	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、 電話番号、印影	
151	市長建築安全課	161	H30.1.5	申出	5条2号	道路調査報告書 書、私道取扱い、 係者、案内図			1	H30.1.29	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、 電話番号、印影	
152	市長 建築安全課	162	H30.1.5	請求	5条6号	建設リサイクル法 受付簿(平成29年			1	H30.1.30	部分公開	7条2号	個人の氏名	

				請求	=+ 15 abr		対象			<b>如</b> 丑	型内容	
通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	・申出の区分	請求者 (申出者)	請求概要	文書数	公開 実施日	処理区分	理由	非公開部分の内容	備考
153	市長建築安全課	163	H30.1.5	申出	5条2号	道路調査書No.5754内 平成5年協定書、一部変更した協 定書、建築計画をする場合の条 件、新旧合せ図	1	H30.2.2	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、 電話番号、印影、	
154	市長建築安全課	164	H30.1.10	請求	5条2号	道路調査報告書No.6348(平成30年1月5日決裁)案内図、写真、公図	1	H30.1.19	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、電話番 号、法人名	
155	市長建築安全課	170	H30.1.12	請求	5条2号	道路調査報告書No.6347(平成29 年12月28日決裁)案内図、公図、 写真1~6(すべてカラー)	1	日程調整中	部分公開	7条2号	写真内表札	
156	建築安全課	171	H30.1.15	請求	5条1号	道路調査報告書No.6123 案内図(カラー)、公図(カラー) 平成19年協定書(合意書(カラー)、整備図(カラー)、公図(カラー)、案内図(カラー)) 平成17年協定書(合意書(カラー)、案内図(カラー)、予定図、現況図、公図(カラー))	3	H30.2.1	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、住所、 印影、法人名	
157	市長建築安全課	172	H30.1.16	請求	5条6号	道路調査報告書No.6094 案内図、公図、換地図(すべてカ ラー)	1	H30.2.7	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、電話番 号、法人名	
158	市長建築安全課	177	H30.1.22	請求	5条6号	建設リサイクル法に基づく解体の 受付簿(平成29年10月、11月、12 月に申請されたもの)	1	H30.2.9	部分公開	7条2号	個人の氏名	
159	市長建築安全課	179	H30.1.29	請求	5条6号	道路調査報告書 No.4636(平成15年9月11日決裁)カラー 調査及び確認処分の経過、案内 図(カラー)、公図(カラー)、航空写真(カラー)、現場写真(カラー)	1	日程調整中	部分公開	7条2号	個人の氏名、電話番号	
160	市長	180	H30.1.29	申出	5条6号	道路調査書No.694(昭和54年3月 29日決裁)(カラー) 公図(カラー)、案内図(カラー)、写 真(カラー)、念書(白黒)、実測図 (白黒)	1	日程調整中	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、 電話番号、印影	
161	市長建築安全課	181	H30.2.1	請求	5条2号	道路調査報告書No.5427 案内 図、公図、地籍測量図(すべてカ ラー)	1	H30.3.22	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、印影、 法人名、電話番号	
162	市長建築安全課	182	H30.2.2	請求	5条2号	道路調査報告書NO.6187 案内図(カラー)、公図(カラー)	1	H30.2.22	公開			
163	市長建築安全課	183	H30.2.2	申出	5条2号	道路調査報告書No.6187内60-17 取扱いについて、現況図、公図、 協定書	1	H30.2.22	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、 印影	
164	市長建築安全課	184	H30.2.5	請求	5条6号	建設リサイクル法に基づく解体の受付簿(平成30年1月中に申請)	1	H30.3.5	部分公開	7条2号	個人の氏名	
165	市長建築安全課	186	H30.2.5	請求	5条6号	道路調査報告書No.3640内資料 案内図、写真(2枚)、写真(2枚)、 公図、メモ、航空写真、案内図	1	H30.2.28	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、電話番号、ナンバープレート、法人名	
166	市長建築安全課	187	H30.2.5	申出	5条6号	道路調査報告書No.3646 案内図、写真、公図、土地測量図	1	H30.2.28	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、法人名	
167	市長建築安全課	189	H30.2.7	請求	5条2号	道路調査報告書 No.5916公図、 地図(カラー)	1	H30.3.8	部分公開		個人の氏名、電話番 号、法人名	
168	市長建築安全課	191	H30.2.9	請求	5条6号	道路調査報告書No.6200(平成25年2月5日決裁) 案内図、公図、協定書(両面)、土 地地形図、現況図(すべてカラー)	1	H30.3.5	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、 印影	
169	市長建築安全課	193	H30.2.13	請求	5条6号	道路調査報告書No.6130(平成24 年11月5日決裁) 案内図(カラー希望)、参考図	1	H30.3.1	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、電話番号、法人名、住所	
170	市長建築安全課	194	H30.2.13	請求	5条2号	道路調査報告書No.4523(平成15年5月14日決裁)(2ページ分) 案内図(カラー希望)	1	H30.3.2	部分公開	7条2号	個人の氏名	
171	市長建築安全課	195	H30.2.13	請求	5条1号	建設リサイクル法申請書 平成29年11月~12月、川口市栄 町1丁目10番18号の解体工事	1	H30.2.27	部分公開	7条2号	個人の氏名	
172	建築安全課	196	H30.2.14	請求	5条2号	道路調査報告書No.5085 案内図、平成23年協定書、公図、 写真(2枚)、私道の取扱いについ て、協定書、取り扱い基準、関係権 利者(4枚)、土籍測量図、現況図お よび道路協定書、土地利用計画 書、境界杭写真(2枚)カラ一部分 はカラー希望		H30.3.1	部分公開		個人の氏名、電話番 号、印影、法人名	
173	市長建築安全課	197	H30.2.16	請求	5条2号	道路調査報告書No.4389 案内図、公図、写真(すべてカラー)	1	H30.4.4	部分公開	7条2号 7条4号	ナンバープレート、法 人名、電話番号	
174	市長建築安全課	198	H30.2.16	請求	5条6号	道路調査報告書No.4421 案内図、公図、写真(すべてカラー)	1	H30.3.13	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、電話番号、ナンバープレート、法人名	
175	市長建築安全課	200	H30.2.20	請求	5条1号	川口市栄町1丁目10番18号 建設リサイクル法に基づく解体申 請書及び添付資料	1	H30.2.28	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、 電話番号、印影	

		豆丛	₩ 4	請求	== + <del></del>					対象	八目目		処理	型内容	
通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	・申出 の区分	請求者(申出者)	請	求	概	要	文書数	公開 実施日	処理区分	理由	非公開部分の内容	備考
176	市長建築安全課	201	H30.2.21	請求	5条6号	建設リサイ 平成29年1 20日				1	H30.3.7	部分公開	7条2号	個人の氏名	
177	市長建築安全課	204	H30.3.1	請求	5条1号	道路調査報 メモ(平成2 内図(カラ・	20年12			1	日程調整中	公開			
178	市長建築安全課	207	H30.3.2	請求	5条6号	建設リサイ				1	H30.3.28	部分公開	7条2号	個人の氏名	
179	市長建築安全課	208	H30.3.5	請求	5条2号	道路調査報 公図(カラ・		No.5081		1	H30.6.4	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、電話番 号、法人名	
180	市長建築安全課	209	H30.3.6	請求	5条2号	道路調査報 私道現況 <sup>は</sup>				1	H30.3.29	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、 印影	
181	市長 建築安全課	210	H30.3.8	請求	5条6号	道路調査報 年8月26日 案内図、公 (カラー)、	決裁)  図(カ <del>-</del>	ラ一)、 f	航空写真	1	H30.3.16	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、電話番 号、印影、法人名	
182	市長	211	H30.3.8	申出	5条6号	道路調査 和62年9月 枚)	書No.27  24日決 ラー)、2 )、相談	71(566 表数)(表 公図2(ナ	30内)(昭 表、裏計2 カラー)、写	1	H30.3.16	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、住所、 電話番号、印影、法 人名、電話番号、	
183	市長建築安全課	213	H30.3.14	請求	5条2号	43条1項但 書の内容 道路番号2 目2475-3	書(協)			1	日程調整中	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、 電話番号、印影	
184	市長建築安全課	214	H30.3.16	申出	5条6号	道路相談N	No.2855	の同意	書2通	1	H30.4.5	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、 印影	
185	市長みどり課	38	H29.6.13	請求	5条6号	平成29年月 円以上の付 細の写し				2	H29.7.5	部分公開	7条2号 7条4号	担当者氏名、法人の 印影	
186	市長からり課	57	H29.7.3	請求	5条1号	物品入札を の業種番り 材)に係わ 書類(平成 月)	号24(園 る物品	芸·鳥 購入実	獣・造園資 :績が判る			取下げ			請求者の申 出による取 下げ
187	市長みどり課	104	H29.9.19	請求	5条6号	川口市で持 区の指定を 置を特定す	犬況の-	一覧リス	く 入び位	1	H29.10.19	公開			
188	市長公園課	38	H29.6.13	請求	5条6号	平成29年月 円以上の付 細の写し				1	H29.7.5	部分公開	7条4号	法人の印影	
189	市長公園課	168	H30.1.12	請求	5条3号	平成29年4 「幹線第16 帯管理委割	3号線外	8路線		1	H30.2.5	部分公開	7条4号	(一財)建設物価調査 会発行の「造園修景 積算マニュアル」参照 箇所 (一財)経済調査会発 行の「公園・緑地の維 持管理と積算」参照 箇所	
190	市長公園課	169	H30.1.12	請求	5条3号	平成29年7 「新市立高 り設計書の	等学校		事」金入	1	H30.2.5	公開			
191	市長 歴史自然公園・火葬 施設整備室	38	H29.6.13	請求	5条6号	平成29年原 円以上の何 細の写し				1	H29.7.5	部分公開	7条4号	法人の印影	
192	市長 歴史自然公園·火葬 施設整備室	167	H30.1.12	請求	5条3号	平成29年8 「川口市火 り設計書の (本工事費 一位代価額	雄施設 全部 内訳書	植栽工		1	H30.1.31	公開			
193	市長街路事業課	66	H29.7.10	請求	5条6号		線(施	行期間	置図 平成16年 31日 延長	1	H29.7.28	公開			
194	市長	38	H29.6.13	請求	5条6号	平成29年原 円以上の 細の写し				1	H29.7.5	部分公開	7条4号	法人の印影	
195	市長区画整理課	120	H29.10.5	請求	5条1号	川口都市語整理事業 44画地 重	第1工					非公開	11条2項 (文書不 存在)		
196	市長	175	H30.1.22	請求	5条6号	区画整理語 理事業用は 保険」契約 かる仕様語	課様所領 地施設領 ]の平成	管理者 29年度	賠償責任 契約にか	1	H30.2.2	部分公開	_	法人の印影	
197	市長下水道管理課	38	H29.6.13	請求	5条6号	平成29年月 円以上の付 細の写し				1	H29.7.5	部分公開	7条4号	法人の印影	
198	市長	136	H29.11.1	請求	5条6号	川口市桜 番号158号 の開発行 課に保管	け 為に関す されてい	する、下	水道維持			取下げ			情報提供
	下水道維持課					関する資料	4								

		四八	马 / <del>+</del>	請求	建步李			対	象	公開		処理	型内容	
通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	・申出の区分	請求者(申出者)	請求	概 要	文	書数	公開 実施日	処理区分	理由	非公開部分の内容	備考
199	市長会計課	38	H29.6.13	請求	5条6号	平成29年度契約の 円以上の保険契約 細の写し			1	H29.7.5	公開			
200	市長 看護専門学校	38	H29.6.13	請求	5条6号	平成29年度契約の 円以上の保険契約 細の写し			1	H29.7.5	公開			
201	市長 消防総務課	38	H29.6.13	請求	5条6号	平成29年度契約の 円以上の保険契約 細の写し			4	H29.7.5	部分公開	7条4号	法人の印影	
202	市長 予防課	37	H29.6.7	請求	5条6号	平成28年11月30日 埼玉県川ロ市川口 〇〇〇〇で発生し 式	10丁目0番		1	H29.6.27	部分公開	7条2号 7条7号	火元欄(表)の原語の表別の原語の表別の原語の原語の原語の原語の原語の原語の原語の原語の原語の原語の原語の原語の原語の	
203	市長	40	H29.6.13	請求	5条6号	平成28年11月30日 ロ市川口〇丁目〇 災に関する調査書	)番地〇号の		1	H29.6.27	部分公開	7条2号 7条7号	火災開東 大元欄、か 大元欄、か 大元欄、か 大変で 大変で 大変で 大変で 大変で 大変で 大変で 大変で	
204	市長	56	H29.6.29	請求	5条2号	平成29年1月15日 〇〇番地において 関する資料(出火原 査報告書・質問調の状況報告書・実 害申告書・図面・カ	発生した火災 原因判定書・ 書・現場到着 況見分調書・	だに 調 時	1	H29.7.19	部分公開	7条2号 7条4号 7条7号	火災調す(表)の火火災調す。 大元欄、り災概等の大点側、り変概等の火災調査書、裏の火災原因概要でででででででででででいる。 東京四級では、発見の火災原の大力でででできまれる。 東京の火災のでできまれる。 大力の火火災のでできまれる。 大力の火火災の火火災のできまれる。 大力の火火災の火火災の火火災のできまれる。 大力の火火災の火火災の火火災のできまれる。 大力の火火災の火火災の火火災の火火災の火火災のが、大力でできまれる。 大力の火火災の火火災の火火災の火火災の火火災のが大力できまれる。 大力の火火災の火火災の火火災の火火災の火火災の火火災の火火災の火火災の火火災の火火	
205	市長	83	H29.8.4	請求	5条1号	平成29年3月28日 川口市朝日〇丁目 生した火災に伴うり 質問調書			1	H29.8.25	部分公開	7条2号 7条7号	火災調査書(表)の火 元欄、り災概要欄、原 因欄、火災調査書 (裏)の火災原因概要 欄、発見通報)火災原因概要 欄、火災原因判定 書、質問調書	
206	市長 予防課	92	H29.8.23	請求	5条1号	液石油ガス設備エ 10年間分)(500kg 満)					取下げ			情報提供
207	水道事業管理者水道総務課	61	H29.7.3	請求	5条1号	物品入札参加資格 の業種番号24(園 材)に係わる物品則 書類(平成28年4月 月)	芸・鳥獣・造園 購入実績が半	園資制る			取下げ			請求者の申出による取下げ
208	水道事業管理者 施設課	23	H29.5.18	請求	5条6号	水道事業の積算時 成29年度版材料単 (名称・規格・金額 もの)	鱼価一覧表	`   ,	2	日程調整中	公開			
209	水道事業管理者 施設課	41	H29.6.14	請求	5条6号	平成28年度、平成 を基に決定した単位 資材単価表のすべ	価を除く) 水		4	H29.6.27	公開			

温 来早	中体機則(配答:31)	受付	受 付	請求 ·申出	請求者	請	<del>1</del> 2	#BII	曲	対象	公開		処理	里内容	
进し留写	実施機関(所管課)	No.	年月日	の区分	(申出者)		求	概	要	文書 数	実施日	処理区分	理由	非公開部分の内容	備考
210	水道事業管理者	159	H29.12.26	請求	5条1号	・漏・市水・市株(契・選・保谷設業・等栃可・廃田理・廃ので、北川管エ川管式産約漏方漏設工備廃野運木の口棄乙業口乗り成工口工事市工会業書工法工備業、棄建搬県写下物道保市物ケ谷事が事教水等、乗り事の事の事の	牛道業的道業 医写に型にタポナ集代る業 工管記責送里数部協書部協 物しに型従力設代衆車 〇廃 事所1許田の給利 に 出明事工備使運、〇乗 業、産許田の信約 に 出明事工備使運、〇乗 業、産許田の	水目が水目 基 るのす業、用般産り物 協川業可保の管合、管、 づ 産写る、明車業業の収 同口廃の管し理二 理関 ご 業し組形立両許廃の集 組市棄し場、	課社 課野 三 秦 合才志全可乗り増搬 合赤物、所漏川の 川建 協 物 大道水村での物玉業 定芝中 の水口漏 口材 定 処 久熊道産し土県許 業新処 業事	19	日程調整中	部分公開	7条2号 7条4号	法人社員の氏名、印影、法人の印影	
211	水道事業管理者 浄水課	2	H29.4.5	請求	5条2号	神根浄水 <sup>は</sup> 28年8月30 (設計価格 文書を含む	)日開札 算出に	)金入り	設計書	1	H29.4.21	公開			
212	水道事業管理者 浄水課	142	H29.11.15	請求	5条6号	新郷浄水 <sup>均</sup> 29年7月26				1	日程調整中	公開			
213	水道事業管理者	216	H30.3.20	請求	5条2号	石神配水均 のうち建設 中の変更記 金額	上事請	負変更	契約書の			取下げ			請求者の申 出による取 下げ
214	病院事業管理者	62	H29.7.3	請求	5条1号	物品入札を の業種番を 材)に係わ 書類(平成 月)	号24(園 る物品	芸·鳥兽 購入実績	状・造園資 績が判る			取下げ			請求者の申 出による取 下げ
215	病院事業管理者	97	H29.9.5	請求	5条6号	・川口市立 度の医険料 ・平成23年 での間に図 をして を 日、受 取 日 要	賠償責任  含む)  4月~平  医師賠償  け取った	E保険の で成28年 責任保 こ保険金	D契約内 F3月末ま 院の事 金の事故	1	日程調整中	部分公開	7条4号	法人の印影	
216	教育委員会教育総務課	59	H29.7.3	請求	5条1号	物品入札を の業種番を 材)に係わ 書類(平成 月)	号24(園 る物品	芸·鳥兽 購入実績	状・造園資 績が判る			取下げ			請求者の申 出による取 下げ
217	教育委員会 生涯学習課	39	H29.6.13	請求	5条6号	平成29年原 円以上の位 細の写し				1	H29.7.5	部分公開	7条4号	法人の印影	
218	教育委員会 生涯学習課	95	H29.8.28	請求	5条6号	平成29年原 係る保険記 険)				1	H29.9.21	公開	7条4号	法人の印影	
219	教育委員会中央図書館	10	H29.4.24	請求	5条1号	中央図書館 札に関する (最新のも	る文書			2	H29.5.17	部分公開	7条4号 7条7号	法人の印影、最低制 限価格	
220	教育委員会中央図書館	11	H29.4.24	請求	5条1号	川口市の名の防犯カメ 現供の状況 年4月1日以内容)	くうの設 兄がわか	置状況. へる文書	及び情報 手(平成27	1	H29.5.17	非公開	7条5号		
221	教育委員会中央図書館	46	H29.6.16	請求	5条2号	川口市立即			バリアフ			取下げ			請求者の申 出による取 下げ
222	教育委員会科学館	39	H29.6.13	請求	5条6号	平成29年原 円以上の位 細の写し				1	H29.7.5	部分公開	7条4号	法人の印影	
223	教育委員会スポーツ課	39	H29.6.13	請求	5条6号	平成29年原 円以上の位 細の写し				1	H29.7.5	部分公開	7条4号	法人の印影	
224	教育委員会 スポーツ課	54	H29.6.23	請求	5条1号	「戸塚スポ場、戸塚橋ける指定管クラブグルの事業計画	夏戸公園 宮理者(株 ノープの <sup>3</sup> 画書及び	内運動 コナミス 平成24年 ド収支計	場」にお スポーツ 年応募時 十画書	1	H29.7.7	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、個人が 特定できる写真、法 人の技術上のノウハ ウに関する情報、法 人の評価に関する情報	
225	教育委員会 学務課	42	H29.6.15	請求	5条6号	学校校務員 契約に係る 定、入札、	る全ての	文書()	派遣の決			取下げ			情報提供

		受付	受付	請求	請求者				_	対象	公開		処理	型内容	
	実施機関(所管課)	No.	年月日	・申出 の区分	(申出者)	請	求 柞	概	要	文書 数	実施日	処理区分	理由	非公開部分の内容	備考
226	教育委員会 学務課	58	H29.7.3	請求	5条1号	川口市芝南/ 〜21年度の かる文書						取下げ			情報提供
227	教育委員会 学務課	176	H30.1.22	請求	5条6号	平成29年度「 係る保険契約 び保険証券の	的に関す			2	H30.2.14	部分公開		仲立人氏名、法人の 印影	
228	教育委員会学務課	205	H30.3.1	請求	5条3号	平成29年度。 対応において 書類、面接の	て、学校:	長の提	出した			取下げ			請求者の申 出による取 下げ
229	教育委員会	206	H30.3.1	請求	5条1号	1〇口が請えのでは、 はない	元員あ はあい20年と月〇人 長に申員 はりませんのでは、 はあい20年がが20人のと月〇人 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	OOO 可請した た通係教に に を は に を は に に は に は に は に に は に は に は に は に は に に は に に は に に の の に に の に に に に に に に に に に に に に	の指で が消す 指事第行が 立が続き では、 の本語で では、 の本語で の本で のる の本で	1	H30.4.3	部分公開	7条2号 7条7号 11条2項 (文書不 存在)	校長が作成した評価 に関する情報 3については文書不 存在	
230	教育委員会	218	H30.3.29	請求	5条1号	平成27年7月 職員玄関施録 (最終的に全 時間の記録)	錠時間の 員が学	D記録				非公開	11条2項 (文書不 存在)		
231	教育委員会	219	H30.3.29	請求	5条1号	平成27年7月 校日誌及び村			学校学	1	H30.5.1	部分公開	7条2号 11条2項 (文書不 存在)	個人の氏名 校内研修資料は廃棄 済みのため文書不存 在	
232	教育委員会	220	H30.3.29	請求	5条1号	平成27年5月 校日誌及び村			学校学	1	H30.5.1	部分公開		個人の氏名 校内研修資料は廃棄 済みのため文書不存 在	
233	教育委員会	221	H30.3.29	請求	5条1号	平成27年戸 間テスト、期 し(国語、社会 家庭、体育、	末テスト 会、理科	問題用 、数学	紙の写 、技術			非公開	11条2項 (文書不 存在)		
234	教育委員会 指導課	39	H29.6.13	請求	5条6号	平成29年度 円以上の保 細の写し				2	H29.7.5	部分公開	7条4号	法人の印影	
235	教育委員会 指導課	74	H29.7.25	請求	5条6号	川口市立〇(基本方針及び対処の経過)	び重大事	家に関				取下げ			情報提供
	教育委員会 指導課	90	H29.8.21	請求	5条1号	平成29年度( 安行小、原町 小、木曽呂小 根中)を示す	Ţ小、戸 <sup>垻</sup> ヽ、東中、	塚小、 、芝西	<b>芝西</b>			取下げ			情報提供
237	教育委員会指導課	95	H29.8.28	請求	5条6号	平成29年度 に係る保険記 保険) 平成29年度で 習事業「きら る保険証券(	正券(傷害 中学生の り川口夢	害保険 D職場( ダワーク	、賠償 本験学 りに係	1	H29.9.21	部分公開	7条4号	法人の印影	
	教育委員会 指導課	130	H29.10.23	請求	5条6号	平成29年度「 習事業「きら る保険証券(	り川口夢	ラワーク	7」に係	1	H29.11.9	部分公開	7条4号	法人の印影	
239	教育委員会 指導課	140	H29.11.10	請求	5条6号	川口市教育 指導上懸案! かる文書一も 特に平成29 <sup>4</sup> 関与したもの	委員会に こなって「 切 年11月9	こ置いていること	生がわ			取下げ			情報提供
240	教育委員会 指導課	176	H30.1.22	請求	5条6号	平成29年度 係る保険契約 び保険証券(	教育ボ			1	H30.2.14	部分公開	7条4号	法人の印影	
241	教育委員会指導課	202	H30.2.27	請求	5条6号	川口市立〇(め問題調査を 全て(調査委員会会議録、 事故発生報行	〇学校の 委員会」 員会報行 、児童生	に関す 告書、	る記録 調査委	1	H30.5.1	部分公開	7条1号 7条2号	報告書内審議内容の一部、個人の氏名	
	教育委員会	217	H30.3.22	請求	5条6号	川口市のいし 報告書(平成 事案を受けて 員会の報告	29年5月 C設置さ	引に発生	<b>主した</b>	1	H30.5.8	部分公開	7条1号 7条2号	報告書内審議内容の一部、個人の氏名	

·= -		受付	受 付	請求	請求者	== _i>_ion	対象	公開		処理	里内容	, see -t
通し番号	実施機関(所管課)	No.	年月日	・申出の区分	(申出者)	請求概要	文書 数	実施日	処理区分	理由	非公開部分の内容	備考
243	教育委員会	22	H29.5.17	請求	5条1号	下記の調理委託事業に関する文書 ・平成28年度及び平成29年度の自校調理小学校8校 ・平成28年度8月以降の桜町小、南鳩ケ谷小 ・平成28年度及び平成29年度の新郷給食センター、南平給食センター、元郷給食センター・・平成28年度及び平成29年度の臨時調理員関係	39	H29.6.20	部分公開	7条2号 7条4号	個人の印影、法人の印影	
244	教育委員会	25	H29.5.18	請求	5条1号	元郷給食センター調理委託(契約書、仕様書、見積書)、新郷学校給食センター(見積書)、南平学校給食センター(見積書)、自校調理校詢理委託(見積書)、給食調理委託(見積書)、配膳業務委託(見積書)	8	H29.6.1	部分公開	7条2号 7条4号	個人の印影、法人の印影	
245	教育委員会学校保健課	39	H29.6.13	請求	5条6号	平成29年度契約の保険料が10万 円以上の保険契約の保険証券・明 細の写し	1	H29.7.5	部分公開	7条4号	法人の印影	
246	教育委員会	106	H29.9.25	請求	5条1号	前川小及び幸町小の学校給食委託のプロポーザル選考方法における決裁関係資料・委託関係書 一次審査・二次審査・契約書	4	H29.10.17	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、印影、法人の印影	
247	議会事務局庶務課	14	H29.5.1	請求	5条1号	平成28年3月議会において討議された「市道路河川占用料条例」に関する議事録(本会議及び委員会)	1	H29.5.25	公開			
248	議会事務局庶務課	28	H29.5.22	請求	5条1号	平成29年5月9日及び5月18日に開催された議会改革推進委員会の 会議録	2	H29.6.12	部分公開	7条6号	発言議員名・発言会 派が特定できる事項	
249	議会事務局庶務課	63	H29.7.3	請求	5条1号	物品入札参加資格業種別区分表 の業種番号24(園芸・鳥獣・造園資 材)に係わる物品購入実績が判る 書類(平成28年4月~平成29年5 月)			取下げ			請求者の申 出による取 下げ
250	議会事務局庶務課	78	H29.7.31	請求	5条1号	平成29年7月25日に開催された議 会改革推進委員会の会議録	1	H29.8.21	部分公開	7条6号	発言議員名・発言会 派が特定できる事項	
251	議会事務局庶務課	138	H29.11.2	請求	5条1号	平成29年10月31日に開催された 議会改革推進委員会の会議録	1	H29.11.24	部分公開	7条6号	発言議員名・発言会 派が特定できる事項	
252	議会事務局庶務課	173	H30.1.19	請求	5条1号	川口市議会・政務活動費に関する 以下の公文書一式 平成28年度の領収書等を含む収 支報告書。なお、報告書に添付さ れた資料・使途内容を証する全て を含む	1	H30.3.30	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、印影、法人の印影	
253	議会事務局庶務課	174	H30.1.19	請求	5条1号	平成28年度川口市議会・政務活動費に関する以下の公文書・収支報告書(一覧表がある場合、一覧表も含む。各議員・各会派の費目別支出合計額が分かるもの、政務調査報告書(個表)・領収書含まず)・事務所設置報告書(政務活動費の費用負担で事務所を設置している議員・会派の一覧表がある場合、一覧表を含む)	2	H30.2.8	部分公開	7条2号	個人の印影	
254	議会	178	H30.1.25	請求	5条1号	平成30年1月23日に開催された議 会改革推進委員会の会議録	1	H30.2.14	部分公開	7条6号	発言議員名・発言会 派が特定できる事項	
255	議会事務局 <u>庶務課</u> 農業委員会 農業委員会事務局	60	H29.7.3	請求	5条1号	物品入札参加資格業種別区分表 の業種番号24(園芸・鳥獣・造園資 材)に係わる物品購入実績が判る 書類(平成28年4月~平成29年5 月)			取下げ			請求者の申出による取下げ

# 表-4 情報公開請求・申出者の内訳

区 分	件数
①市内に住所を有する者	51
②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	65
③市内に存する事務所又は事業所に勤務する者	7
④市内に存する学校に在学する者	0
⑤実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	0
⑥公文書の公開を必要とする理由を明記できるもの	98
合 計	221

# (2)非公開決定等の理由

非公開又は部分公開の理由は、情報公開条例第7条第2号の個人に関する情報と第7条第4号の法人に関する情報に該当するとして非公開としたものが多くありました。(表-5)

# 表-5 非公開又は部分公開の理由

区 分	件数
法令秘情報(第7条第1号)	2
個人に関する情報(第7条第2号)	272
個人識別符号(第7条第3号)	0
法人等に関する情報(第7条第4号)	244
公共の安全と秩序の維持に関する情報(第7条第5号)	1
審議、検討、協議に関する情報(第7条第6号)	17
事務又は事業に関する情報(第7条第7号)	25
国等との協力関係に関する情報(第7条第8号)	0
合 計	561

※同一処分に複数の非公開理由が含まれている場合があります。 その他に非公開決定した理由として、文書不存在(第11条第2項) によるものが8件あり、このうち3件は一部文書不存在として部分公開 しており、残りの5件は文書不存在として非公開としております。 存否応答拒否(第10条)として非公開としたものはありませんでした。

# 1 個人情報保護制度について

#### (1)目的

市が保有する自己に関する保有個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する権利を保障することにより、情報に関する個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の推進に資することを目的としています。

# (2) 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者及び議会からなる市の全ての機関が対象となります。

### (3) 個人情報の適正な取り扱いについて

実施機関が保有個人情報を取り扱う際のルールを、次のように定めています。 ア 収集の制限

- ア)個人情報の収集をするときは、個人情報取扱業務及びその業務において個人情報を利用する目的を明確にした上で、その個人情報取扱業務を遂行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- イ) 思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる おそれのある個人情報は、原則として収集してはならない。
- ウ) 個人情報を収集するときは、原則として本人から収集する。
- イ 保有個人情報の利用及び提供の制限
  - ア) 実施機関は、原則として利用目的以外の目的のために保有個人情報を 自ら利用し、又は提供してはならない。
  - イ)実施機関は、保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用し又は 提供したときは、個人情報保護条例第8条第2項の規定により、一定の 事項を審議会に報告しなければならない。
  - ウ)実施機関は、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは 方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。
- ウ 保有特定個人情報の利用及び提供の制限
  - ア) 実施機関は利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用 してはならない。
  - イ) 実施機関は番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。
- エ 電子計算組織の結合の制限 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理するときは、原則

として本市以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。

#### オ 適正な維持管理

- ア)保有個人情報は正確かつ最新のものとする。
- イ)保有個人情報の紛失、破損、改ざん、漏えい等の事故を防止する。
- ウ)保有する必要のなくなった保有個人情報は、確実かつ速やかに廃棄又 は消去する。
- エ)保有個人情報の適正管理を図るため、各課に個人情報保護管理責任者 を設置する。
- オ) 個人情報取扱業務を委託するときは、個人情報の適正な管理に関する 契約上の定めその他個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるようにす る。

## カ 個人情報取扱業務の登録

市が収集・利用する個人情報の所在、内容を明らかにするため、個人情報を取り扱う業務の登録を行い、その目録を作成し、一般の閲覧に供さなければならない。

#### (4) 自己に関する情報をコントロールする権利

実施機関の保有する公文書に記録された自己に関する保有個人情報については、誰でも次のような請求ができます。

#### ア 開示請求

自己に関する保有個人情報の閲覧、写しの交付の請求ができます。

#### イ 訂正請求

自己に関する保有個人情報に事実と異なる記載があるとき、訂正の請求ができます。

#### ウ 利用の停止及び消去の請求

実施機関が前記「(3) ア 収集の制限」若しくは法律に違反して自己の 保有個人情報を収集、利用、保管、記録していると認めるとき、実施機関 に対し、その利用の停止又は消去の請求ができます。

#### (5) 保有個人情報の開示

実施機関は、開示請求があったときは、その保有個人情報に次に規定する不 開示情報が記録されている場合を除き、請求者に開示します。

#### ※ 不開示情報

保有個人情報の中には、開示することにより、第三者又は公共の利益が侵害され、又は行政執行上著しい支障が生ずるおそれがあること等の理由から、不開示としなければならないものがあります。このような情報を不開示情報といい、次の7項目を定めています。

# ア 法令秘情報

法令等で開示することができないとされている情報

イ 本人の権利利益に反する情報

未成年者及び成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合であって、開示することが当該開示請求に係る本人の権利利益に反すると認められる情報

#### ウ 開示請求者以外に関する情報

開示請求のあった保有個人情報に開示請求者以外の者に関する情報が含まれている場合であって、開示することにより、その者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの

#### エ 審議、検討、協議に関する情報

市又は国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、適正な意思決定をする際の支障、市民の間の混乱、及び特定の者への利益又は不利益を生じさせるおそれがあるもの

#### オ 事務又は事業に関する情報

市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、事業の性質上、適正な遂行に支障を来すおそれがあるもの

#### カ 国等との協力関係に関する情報

市及び国等の間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報で、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもの

キ 評価、診断、指導、相談、選考等に関する情報

個人の評価、診断、指導、相談、選考等に関する情報であって、開示することにより、その事務事業の適正な遂行に支障を来すおそれがあるもの

#### (6) 開示決定の期限

開示・非開示の決定は、公開請求があった日から起算して15日(市の休日を除く。)以内に行います。また、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、期間を30日(市の休日を除く。)以内に限り延長することがあります。

#### (7) 不服申立て

実施機関は、決定又は不作為について不服申立てがあったときは、学識経験者で構成する第三者機関である川口市情報公開・個人情報保護等審査会に諮問し、その答申を尊重して、速やかに、不服申立てに対する裁決をします。

#### (8) 罰則規定

実施機関等の個人情報の適正な取扱いの確保について、その実効性を高め、 市に対する信頼を確保するため、職員、受注業務従事者等に対して、保有個人 情報の漏洩等の不適正な取扱いがあった場合の罰則を定めています。

# 2 個人情報保護制度の運用状況

## (1)保有個人情報の開示等の請求件数と処理状況

平成29年度の個人情報保護条例に基づく開示請求は67件で、決定件数は64件でした。その 決定内容の内訳としては、全部開示したものは19件、部分開示したものは34件、文書不存在によ る不開示が11件でした。なお、取下げは13件でした。決定件数に対する部分開示を含めた開示 率は82.8%でした。

処理件数を実施機関別に見ると、表-6のとおり市長が73件、教育委員会が4件でした。課別の処理状況は表-8、請求内容については表-10となっております。

また、訂正請求は教育委員会の指導課に1件され、その決定内容は訂正でした。 (表-7)(表-9)

訂正請求の内容は表-11となっております。

### 表-6 実施機関別の保有個人情報開示請求の処理件数

単位:件

						処理件数			+12:11
						ž	央定件数		
							決定内容		
実施機関	受付件数		取下げ					不開示	
			件数		開示	部分開示	不開示情報 に該当	文書不存在	存否応答拒否
市長	63	73	13	60	19	31	0	10	0
教育委員会	4	4	0	4	0	3	0	1	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水道事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	67	77	13	64	19	34	0	11	0

※受付件数は、請求の件数です。

処理件数は、担当課が開示・部分開示・非開示決定処理及び取下げ処理を行った件数です。

表-7 実施機関別の保有個人情報訂正請求の処理件数

単位:件

							単位∶件			
					処理件数					
実施機関	受付件数		H / 13		ž	央定件数				
天心饭闲	文刊计数		取下げ 件数		決定内容					
			11 %		訂正等	一部訂正等	不訂正等			
市長	0	0	0	0	0	0	0			
教育委員会	1	1	0	1	1	0	0			
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0			
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0			
監査委員	0	0	0	0	0	0	0			
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0			
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0			
水道事業管理者	0	0	0	0	0	0	0			
病院事業管理者	0	0	0	0	0	0	0			
議会	0	0	0	0	0	0	0			
合 計	1	1	0	1	1	0	0			

# 表-8 課別の保有個人情報開示請求の開示等の処理状況

単位:件

					処理件数		<b>单位:</b> 件
					7	<del>大定件数</del>	
実力	施機関名	取下げん				決定内容	
			件数		開示	部分開示	不開示 (文書不存在)
	秘書課	2	0	2	0	0	2
	税制課	2	1	1	1	0	0
	納税課	1	0	1	0	0	1
	市民税課	2	0	2	0	1	1
	固定資産税課	1	0	1	0	0	1
	市民相談室	1	0	1	0	1	0
	市民課	40	11	29	9	16	4
	安行支所	1	0	1	0	1	0
市長	生活福祉2課	3	1	2	0	2	0
	障害福祉課	4	0	4	1	3	0
	子ども育成課	1	0	1	1	0	0
	子育て相談課	2	0	2	0	2	0
	国民健康保険課	7	0	7	7	0	0
	開発審査課	1	0	1	0	1	0
	街路事業課	2	0	2	0	1	1
	看護専門学校	1	0	1	0	1	0
	予防課	2	0	2	0	2	0
小	計	73	13	60	19	31	10
教育委員会	学務課	3	0	3	0	2	1
秋月女貝 <u>五</u>	指導課	1	0	1	0	1	0
小	計	4	0	4	0	3	1
合	計	77	13	64	19	34	11

# 表-9 課別の保有個人情報訂正請求の訂正等の処理状況

単位:件

					処理件数		+12.11
ቋ∜	<b>拖機</b> 関名		H / 15		ž	央定件数	
<b>大</b>	凹版图加		取下げ 件数			決定内容	
			11 30		訂正等	一部訂正等	不訂正等
教育委員会	指導課	1	0	1	1	0	0
小	計	1	0	1	1	0	0
合	計	1	0	1	1	0	0

# 表-10 保有個人情報開示請求内容一覧

通し	実施機関	受付	受 付	請求	æ ut 4+ ≠≘	開示		処理内容		/#.# <u>.</u>
番号	所管課	No.	年月日	区分	請求概要	実施日	処理区分	理由	不開示部分	備考
1	市長秘書課	59	H30.2.27	開示	請求者本人及び〇〇〇〇の自宅建設時にベランダを建設できなかったトラブル(壁面後退)の件で、トラブル発生から補償内容と金額が決定する間の、市の業務処理状況及び打合せ内容などが明記された資料一式		不開示 (文書不存 在)	19条2項		
2	市長秘書課	60	H30.2.27	開示	・請求者本人から起こされた平成27年 (ワ)第740号国家賠償請求事件及び平成28年(ネ)第542号国家賠償請求控訴事件に関する市の業務処理状況及び打合せなどが明記された資料一式・請求者本人からの「市の謝罪要求と市長との面会依頼」の市長宛手紙に対し、川口市は「市として対応の必要がないと考えられることから、回答はしない」と決定したが、上記判決で、非開示理由の「当初より開示請求に係る保有個人情報は存在しない」との記載は、国家賠償法1条1項の適比認識のもとに決定された「回答はしない」との上記判断された「回答はしない」との上記判断された「回答はしない」との上記判断された「回答はしない」との上記判断された「回答はしない」との上記判断された「回答はしない」との上記判断された「回答はしない」との上記判断された「回検討した打合せ内容などが明記された資料一式		不開示 (文書不存 在)	19条2項		
3	市長税制課	27	H29.10.6	開示	請求者本人に係る住民票関係・戸籍関係・印鑑登録証明関係・諸証明関係交付申請書(平成26年4月1日から請求日まで分)	H29.10.19	開示			
4	市長 税制課	46	H30.1.4	開示	請求者本人に係る課税証明書・納税証明書の交付請求書		取下げ			請求者の 申出による 取下げ
5	市長納税課	3	H29.4.13	開示	請求者本人に係る税情報システムの閲 覧履歴(平成28年9月~平成29年3月) 請求者本人に係る住基ネットの閲覧履歴 (平成28年9月~平成29年3月)		不開示 (文書不存 在)	19条2項		
6	市長税課	3	H29.4.13	開示	請求者本人に係る税情報システムの閲 覧履歴(平成28年9月~平成29年3月) 請求者本人に係る住基ネットの閲覧履歴 (平成28年9月~平成29年3月)		不開示 (文書不存 在)	19条2項		
7	市長 市民税課	57	H30.2.14	開示	請求者本人に係る(被扶養者であった時を含む)市県民税申告書(請求日から3年前分までのもの)	H30.2.26	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
8	市長固定資産税課	3	H29.4.13	開示	請求者本人に係る税情報システムの閲 覧履歴(平成28年9月〜平成29年3月) 請求者本人に係る住基ネットの閲覧履歴 (平成28年9月〜平成29年3月)		不開示 (文書不存 在)	19条2項		
9	市長市民相談室	61	H30.2.27	開示	・「紛争調整申出書」と「紛争調整申出書 について(通知)川市相収第28号」に関する市の業務処理状況及び打合せ内容な どが明記された資料一式 下記議事録と追記分に関する市の業務 処理状況及び打合せ内容などが明記された資料一式 1)高松建設提出 平成27年6月25日に 行った説明会の議事録 2)高松建設提出 上記議事録の追記及 び訂正書類	H30.3.23	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
10	市長課	1	H29.4.4	開示	請求者本人に係る戸籍(戸籍謄抄本、改製原戸籍、附表)の交付請求書(平成26年4月1日~平成29年4月4日まで)		取下げ			請求者の 申出による 取下げ
11	市長課	2	H29.4.13	開示	請求者本人に係る住民票関係書類(平成28年9月~平成29年3月)		取下げ			請求者の 申出による 取下げ
12	市長	3	H29.4.13	開示	請求者本人に係る税情報システムの閲 覧履歴(平成28年9月~平成29年3月) 請求者本人に係る住基ネットの閲覧履歴 (平成28年9月~平成29年3月)		不開示 (文書不存 在)	19条2項		

通し	実施機関	受付	受 付	請求	= = + + + + + = = = = = = = = = = = = =	開示		処理内容		備考
番号	所管課	No.	年月日	区分	請求概要	実施日	処理区分	理由	不開示部分	1佣-15
13	市長課	4	H29.4.14	開示	請求者本人が手続きを行った無戸籍児 童における就籍手続きから住民票記載ま でのすべての記録(相談日、対応者、手 続内容)	H29.5.9	開示			
14	市長郡	5	H29.4.19	開示	請求者本人にかかる戸籍謄抄本等請求 書 ※川口市戸籍謄本等交付通知書(川市 発第977号)で通知されたもの	H29.5.10	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
15	市長課	6	H29.4.27	開示	請求者本人に係る戸籍謄本及び附票の 交付請求書	H29.4.27	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
16	市長課	7	H29.5.8	開示	請求者本人に係る戸籍謄本交付申請書 (平成29年4月20日申請分)	H29.5.25	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
17	市長郡	8	H29.5.8	開示	請求者本人に係る戸籍謄本交付申請書 (平成29年4月20日申請分)	H29.5.25	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
18	市長 市民課	9	H29.5.8	開示	請求者本人に係る戸籍謄本交付申請書 (平成29年4月21日交付分)		取下げ			請求者の 申出による 取下げ
19	市長課	13	H29.6.7	開示	平成26年4月1日~平成29年6月7日の間に、川口市に提出された請求者本人に係る住民票の交付申請書及び戸籍謄本等の申請書		不開示 (文書不存 在)	19条2項		
20	市長市民課	15	H29.6.8	開示	請求者に関する住民票関係書類	H29.6.14	開示			
21	市長郡	16	H29.6.28	開示	請求者本人の住民票及び戸籍の附票の 交付請求書(平成29年1月~請求日ま で)	H29.7.18	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
22	市長 市民課	20	H29.8.1	開示	請求者本人にかかる戸籍抄本等請求書	H29.8.29	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
23	市長 市民課	22	H29.8.17	開示	平成29年8月7日交付の請求者本人に係 る戸籍謄本交付申請書	H29.8.21	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
24	市長 市民課	23	H29.8.17	開示	平成29年8月7日交付の請求者本人に係 る戸籍謄本交付申請書	H29.10.5	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
25	市長課	24	H29.8.23	開示	請求者本人に係る住民票関係・戸籍関係・印鑑登録証明関係・諸証明関係交付申請書(平成29年7月23日から請求日まで)	H29.8.29	開示			
26	市長課	25	H29.10.2	開示	平成29年9月22日に請求された請求者本 人に係る戸籍謄本等交付請求書等	H29.10.17	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
27	市長課	27	H29.10.6	開示	請求者本人に係る住民票関係・戸籍関係・印鑑登録証明関係・諸証明関係交付申請書(平成26年4月1日から請求日まで分)	H29.10.19	開示			
28	市長課	29	H29.10.24	開示	請求者本人に係る印鑑証明請求関係書 (平成29年10月1日~請求日まで)		取下げ			請求者の 申出による 取下げ
29	市長課	30	H29.11.2	開示	請求者本人に係る戸籍関係書類(平成 29年10月1日から請求日まで)	H29.11.20	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
30	市長課	31	H29.11.2	開示	請求者本人に係る戸籍関係書類(平成 29年10月1日から請求日まで)	H29.11.20	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
31	市長課	33	H29.12.7	開示	請求者本人に係る印鑑登録・変更・廃止 申請書		取下げ			請求者の 申出による 取下げ
32	市長課	34	H29.12.20	開示	請求者本人に係る住民票交付請求書 (平成28年2月10日から平成29年12月20 日まで)		取下げ			請求者の 申出による 取下げ

通し	実施機関	受付	受 付	請求	54 -15 Ing 32	開示		処理内容		144 <del>-</del>
番号	所管課	No.	年月日	区分	請求概要	実施日	処理区分	理由	不開示部分	備考
33	市長郡	35	H29.12.25	開示	請求者本人に係る戸籍謄本交付請求書 の写し(平成29年12月5日交付分)	H30.1.5	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
34	市長郡	42	H29.12.25	開示	請求者本人に係る住民票の写し、戸籍謄抄本、印鑑登録証明書の各交付申請書 (平成29年11月23日以降のもの)		不開示 (文書不存 在)	19条2項		
35	市長課	44	H29.12.26	開示	請求者本人に係る印鑑登録証明申請書 (平成29年1月1日~12月26日迄)		取下げ			請求者の 申出による 取下げ
36	市長課	45	H29.12.26	開示	請求者本人に係る印鑑登録証明申請書 (平成29年11月1日~12月26日迄)					請求者の 申出による 取下げ
37	市長課	46	H30.1.4	開示	請求者本人に係る住民票の写し・戸籍証明書等の交付請求書		取下げ			請求者の 申出による 取下げ
38	市長郡	48	H30.1.5	開示	請求者本人に係る印鑑登録証明書交付請求書(平成29年12月22日から3ヶ月さかのぼった期間のもの)	H30.1.5	開示			
39	市長課	49	H30.1.5	開示	請求者本人に係る印鑑登録証明書交付 請求書(平成29年12月22日から3ヶ月さ かのぼった期間のもの)	H30.1.17	開示			
40	市長郡	50	H30.1.18	開示	請求者本人に係る住民票の写し、戸籍証明書等、印鑑登録証明書交付申請書(平成29年12月1日~平成30年1月18日)	H30.1.31	開示			
41	市長課	51	H30.1.19	開示	請求者本人に係る印鑑登録証明書交付請求書		不開示 (文書不存 在)	19条2項		
42	市長課	52	H30.1.26	開示	請求者本人に係る平成30年1月4日~1 月26日までの印鑑登録証明書交付請求 書	H30.2.26	開示			
43	市長課	53	H30.1.26	開示	請求者本人に係る平成30年1月4日~1 月26日までの印鑑登録証明書交付請求 書、住民票交付申請書及び戸籍謄本等 交付請求書	H30.2.26	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
44	市長郡	54	H30.1.31	開示	請求者本人に係る戸籍証明書等及び住 民票の写し等の交付申請書(平成28年1 月1日~平成30年1月31日)	H30.2.14	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
45	市長郡	56	H30.2.8	開示	請求者本人に係る戸籍謄本の交付申請 書 (平成29年4月21日交付分)	H30.2.9	開示			
46	市長郡	58	H30.2.22	開示	請求者本人に係る印鑑登録証明書交付 請求書 (平成29年6月~請求日までの分)		取下げ			請求者の 申出による 取下げ
47	市長郡	62	H30.3.1	開示	請求者本人に係る印鑑証明請求関係書 (平成29年10月1日~平成30年3月1日まで)		取下げ			請求者の 申出による 取下げ
48	市長	64	H30.3.26	開示	請求者本人に係る戸籍謄本等交付申請書	H30.4.13	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
49	市長課	65	H30.3.28	開示	請求者本人に係る住民票交付申請書(平成29年4月6日~本日分)	H30.4.25	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
50	市長 安行支所	18	H29.7.4	開示	請求者本人にかかる住民異動に関する 届け (平成29年4月1日~平成29年7月4日に 提出されたもの)	H29.7.28	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
51	市長 生活福祉2課	28	H29.10.10	開示	請求者本人に係る川口市が保有する(生活保護ケース記録・面接記録・開廃記録・処遇方針記録・生活保護申請書及び附属書類・保護決定通知・加算等チェック票・連絡票・相談記録・収入申告・収入債状況記録・ず職活動状況報告書・資定負債状況記録・賃賃借等契約書・法第29条の照会記録・扶養調査記録・医療給付調書・医療要否意見書・医療保護同意記録等を含む)すべての情報	H29.11.2	部分開示	16条3号 16条7号	請求者以 外の個人 情報、職員 の断が記載さ れた部分	

通し	実施機関	   受付	受 付	請求	5-t- 15-10g -u-	開示		処理内容		144
番号	所管課	No.	年月日	区分	請求概要	実施日	処理区分	理由	不開示部分	備考
52	市長 生活福祉2課	63	H30.3.6	開示	  請求者本人の保護台帳(記録全て) 		取下げ			請求者の 申出による 取下げ
53	市長 生活福祉2課	67	H30.3.29	開示	平成18年6月に行われた生活保護申請時の記録、申請時におけるミーンズテスト及び保護期間の資料	H30.4.10	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
54	市長 障害福祉課	17	H29.6.30	開示	請求者本人に係る身体障害者手帳申請書類一式	日程調整中	開示			
55	市長障害福祉課	28	H29.10.10	開示	請求者本人に係る川口市が保有する(生活保護ケース記録・面接記録・開廃記録・処遇方針記録・生活保護申請書及び附属書類・保護決定通知・加算等チェック票・連絡票・相談記録・収入申告・収入状況記録・求職活動代事・法第29条の照会記録・扶養調査記録・医療給付調書・医療要否意見書・医療保護同意記録等を含む)すべての情報	H29.11.2	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
56	市長障害福祉課	36	H29.12.25	開示	障害福祉課における請求者本人に関す る全ての記録	H30.2.22	部分開示	16条6号	請求者個 情報 係対 係対 係対 相 が を が を が を が の の の の の の の の の の の の の	
57	市長障害福祉課	39	H29.12.25	開示	障害福祉課における請求者本人に関す る全ての記録	H30.2.22	部分開示	16条6号 16条7号	他関係機関の対応情報 評価・相談に関する情報	
58	子ども育成課	4	H29.4.14	開示	請求者本人が手続きを行った無戸籍児 童における就籍手続きから住民票記載ま でのすべての記録(相談日、対応者、手 続内容)	H29.5.9	開示			
59	市長 子育て相談課	37	H29.12.25	開示	旧子育て支援課における請求者本人に 関する全ての記録	H30.2.22	部分開示	16条3号 16条7号	請求者以 外の個 情報 請求の相談 外の録	
60	市長 子育て相談課	40	H29.12.25	開示	旧子育て支援課における請求者本人に 関する全ての記録	H30.2.22	部分開示	16条3号 16条6号 16条7号	請水所 情球の 情球の まれ が は い は い は い は い は い に に に に に に に に に に	
61	市長 国民健康保険 課	10	H29.5.19	開示	平成27年3月~平成29年5月の期間 病院(歯科、接骨院含む)診療報酬明細書 写し、薬局の調剤報酬明細書の写し	H29.6.14	開示			
62	市長 国民健康保険 課	11	H29.5.19	開示	平成27年3月~平成29年5月の期間 病院(歯科、接骨院含む)診療報酬明細書 写し、薬局の調剤報酬明細書の写し	H29.6.14	開示			
63	市長 国民健康保険 課	12	H29.5.24	開示	平成27年5月~平成29年5月の期間 病院(歯科、接骨院含む)診療報酬明細書 写し、薬局の調剤報酬明細書の写し	H29.6.14	開示			
64	市長 国民健康保険 課	19	H29.7.24	開示	請求者本人に係る歯科のレセプト(平成 29年2月1日~6月30日)	H29.8.21	開示			
65	市長 国民健康保険 課	26	H29.10.5	開示	請求期間内(平成29年6月1日~平成29年8月31日)の国民健康保険課で保有している以下の文書 診療報酬明細書の写し(歯科) 請求者本人に係るもの	H29.10.26	開示			
66	市長 国民健康保険 課	32	H29.11.16	開示	請求者本人に係る平成29年1月から9月 末までのレセプト	H29.11.30	開示			

通し	実施機関	受付	受 付	請求	54 - 15 - 100 - TE	開示		処理内容		/++ +·
番号	所管課	No.	年月日	区分	請求概要	実施日	処理区分	理由	不開示部分	備考
67	市長 国民健康保険 課	55	H30.2.5	開示	戸田中央総合病院(整形外科)、東京医科大学病院(麻酔科)から提出された平成29年11月~12月分の請求者本人のレセプト	H30.2.22	開示			
68	市長開発審査課	61	H30.2.27	開示	・「紛争調整申出書」と「紛争調整申出書」について(通知)川市相収第28号」に関する市の業務処理状況及び打合せ内容などが明記された資料一式下記議事録と追記分に関する市の業務処理状況及び打合せ内容などが明記された資料一式1)高松建設提出 平成27年6月25日に行った説明会の議事録2)高松建設提出 上記議事録の追記及び訂正書類	H30.3.23	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
69	市長 街路事業課	59	H30.2.27	開示	請求者本人及び〇〇〇〇の自宅建設時にベランダを建設できなかったトラブル(壁面後退)の件で、トラブル発生から補償内容と金額が決定する間の、市の業務処理状況及び打合せ内容などが明記された資料一式		不開示 (文書不存 在)	19条2項		
70	市長 街路事業課	60	H30.2.27	開示	・請求者本人から起こされた平成27年 (ワ)第740号国家賠償請求事件及び平成28年(ネ)第542号国家賠償請求事件及び平成28年(ネ)第542号国家賠償請求控訴事件に関する市の業務処理状況及び打合せなどが明記された資料一式・請求者本人からの「市の謝罪要求と市長との面会依頼」の市長宛手紙に対し、川口市は「市として対応の必要がないと考えられることから、回答はしない」と決定したが、上記判決で、非開示理由の「当初より開示請求に係る保有個人情報は存在しない」との記載は、国家賠償法1条1項の適用と違法と判断された「回答はしない」との上記判断された「回答はしない」との上記判断された「回答はしない」との上記判断された「回答はしない」との上記判断された「回答はしない」との上記判断された「回答はしない」との上記判断された「回答はしない」との上記判断された「回答はしない」との上記判断された「回答はしない」との上記判断された「回答はしない」との上記判断された「回答はしない」との上記判断された「回答はした打合せ内容などが明記された資料一式	H30.3.23	部分開示	19条2項	作成していない文書	
71	市長 看護専門学校	43	H29.12.26	開示	請求者本人に係る試験結果(看護師試験) 平成30年度社会人入学試験選考結果	H30.1.11	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
72	市長予防課	14	H29.6.7	開示	平成28年11月30日 川口市川口〇丁目〇番〇号で発生した 火災の調書一式	H29.6.27	部分開示	16条3号 16条5号	請求者以 外の個人 情報、業務 上知り得た 情報	
73	市長予防課	21	H29.8.4	開示	平成29年3月28日 川口市朝日〇丁目〇番〇号で発生した 火災に伴う火災調査書及び現場質問調 書	H29.8.25	部分開示	16条3号 16条5号	請求者以 外の個人 情報、業務 上知り得た 情報	
74	教育委員会 学務課	38	H29.12.25	開示	教育委員会における請求者本人に関する全ての記録	H30.2.7	部分開示	16条6号	請外情国に議に作は情済求の報等お、基成取報みとけ依づし、得成取報み以上間協等で又た棄書	
75	教育委員会 学務課	41	H29.12.25	開示	教育委員会における請求者本人に関す る全ての記録	H30.2.7	部分開示		請求者以 外の個人 情報、廃棄 済み文書	

通し番号	実施機関	受付	受 付	請求	請求概要 開示			- 備考		
番号	所管課	No.	年月日	区分	<b>胡水似女</b>	- 請水概 <del>要</del> - 実施日 - 実施日	処理区分	理由	不開示部分	1 佣 右
76	教育委員会 学務課	66	H30.3.29	開示	平成27年7月16日戸塚西中学校から請 求者本人に対する連絡(電話)記録		不開示 (文書不存 在)	19条2項		
77	教育委員会指導課	47	H30.1.5	開示	請求者本人に係るいじめの重大事態に関する記録全て ・事故発生報告書・学校事故報告書・ 指導要録・職員会議録・市教育委員 会会議録・児童生徒聞取記録・文部 科学省、県教育委員会(埼玉)及び市教 育委員会がやり取りした文書	H30.1.26	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	

# 表-11 保有個人情報訂正請求内容一覧

通し番号	実施機関所管課	受付 NO.	受付日	請求区分	請求概要	決定日	決定内容	備考
1	教育委員会 指導課	1	H30.2.15	訂正	教育委員会及び〇〇学校が保有する請求者本人のいじめに関する文書中の記載内容の訂正	H30.3.7	訂正等	

# (2)不開示決定等の理由

不開示又は部分開示の理由は、個人情報保護条例第16条第3号の開示 請求者以外に関する情報に該当するとして不開示としたものが多くありま した。(表-12)

# 表-12 不開示又は部分開示の理由

区分	件数
法令秘情報(第16条第1号)	0
代理人に開示することが、本人の権利利益に反する情報(第16条第2号)	0
開示請求者以外に関する情報(第16条第3号)	32
審議、検討、協議に関する情報(第16条第4号)	0
事務又は事業に関する情報(第16条第5号)	2
国等との協力関係に関する情報(第16条第6号)	4
評価、診断、指導、相談、選考等に関する情報(第16条第7号)	5
合 計	43

※同一処分に複数の不開示理由が含まれている場合があります。 その他に不開示決定等した理由として、文書不存在(第19条第2項) によるものが14件あります。このうち3件は一部文書不存在として部分 開示しており、残りの11件は文書不存在として不開示としております。 存否応答拒否(第18条)として不開示としたものはありませんでした。

# (3) 個人情報取扱業務の登録状況

個人情報保護条例第7条の規定により、実施機関が個人情報取扱業務を新たに開始 しようとするときは、その業務の名称、収集目的、対象者の範囲等について情報公開・ 個人情報保護運営審議会に報告しなければなりません。業務の内容を変更、廃止しよ うとするときも同様です。

平成29年度の個人情報取扱業務の新規登録は13件、修正は91件、廃止は1件でした。なお、実施機関別の登録件数は表-13のとおりです。

また、個人情報取扱業務のうち新規登録の内容は表-14、修正の内容は表-15のとおりです。

これらをとりまとめた報告書を「個人情報取扱業務登録簿」として、市政情報コーナーで、自由に閲覧できるようにしています。

表一13 実施機関別個人情報取扱業務登録件数

実施機関	平成29	9年度中登	録件数	平成29年度末
2 3.0	開始	修正	廃 止	登録件数
市長	1 1	9 1	1	991
教育委員会	1	0	0	167
選挙管理委員会	0	0	0	1 6
公平委員会	0	0	0	2
監査委員	0	0	0	1
農業委員会	1	0	0	1 3
固定資産評価審査委員会	0	0	0	1
水道事業管理者	0	0	0	3 4
病院事業管理者	0	0	0	3 8
議会	0	0	0	6
全庁共通	0	0	0	8
合 計	1 3	9 1	1	1, 277

- ※開始の件数は、平成29年度中に新たに個人情報取扱業務が開始された件数を表します。
- ※修正の件数は、平成29年度中に個人情報取扱業務の内容が変更された場合のほか、組織 改正等による業務の移管も含みます。
- ※廃止の件数は、平成29年度中に個人情報取扱業務に登録されていた業務が廃止された 件数を表します。

# 表-14 個人情報取扱業務 新規登録について

※業務開始年月日順

	T	1		,	-	
No.	担当課	業務の名称	個人情報の収集の目的	記録の対象者	業務 開始年月日	収集の方法
1	自治振興課	旧鳩ヶ谷市政施行20周年記念事業タイムカプセル収納品返却関連業務	旧鳩ヶ谷市政施行20周年記念事業として埋設されたタイムカプセル内収納品を関係者に返却するため、必要な個人情報を収集するもの。	旧鳩ヶ谷市関係者	平成29年4月1日	本人収集 本人以外 (本人同意)
2	障害福祉課	川口市障害 者福祉計画 等策定業務	川口市障害者福祉計画等策 定にあたり、市民に対してア ンケート調査等を行う際に、 必要な個人情報を収集する もの。	住民基本台帳に登 録されている市民	平成29年4月1日	本人以外 (法令等)
3	産業労働 政策課	市内産業の 振興に関する 懇談会業務	平成23年4月に施行された 「川口市産業振興指針」を施 行してから6年が経過し、市 内経済状況も大きく変化していることから改定する。その 際本市の産業振興に関しまるの際本市の産業振興に関しための「市内産業の 順に関する懇談会」を開催及 び運営するにあたり、必要 個人情報を収集するもの。	市内産業の振興に関する懇談会委員	平成29年4月1日	本人収集 本人以外 (本人同意)
4	産業振興課	川口市商店 改修事業補 助金交付業 務	川口市商店改修事業補助金制度の創設に伴い、補助対象者を市内の住民基本台帳に登録されている個人としていることから住民基本台帳の確認を行うもの。また、納期の到来している市税の完納を、補助要件の1つとしていることから、申請者の市税の納付状況を確認するもの。	本市の住民基本台 帳に登録されている 個人及び本市に法 人開設されている法 人の内、本補助金 申請者	平成29年4月1日	本人収集 目的外
5	産業振興課	市産品フェア事業	市産品フェア事業において、 講演会等の申込の際、申込 者に関する必要な個人情報 を収集するもの。	講演会等の申込者	平成29年4月10日	本人収集
6	青少年対 策室	川口市いじめ から子どもを 守る委員会業 務	川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例に基づく相談業務実施のため、川口市いじめから子どもを守る委員会委員及びいじめの相談に係る子ども・保護者・市民を対象の範囲として、相談・調査等業務遂行に必要な個人情報を収集するもの。	川口市いじめから子 どもを守る委員会委 員 いじめの相談に係る 子ども・保護者・市 民	平成29年4月13日	本人収集 本人以外 (本人同意)

NI.	₩₩₩	<b>学</b> 致の夕新	個人性報の回集の日始	司得の対象者	業務	収集の士法
No.	担当課	業務の名称	個人情報の収集の目的	記録の対象者	開始年月日	収集の方法
7	農政課	林地台帳及 び付帯地図 整備業務	森林法で定める林地台帳及び地図の整備を行うため、地域森林計画対象民有林所有者から必要な個人情報を収集するもの。	地域森林計画対象 民有林所有者	平成29年5月1日	本人以外 (国・他の自治体・他 の実施機関)
8	産業労働 政策課	産業振興指 針等改定業 務支援委託	市内事業所の事業の現況や 意見を把握し産業振興指針 等改定の基礎資料とするた め、必要な個人情報を収集す るもの。	市内事業者向けアンケートの回答者	平成29年5月24日	本人収集
9	農業委員会事務局	川口市農地 情報登録制 度に係る業務	農地の賃貸借などに関する 情報を収集し、農地の買する け又は借り受けを希望ること 作希望者に広く提供すること で、農進など、農地とする 大促促進を目的とす成29年8 月1日から開始されたことよう とする農地所有を整理すると とする農地所有を整理すると とする農地所有を整理すると とする農地所有を整理すると とする機力と とすると とすると とすると とすると とすると とする とすると とする とする	農業者、農地所有 者及び耕作希望者	平成29年8月1日	本人収集
10	収集業務課	全市一斉ク リーンタウン 作戦業務	全市一斉クリーンタウン作戦 実施に係り、川口市クリーン 推進員の委嘱者に対し、事 業への協力依頼文書を発送 するため、必要な個人情報を 収集するもの。	川口市クリーン推進 員委嘱者	平成29年8月29日	目的外
11	下水道管理課	水洗化促進 活動に関する 業務	公共下水道事業における供 用区域内の住民は、水受益の による利益を享受な衛生の であるとともに、公の共的担 であるとともに、域の共的 を等の水道の 会に、公共用水道の 会類揮を支え、費解営を、 の発揮を支え、の 会の の発揮をすれ道の の 会に、な の の 会ともに、 の 会 の の 会 り の 会 り に し る と も に 、 る と も に 、 る と も に 、 る と も に 、 る と も に 、 る 、 る と も に 、 る と も に 、 る と も 。 る こ と も 、 る こ と も 、 る こ と も 、 る こ と も 、 と ら 、 と と ら 、 と ら 、 と ら 、 と り に り に の と り に り に り に り に り に り に り に り に り に り	公共下水道未接続者	平成29年10月20日	本人収集 本人以外 (本人同意) (法令等) 目的外

No.	担当課	業務の名称	個人情報の収集の目的	記録の対象者	業務 開始年月日	収集の方法
12	学務課	川口市立高 等学校教育 支援基金寄 附募集関係 業務	川口市立高等学校の生徒等に対し、教育活動を支援する事業の実施に要する経費の財源に充てるために設置された、川口市立高等学校教育支援基金に係る寄附金の受納を取り扱うため、必要な個人情報を収集するもの。	川口市立高等学校 教育支援基金への 寄附者	平成29年11月1日	本人収集
13	農政課	園芸用施設 設置等の状 況把握調査 業務	農林水産省が行う園芸用施設設置等の状況把握調査の回答に必要な情報を収集するため、必要な個人情報を収集するもの。	農地基本台帳掲載 の農業者	平成29年11月17日	本人収集 本人以外 (国・他の自治体・他 の実施機関)

<sup>※</sup>収集の方法欄の「本人」とは、その本人から直接個人情報を収集する場合です。

<sup>※</sup>収集の方法欄の「本人以外」とは、本人以外から個人情報を収集する場合で、本人の同意がある場合や法令等で定められている場合等があげられます。

<sup>※</sup>収集の方法について、「本人以外」の場合にどのような根拠で収集しているかがわかるよう、「本人以外」の記載の下に括弧書きで記載しております。

<sup>※</sup>収集の方法欄の「目的外」とは、同じ実施機関の別の業務で収集した個人情報を利用する場合です。

# 表-15 個人情報取扱業務 修正について

※修正年月日順

					<b>☆廖正十万百</b> 版
No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
1	介護保険課		組織改正により担当課及 び個人情報保護管理者名 並びに登録番号を変更す るもの。	担当課を「長寿支援課」から「介護保険課」に、個人情報保護管理責任者名を「長寿支援課長」から「介護保険課長」に変更し、併せて登録番号を変更するもの。	平成29年4月1日
2	産業振興課	かわぐち技能フェ スタ業務	組織改正により担当課及 び個人情報保護管理者名 並びに登録番号を変更す るもの。	担当課を「労政課」から「産業振興課」に、個人情報保護管理責任者名を「労政課長」から「産業振興課長」に変更し、併せて登録番号を変更する。	平成29年4月1日
3	産業振興課	レンタサイクル業 務	組織改正により登録番号を 振り直したため。	登録番号を変更するもの。	平成29年4月1日
4	産業振興課	川口市空き店舗活 用事業補助金交 付業務	組織改正により登録番号を 振り直したため。	登録番号を変更するもの。	平成29年4月1日
5	経営支援課	商工勤労ニュース発行業務	組織改正により担当課及 び個人情報保護管理者名 並びに登録番号を変更す るもの。	担当課を「経済総務課」から「経営支援課」に、個人情報保護管理責任者名を「経済総務課長」から「経営支援課長」に変更し、併せて登録番号を変更する。	平成29年4月1日
6	経営支援課	融資業務	組織改正により担当課及 び個人情報保護管理者名 並びに登録番号を変更す るもの。	担当課を「経済総務課」から「経営支援課」に、個人情報保護管理責任者名を「経済総務課長」から「経営支援課長」に変更し、併せて登録番号を変更する。	平成29年4月1日
7	経営支援課	法律に基づき委 任された認定業 務	組織改正により担当課及 び個人情報保護管理者名 並びに登録番号を変更す るもの。	担当課を「経済総務課」から「経営支援課」に、個人情報保護管理責任者名を「経済総務課長」から「経営支援課長」に変更し、併せて登録番号を変更する。	平成29年4月1日
8	経営支援課	産学官連携事業 業務	組織改正により担当課及 び個人情報保護管理者名 並びに登録番号を変更す るもの。	担当課を「経済総務課」から「経営支援課」に、個人情報保護管理責任者名を「経済総務課長」から「経営支援課長」に変更し、併せて登録番号を変更する。	平成29年4月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
9	経営支援課	経営支援関係講 座等開催事業	組織改正により担当課及 び個人情報保護管理者名 並びに登録番号を変更す るもの。	担当課を「経済総務課」から「経営支援課」に、個人情報保護管理責任者名を「経済総務課長」から「経営支援課長」に変更し、併せて登録番号を変更する。	平成29年4月1日
10	経営支援課	創業支援事業業 務	組織改正により担当課及 び個人情報保護管理者名 並びに登録番号を変更す るもの。	担当課を「経済総務課」から「経営支援課」に、個人情報保護管理責任者名を「経済総務課長」から「経営支援課長」に変更し、併せて登録番号を変更する。	平成29年4月1日
11	経営支援課	労使講座開催業 務	組織改正により担当課及 び個人情報保護管理者名 並びに登録番号を変更す るもの。	担当課を「労政課」から「経営支援課」に、個人情報保護管理責任者名を「労政課長」から「経営支援課長」に変更し、併せて登録番号を変更する。	平成29年4月1日
12	経営支援課	永年勤続優良従 業員表彰業務	組織改正により担当課及 び個人情報保護管理者名 並びに登録番号を変更す るもの。	担当課を「労政課」から「経営支援課」に、個人情報保護管理責任者名を「労政課長」から「経営支援課長」に変更し、併せて登録番号を変更する。	平成29年4月1日
13	経営支援課	川口市産業技 術·技能者顕彰 業務	組織改正により担当課及 び個人情報保護管理者名 並びに登録番号を変更す るもの。	担当課を「労政課」から「経営支援課」に、個人情報保護管理責任者名を「労政課長」から「経営支援課長」に変更し、併せて登録番号を変更する。	平成29年4月1日
14	経営支援課	新社会人パワー アップセミナー業 務	組織改正により担当課及 び個人情報保護管理者名 並びに登録番号を変更す るもの。	担当課を「労政課」から「経営支援課」に、個人情報保護管理責任者名を「労政課長」から「経営支援課長」に変更し、併せて登録番号を変更する。	平成29年4月1日
15	経営支援課	離職者教育訓練費助成金業務	組織改正により担当課及 び個人情報保護管理者名 並びに登録番号を変更す るもの。	担当課を「労政課」から「経営支援課」に、個人情報保護管理責任者名を「労政課長」から「経営支援課長」に変更し、併せて登録番号を変更する。	平成29年4月1日
16	経営支援課	勤労者定期健康 診断料補助金交 付業務	組織改正により担当課及 び個人情報保護管理者名 並びに登録番号を変更す るもの。	担当課を「労政課」から「経営支援課」に、個人情報保護管理責任者名を「労政課長」から「経営支援課長」に変更し、併せて登録番号を変更する。	平成29年4月1日
17	経営支援課	川口市勤労者早 朝野球大会業務	組織改正により担当課及 び個人情報保護管理者名 並びに登録番号を変更す るもの。	担当課を「労政課」から「経営支援課」に、個人情報保護管理責任者名を「労政課長」から「経営支援課長」に変更し、併せて登録番号を変更する。	平成29年4月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
18	経営支援課	川口市労働会館 管理業務	組織改正により担当課及 び個人情報保護管理者名 並びに登録番号を変更す るもの。	担当課を「労政課」から「経営支援課」に、個人情報保護管理責任者名を「労政課長」から「経営支援課長」に変更し、併せて登録番号を変更する。	平成29年4月1日
19	経営支援課	川口市産業文化 会館管理業務	組織改正により担当課及 び個人情報保護管理者名 並びに登録番号を変更す るもの。	担当課を「労政課」から「経営支援課」に、個人情報保護管理責任者名を「労政課長」から「経営支援課長」に変更し、併せて登録番号を変更する。	平成29年4月1日
20	経営支援課	就職支援•相談 事業業務	組織改正により担当課及 び個人情報保護管理者名 並びに登録番号を変更す るもの。	担当課を「労政課」から「経営支援課」に、個人情報保護管理責任者名を「労政課長」から「経営支援課長」に変更し、併せて登録番号を変更する。	平成29年4月1日
21	経営支援課	川口市経済部指 定管理者候補者 選定専門委員会	組織改正により担当課及 び個人情報保護管理者名 並びに登録番号を変更す るもの。	担当課を「労政課」から「経営支援課」に、個人情報保護管理責任者名を「労政課長」から「経営支援課長」に変更し、併せて登録番号を変更する。	平成29年4月1日
22	経営支援課	女性社会進出事 業業務	組織改正により担当課及 び個人情報保護管理者名 並びに登録番号を変更す るもの。	担当課を「労政課」から「経営支援課」に、個人情報保護管理責任者名を「労政課長」から「経営支援課長」に変更し、併せて登録番号を変更する。	平成29年4月1日
23	経営支援課	勤労福祉サービ スセンター補助 事業	組織改正により担当課及 び個人情報保護管理者名 並びに登録番号を変更す るもの。	担当課を「労政課」から「経営支援課」に、個人情報保護管理責任者名を「労政課長」から「経営支援課長」に変更し、併せて登録番号を変更する。	平成29年4月1日
24	経営支援課	シルバー人材センター補助事業	組織改正により担当課及 び個人情報保護管理者名 並びに登録番号を変更す るもの。	担当課を「労政課」から「経営支援課」に、個人情報保護管理責任者名を「労政課長」から「経営支援課長」に変更し、併せて登録番号を変更する。	平成29年4月1日
25	街路事業課	都市計画道路街 路整備業務		都市計画道路における街路整備業務に関わる納税義務者情報等及び居住者(借家人等)の情報(氏名、住所)について、市民課からの目的外利用を開始するもの。	平成29年7月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
26	防災課	被災者支援システム運用業務	被災者は を用いる可能性者 を用いる可能性者 を用いる可能性者 を用いる可能性者 を相に伴い被災人情報を追いるもの。 では、災害で移動するもの。 はない形式で移動するこで をいが式で移動するこで をいがまたびおしているたび特している は個しているには は保有しておいる は保有しているい。)	「収集・記録される個人情報の項目」に「特定個人情報」を追加するもの。	平成29年7月9日
27	東部土地区画整理事務所	土地区画整理事 業清算金の徴 収・交付業務	土地区画整理事業清算金の徴収・交付業務における生活困窮者に対する執行停止処分を検討するにあたり、軽自動車の課税の有無の調査が必要なため、市民税課の軽自動車税賦課調停業務を目的外利用するもの。	名・住所・課税情報を目的 外利用するもの。	平成29年7月12日
28	市民税課	市·県民税賦課 調定業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日
29	固定資産税課	固定資産税·都 市計画税賦課業 務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日
30	国民年金課	国民年金給付業 務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
31	市民課	住民基本台帳関 係業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムで行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」にの通信可線による結合」に修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日
32	芝支所	住民基本台帳関 係業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日
33	新郷支所	住民基本台帳関係業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの相は、「本市以外の団体との通信回線による結合」にの通信可線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日
34	神根支所	住民基本台帳関 係業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日
35	安行支所	住民基本台帳関 係業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
36	戸塚支所	住民基本台帳関 係業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムで行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」にの通信可線による結合」に修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日
37	鳩ヶ谷支所	住民基本台帳関 係業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日
38	川口駅前行政 センター	住民基本台帳関 係業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの相は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日
39	生活福祉1課· 2課	中国残留邦人等 に対する支援給 付業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日
40	介護保険課	要介護(支援)認 定業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
41	介護保険課	介護保険資格管 理業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日
42	介護保険課	介護保険料賦課 徴収業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日
43	介護保険課	介護保険給付業 務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの相は、「本市以外の団体との通信回線による結内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日
44	障害福祉課	身体障害者手帳 交付業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムで行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日
45	障害福祉課	補装具交付等業 務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
46	障害福祉課	自立支援医療 (更生医療)給付 業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」にあ当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日
47	障害福祉課	障害者等福祉手 当支給業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日
48	障害福祉課	重度心身障害者 医療費助成業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの相は、「本市以外の団体との通信回線による結内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日
49	障害福祉課	日常生活用具給 付業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムで行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日
50	障害福祉課	特別児童扶養手 当支給業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
51	障害福祉課		情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うことされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」にの通信可線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日
52	障害福祉課	自立支援医療 (精神通院)受給 者証交付業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日
53	障害福祉課	自立支援福祉 サービス業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの相は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日
54	障害福祉課	自立支援医療 (育成医療)給付 業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムで行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日
55	障害福祉課	障害児通所給付 費業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
56	障害福祉課	川口市地域活動 支援センター事 業	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うことされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日
57	障害福祉課	日中一時支援事業	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日
58	子ども育成課	児童扶養手当業 務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの相は、「本市以外の団体との通信回線による結内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日
59	子ども育成課	ひとり親家庭自 立支援給付金業 務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日
60	子ども育成課	児童手当業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
61	子ども育成課	ひとり親家庭等 医療費支給業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。		平成29年7月18日
62	子ども育成課	子ども医療費支 給業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	の運用開始により、特人情報の照会・提供にては情報提供ネットフシステムを介して行とされた。情報提供 よる結合」を「有」にするも ワークシステムの利 の。 「本市以外の団体と言回線による結合」にするため、登録内容の	
63	保育入所課	保育所等入所関 係事務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日
64	保育入所課	幼稚園就園奨励 費等補助金業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日
65	保育入所課	支給認定関係事 務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
66	国民健康保険課	療養給付関係業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムで行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」にの通信可線による結合」に修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日
67	国民健康保険 課	高額療養費支給 業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日
68	国民健康保険課	療養費支給業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの相は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日
69	国民健康保険課	出産育児一時 金·葬祭費他支 給業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムで行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日
70	国民健康保険 課	高額介護合算療 養費支給業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
71	国民健康保険課	国民健康保険資 格業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムで行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」にの通信可線による結合」に修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日
72	国民健康保険 課	国民健康保険賦 課業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日
73	国民健康保険課	国民健康保険税 滞納整理業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの相は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日
74	高齢者保険事 業室	後期高齢者医療 資格管理業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日
75	高齢者保険事 業室	後期高齢者医療 給付関係業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
76	高齢者保険事 業室	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。		平成29年7月18日	
77	保健センター	未熟児養育医療	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日
78	保健センター	母子健康手帳交 付業務	情報提供ネットワークシステムの運用開始により、特定個人情報の照会・提供については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととされた。情報提供ネットワークシステムの利用は、「本市以外の団体との通信回線による結合」に該当するため、登録内容の修正を要する。	「本市以外との通信回線に よる結合」を「有」にするも の。	平成29年7月18日
79	開発審査課	開発行為等に関する業務	現在、固定資産税課が保有する課税データ(土地の課税地目、建物の用途、土地・建物の課税開始年月日)については電話等により照会を行っているが、非効率的であることから今後は、システム化を図り端末から課税情報を閲覧できるようにするため。	固定資産税課からの目的 外利用について、電磁的記 録での提供を受けることと する。	平成29年8月1日
80	開発審査課	中高層建築物の 建築計画関係業 務	固定資産税課が保有している税情報(家屋の延床面積・各住戸面積、住戸数、最高の高さ等)のデータを元に中高層条例の対象となる物件を把握する必要があるため。	家屋の延床面積、家屋の 最高の高さ、家屋の住戸 数、家屋の各階及び各住 戸の面積について、固定資 産税課から目的外利用を 開始するもの。	平成29年8月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
81	開発審査課	ワンルームマン ションの建築計画 関係業務	固定資産税課が保有している税情報(家屋の延床面積・各住戸面積、住戸数等)のデータを元にワンルーム条例の対象となる物件を把握する必要があるため。	家屋の延床面積、家屋の 最高の高さ、家屋の住戸 数、家屋の各階及び各住 戸の面積について、固定資 産税課から目的外利用す るもの。	平成29年8月1日
82	協働推進課	外国人住民人口動態分析業務	当該業務に係る簿冊を変更したため。	個人情報記録の名称を多文化共生庶務関係書とし、記録形態は紙文書及び電磁的記録とする。	平成29年11月18日
83	市民税課	軽自動車税賦課 調定業務	納税義の住所市区 所市区 所市区 が出来していた の住他にがの の住他にがの のは他に で大き のは他に のでは のでは のでは のので のので のので のので のので	「目的外利用をした保有個 人情報の項目」に住民基本 台帳コードを追加するも の。	平成30年1月4日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
84	高齢者保険事 業室	後期高齢者医療 資格管理業務	住所地特例の適用を受けて川内では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	住所地特例適用者の国民 健康保険の資格情報につ いて国民健康保険課から の目的外利用を開始するも の。	平成30年1月10日
85	会計課	源泉徴収票及び 支払調書作成・ 提出業務	日本年金機構が国民の利 便性向上を目的として、個 人番号と基礎年金番号が 結びついていない者の氏 名、性別、生年月日及び住 所について各市町村に情 報提供を求めているため、 外部提供するもの。	日本年金機構への外部提供を開始するもの。	平成30年1月24日
86	国民年金課		厚生年金保険法施行規則 等の一部を改正する省令 の公布に伴い、特定個人 情報を収集することとなっ たため、修正するもの。	収集・記録される個人情報 の項目の特定個人情報 (個人番号)を「有」とする。	平成30年3月5日
87	国民年金課	国民年金適用業 務	厚生年金保険法施行規則 等の一部を改正する省令 の公布に伴い、特定個人 情報を収集することとなっ たため、修正するもの。	収集・記録される個人情報 の項目の特定個人情報 (個人番号)を「有」とする。	平成30年3月5日
88	国民年金課	国民年金被保険 者名簿作成業務	厚生年金保険法施行規則 等の一部を改正する省令 の公布に伴い修正するも の。	収集・記録される個人情報 の項目の特定個人情報 (個人番号)を「有」とする。	平成30年3月5日
89	国民年金課	国民年金保険料 未納者対策業務	厚生年金保険法施行規則 等の一部を改正する省令 の公布に伴い修正するも の。	収集・記録される個人情報 の項目の特定個人情報 (個人番号)を「有」とする。	平成30年3月5日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
90	固定資産税課	固定資産税·都 市計画税賦課業 務	住居表示の家屋情報と固定資産税の課税情報を現合することにより、未課税家屋及び住宅世帯数の確認を行い、固定資産税を都市計画税の課税漏れ及び調力を防ぐため。また、課税漏れ家屋の調査時に必の氏る及び住所を併せて把握する。	「収集・記録される個人情報」に「住居表示」を追加する。 計画管理課への目的外利用報告書を追加する。	平成30年3月14日
91	子ども育成課	母子父子寡婦福祉資金貸付業務	平成30年4月の中核市移 行に伴い、埼玉県から付事 等の場合ででは、 学の事務移譲を受けるに ででででででいる。 でででででででいる。 でででででである。 ででででである。 ででででである。 でででである。 でででである。 でである。 でです。 でです。 でです。 でです。 でです。 でです。 でです。 でで	埼福移埼ら情の及お根のす保名婦をは氏転課利に央すらは、からないのでは、からは、からは、からは、ののでは、からは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のの	平成29年11月9日 (市民課からの開 (市大利定29年11月9日 22日、埼玉県東 中央の 中央の 開始は平 12月1日) 12月1日)

# 表-16 個人情報取扱業務 廃止について

※廃止年月日順

No.	担当課	業務の名称	廃止の理由	廃止年月日
1	長寿支援課	特別養護老人ホーム待機者実態調査	介護保険課への業務移管のため	平成29年3月31日

### (4) 保有個人情報の目的外利用等の状況

保有個人情報の適正な取扱いの基本的なルールのひとつに、保有個人情報の利用及び提供の制限があります。保有個人情報は、個人情報取扱業務の目的の範囲内で、適法かつ公正に収集されなければならないことを原則としていることから、収集された保有個人情報の利用についても、その目的に沿ったものでなければなりません。そこで、実施機関は、原則として、収集した保有個人情報の目的外利用又は外部提供をしてはならないと定めています。

ただし、全ての個人情報取扱業務にこの原則を適用すると、業務ごとに同一の個人から同じ情報を何度も収集することになり、市民の負担の増大や行政の効率的運用の阻害などの問題が生じるおそれがあります。このため、例外として、一定の制限の範囲内であれば、収集目的以外に利用したり、外部提供したりすることができることになっています。

個人情報保護条例第8条第2項の規定により、実施機関が目的外利用又は外部提供 をしたときは、その業務の名称、目的外利用等をした理由等を、情報公開・個人情報 保護運営審議会に報告することになっています。

なお、平成29年度の実施機関別の件数は表-17、保有個人情報目的外利用等の内容は表-180とおりです。

表-17 保有個人情報目的外利用等の報告件数

rty 144 DB	平成29年度	中報告件数	平成29年度末
実施機関 	目的外利用	外部提供	報告件数
市長	1 4	2	1, 275
教育委員会	0	0	7 0
選挙管理委員会	0	0	1 6
公平委員会	0	0	3
監査委員	0	0	0
農業委員会	0	2	2 3
固定資産評価審査委員会	0	0	2
水道事業管理者	0	0	3 1
病院事業管理者	0	0	5 5
議会	0	0	2
全庁共通	0	0	3
合 計	1 4	4	1, 480

## 表-18 個人情報取扱業務 目的外利用・外部提供について

※開始月日順

								※開始月日順
No.	担当課	利用させ る・提供す る業務の名 称	区分	目的外利用する・外部提供を 受ける課名又は 外部提供先	利用する・提 供を受ける業 務の名称	開始年月日	根拠	理由
1	納税課	滞納整理業務	目的外 利用	産業振興課	川口市商店改修 事業補助金交付 業務	平成29年4月1日	本人同意	川口市商店改修事業補助金制度の創設に伴い、納期が到来している市税の完納を、補助要件の1つとしていることから、補助金申請者の市税の納付状況の確認を行うため。
2	市民課	住民基本台帳 関係業務	目的外利用	産業振興課	川口市商店改修 事業補助金交付 業務	平成29年4月1日	本人同意	川口市商店改修事業補助金 制度の創設に伴い、補助対象 者を市内の住民基本台帳に 登録されている個人としてい ることから、住民基本台帳の 確認を行うため。
3	国民健康保険課	国民健康保険 税滞納整理業 務	目的外 利用	産業振興課	川口市商店改修 事業補助金交付 業務	平成29年4月1日	本人同意	川口市商店改修事業補助金制度の創設に伴い、納期が到来している市税の完納を、補助要件の1つとしていることから、補助金申請者の市税の納付状況の確認を行うため。
4	市民課	住民基本台帳 関係業務	目的外 利用	街路事業課	都市計画道路街 路整備業務	平成29年7月1日	法令等	街路整備業務に関わる説明 会開催を目的として、納税義 務者情報等及び居住者(借家 人等)の情報(氏名、住所)を 調査するため。
5	市民税課	軽自動車税賦 課調定業務	目的外 利用	東部土地区画整理事務所	土地区画整理事 業清算金の徴 収・交付業務	平成29年7月12日	法令等	清算金徴収業務において滞 納処分のために必要な財産 調査を行うため。
6	固定資産税課	固定資産税・ 都市計画税賦 課業務	目的外利用	開発審査課	開発行為等に関する業務	平成28年5月26日 ※修正日は 平成29年8月1日	相当の理 由・権利 利益を害 しない	現在、固定資産税課の課税 データ(土地の課税地目、建 物の用途、土地・建物の課税 開始年月日)については電話 等により照会を行っているが、 非効率的であることから今後 は、システム化を図り端末か ら課税情報を閲覧できるよう にするため。
7	固定資産税課	固定資産税・ 都市計画税賦 課業務	目的外利用	開発審査課	中高層建築物の 建築計画関係業 務	平成29年8月1日	相当の理 由・権利 利益を害 しない	ワンルーム条例は、1住戸を対 たり40㎡未満の共に建築する ものについては、東成29年1 月1日から施行した。平成30年 1月1日からが経済となるととものについては、一部の が規定が解除され、既存の共 同住宅も対象となるとともいる 連者等の情報が記載されている 連者等の情報が記載されている 連者等の情報が記載されている 連者等の情報が記載されている 連者等の情報が記載されている 連者等の情報が記載されている 連者等の情報が記載されている 連者等の情報が記載されている 連者等の情報が記載されている 連者等の情報がであると をしている を別は最高の高さが10mを なりまる。 である場合 である。 である場合 が多い。よって、市内の既となる が多い。よって、市内ののとなる があるいる。 がある。 がある。 があるがも がある。 がある。 があるがも がある。 があるがも がある。 が。 がある。 がある。 がある。 がある。 が。 が。 が。 が。 が。 が。 が。 が。 が。 が

No.	担当課	利用させ る・提供す る業務の名 称	区分	目的外利用する・外部提供を 受ける課名又は 外部提供先	利用する・提 供を受ける業 務の名称	開始年月日	根拠	理由
8	固定資産税課	固定資産税・ 都市計画税賦 課業務	目的外利用	開発審査課	ワンルームマン ションの建築計 画関係業務	平成29年8月1日	相当の理 由・権利 利益を害 しない	ワンルーム条例は、1住戸あ対象としており、新規に建築するものについては、平成29年1月1日から施行した。平適のでは、1月1日から施行した。通用に建築する地域にでは、1月1日からは一部の適存のは、1月1日からは一部の適存のは、1月1日からは一部の適存のは、1月1日からは一部のでは、1月1日からは一部のでは、1月1日からは一部では、1月1日からは、1月1日では、1月1日には、1月1日に、1月
9	農業委員会事 務局	川口市農地情 報登録制度に 係る業務	外部提供	農地の買受け 又は借受けを 希望する耕作 希望者		平成29年8月1日	本人同意	農地の賃貸借などに関する情報を収集し、農地の買い受け 又は借り受けを希望する耕作 希望者に広く提供することで、 農業者の経営規模の拡大促進など、農地の有効利用の登 地度が平成29年8月1日から 施行されたことに伴い、、 制度を利用しようとする農地 情者及び耕作希望者の情報を整理するため。
10	廃棄物対策課	クリーン推進員制度関係事業	目的外利用	収集業務課	全市一斉クリーンタウン作戦事業	平成29年9月1日	相当の理 由・権利 利益を害 さない	全市一斉クリーンタウン作戦 実施に係り、川口市クリーン 推進員の委嘱者に対し、事業への協力依頼文書を発送するため。
11	固定資産税課	固定資産税・ 都市計画税賦 課業務	目的外利用	下水道管理課	水洗化促進活動に関する業務	平成29年10月20日	法令等	公共下水道事業における供用区域内の住民は、水洗化による利益を享受する受益者確保、公共開水域の水質能の下水道の公共的機能の下水道の公共的機能の下水道の公共的機能の下水道の公共の後につきるとともに、公表でもあることから、公共下水道の経営を支える水でもあることから、公共下いただくよう、共同住宅のでは、アパート及び店の舗に下別訪問行うため、目的大力に下別訪問行うため、目的外利用するもの。
12	農業委員会事 務局	農地関係台帳 業務	外部提供	農政課	園芸用施設設置 等の状況把握調 査業務	平成29年11月17日	相当の理 由・権利 利益を害 しない	農林水産省が行う園芸用施設設置等の状況把握調査の 回答に必要な情報を収集する ため。
13	市民課	住民基本台帳 業務	目的外利用	子ども育成課	母子父子寡婦福 祉資金貸付業務	平成29年11月22日	相当の理 由・権利 利益を害 しない	平成30年4月の中核市移行に伴い、埼玉県から母子父子寡婦福祉資金貸付事業の事務移譲を受けるにあたり、借受者の現住所確認を行い、当市への譲渡対象債権を確定させるため。

		T.I. T						
No.	担当課	利用させ る・提供す る業務の名 称	区分	目的外利用する・外部提供を 受ける課名又は 外部提供先	利用する・提 供を受ける業 務の名称	開始年月日	根拠	理由
14	子ども育成課	母子父子寡婦 福祉資金貸付 業務	外部 提供	埼玉県東部中 央福祉事務所		平成29年12月1日	相当の理 由・権利 利益を害 しない	平成30年4月の中核市移行に 伴い、埼玉県から母子父子寡 婦福祉資金貸付事業の事務 移譲を受けるにあたり、借受 者の現住所確認結果を提供 することで、当市への譲渡対 象債権を確定させるため。
15	市民課	住民基本台帳 関係業務	目的外利用	市民税課	軽自動車税賦課 調定業務	平成30年1月4日	法令等	納税義務者の住所調査について、従来は他市区町村に文書照会していたが、個人番号利用事務の開始に伴い、情報提供ネットワークシステムを介して調査が可能になった。しかし、氏名・生年月日だけの突合では本人特定が不可能な場合があり、その問題を解消するため、従来から目的外利用していた個人情報に加え、住民基本台帳コードの目的外利用を開始するもの。
16	国民健康保険課	国民健康保険 資格業務	目的外利用	高齢者保険事 業室	後期高齢者医療 資格管理業務	平成30年1月10日	法令等	住所地特例の適用を受けて 川口市国民健康保険の加入 者となっている者が75歳を迎 える場合、従来は住所地の後 期高齢者医療制度へ加入して いたが、高齢者の医療の確保 に関する法律第55条の2が新 設されたことにより、平成30年 4月以降に75歳を迎える者に ついては川口市の後期るた め、国民健康保険の資格情報 について国民健康保険課から の目的外利用を開始するも の。
17	会計課	源泉徴収票及 び支払調書作 成・提出業務	外部提供	日本年金機構		平成30年1月24日	本人同意 法令等	日本年金機構が国民の利便性向上を目的として、個人番号と基礎年金番号が結びついていない者の氏名、性別、生年月日及び住所について各市町村に情報提供を求めているため、外部提供するもの。
18	計画管理課	住居番号付定 等業務	目的外 利用	固定資産税課	固定資産税·都 市計画税賦課事 務	平成30年3月14日	法令等	住居表示の家屋情報と固定 資産税の課税情報を突合する ことにより、未課税家屋及び 住宅世帯数の確認を行い、固 定資産税・都市計画税の課税 漏れ及び誤りを防ぐため。ま た、課税漏れ家屋の調査時に 必要な情報として、建築主の 氏名及び住所を併せて把握す るため。

## 1 情報公開・個人情報保護等審査会について

## (1) 審査会の目的

情報公開制度及び個人情報保護制度における実施機関の決定に対して、請求者等から 不服申立てがあったときに、公正な審査を行うための第三者機関として、「川口市情報公 開・個人情報保護等審査会」を設置しています。

なお、平成28年度からは、行政不服審査法の規定に基づいて、同法の規定に基づく 諮問の審査もしています。

## (2) 審査会の委員

平成30年3月31日現在

役 職	氏 名	備考
会 長	馬橋 隆紀	弁護士
会長職務代理	飯塚 肇	弁護士
委 員	田村 泰俊	大学教授

## 2 審査会の開催状況

口	開催年月日	内容
第 5 回	平成29年 5月30日	行政不服審査諮問第4号の審査について (実施機関意見聴取、書面審査)
第 6 回	平成29年 7月12日	行政不服審査諮問第4号、第5号、第6号の 審査について (実施機関意見聴取、書面審査)
第 7 回	平成29年 9月22日	行政不服審査諮問第4号、第5号、第6号の 審査について (書面審査)
第 8 回	平成29年11月21日	行政不服審査諮問第4号、第5号、第6号の 審査について (書面審査) 個人情報保護諮問第1号の審査について (実施機関意見聴取、審査請求人口頭意見陳述)
第 9 回	平成30年 1月25日	行政不服審査諮問第4号、第5号、第6号の 審査について (書面審査) 個人情報保護諮問第1号の審査について (実施機関意見聴取)

回	開催年月日	内容		
第10回	平成30年 2月23日	行政不服審査諮問第7号、第8号の審査について (処分庁意見聴取) 行政不服審査諮問第4号、第5号、第6号の 審査について (書面審査) 個人情報保護諮問第1号の審査について (書面審査)		
第11回	平成30年 3月12日	行政不服審査諮問第7号、第8号の審査について (書面審査) 個人情報保護諮問第1号の審査について (書面審査)		

# 3 不服申立ての状況

平成29年度の不服申立ては、情報公開制度について0件、個人情報保護制度について1件ありました。

## 不服申立ての内容

実施機関 担当課	不服申立て案件	諮問番号
教育委員会	平成29年4月11日付「川教指収第61号」保有	個人情報保護諮問
指導課	個人情報部分開示決定	第1号

# 4 審査会の答申

平成29年度の審査会における答申は下記のとおりです。

諮問番号	不服申立て案件	実施機関 担当課	答申内容
個人情報保護諮問 第1号	「平成27年○月○日に起き た事故から今日までの本人及 び請求者に関する報告内容(学 校での会議報告、教育相談の記 録)等すべて○○中学校」に ついての部分開示決定に対す る不服申立て	教育委員会指導課	教育委員会が行った保有個人情報部分開示決定は、請求人が開示を請求した保有個人情報の全部について開示不開示等の決定を行っていないものであるため、妥当ではない。教育委員会は、請求人が開示を請求した保有個人情報のうち、既に部分開示決定をした保有個人情報以外の保有個人情報の全てについて、開示不開示等の決定を行うべき。 (答申日 H30.3.12)

諮問番号:個人情報保護諮問第1号

答申番号:川情審査個情答申第1号

### 答 申

#### 第1 審査会の結論

- 1 川口市教育委員会(以下「実施機関」という。)が審査請求人(以下「請求人」という。)に対して行った保有個人情報部分開示決定(以下「本件処分」という。)は、請求人が開示を請求した保有個人情報の全部について開示又は不開示の決定(部分開示決定を含む。以下同じ。)を行っていないものであるため、妥当ではない。
- 2 実施機関は、請求人が開示を請求した保有個人情報のうち、本件処分 により部分開示決定をした保有個人情報以外の保有個人情報の全てに ついて、開示又は不開示の決定を行うべきである。

#### 第2 審査請求に至るまでの経緯

- 1 請求人〇〇〇氏は、未成年者である〇〇〇氏(以下「本人」という。)の法定代理人として、平成29年3月22日、実施機関に対し、川口市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第15条第1項の規定により、「平成27年〇月〇日に起きた事故から今日までの本人及び請求者に関する報告内容(学校での会議報告、教育相談の記録)等すべて 〇〇中学校」の開示を請求した。
- 2 上記請求に対し、実施機関は、平成29年4月11日、条例第19 条第1項の規定により、「生徒指導委員会文書中・教育相談会議文書中 の生徒個人名およびクラス」を「条例第16条第3号に該当 開示請 求者以外の者の情報で公開することにより、当該開示請求者の者(「当 該開示請求者以外の者」の誤記と解される。)の正当な権利利益を害す るおそれがあるため」との理由で不開示とする部分開示決定(本件処 分)を行った。
- 3 請求人は、平成29年6月30日、実施機関に対し、本件処分について審査請求をした。
- 4 実施機関は、平成29年9月12日、条例第30条第1項の規定によ

り、当審査会に諮問した。

#### 第2 審査関係人の主張等

1 請求人の請求の趣旨及び理由

請求人は、開示された文書以外にも対象となる文書が存在するはずであるとして、開示請求書に記載した文書を開示することを求めた。

#### 2 実施機関の弁明

実施機関は、平成29年9月12日付け弁明書により、次のとおり弁明した。

- (1) 開示請求があった「平成27年〇月〇日に起きた事故から今日までの本人及び請求者に関する報告内容(学校での会議報告、教育相談の記録)等すべて 〇〇中学校」について、生徒指導委員会の議事内容及び教育相談部会の資料を部分開示したが、不服申立てがあったので再調査したところ、学校長の相談員への聞取りから、請求人が平成27年度第3学期頃、さわやか相談室に相談していたことが判明した。
- (2) しかし、その時の相談記録は、○○中学校では学校長の運用により1年保存とし平成29年3月に廃棄しているので、開示請求された文書は、本件部分開示決定をした文書以外存在していない。

#### 3 請求人の反論

請求人は、実施機関の弁明に対し、平成29年10月13日付け反論書により、請求人は〇〇中学校のさわやか相談室に相談したことはないと主張し、学校長が相談員から聞取りしたのであればその根拠となる書類を開示するよう求めた。

#### 4 実施機関の弁明の補足

実施機関は、平成29年11月13日付け弁明書(補足)により、弁明の補足として、平成27年度第3学期頃請求人がさわやか相談室に相談していたと弁明したが、その後、再度学校長に対し相談員への聞取りを依頼したところ、当時の相談員は(請求人が)学校に来校したという記憶であり、(請求人が)誰に相談したのかは記録がないので分らないこと及び学校の教員に相談したとしても保護者からの相談は記録を残していないことが判明した旨述べた。

#### 第3 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり審議を行った。

年月日

経 過

平成29年9月12日 諮問書の受理

平成29年11月21日

実施機関からの意見聴取、請求人による

口頭意見陳述、審議

平成30年1月25日

実施機関からの意見聴取、審議

平成30年2月23日 審議

平成30年3月12日 審議

### 第4 審査会の判断

当審査会は、審査の結果、以下のとおり判断する。

- 1 実施機関は、請求人が開示請求をした「平成27年○月○日に起き た事故から今日までの本人及び請求者に関する報告内容(学校での会 議報告、教育相談の記録)等すべて ○○中学校」に該当する文書は、 生徒指導委員会文書(「平成27年度 第12回生徒指導委員会」と題 する文書)及び教育相談会議文書(「平成28年度 第1回教育相談部 会」から「平成28年度 第26回教育相談部会」までの各文書及び その資料)であるとして、部分開示決定(本件処分)をした。
- 2 しかるに、当審査会の審査の結果、請求人が開示請求をした「平成 27年○月○日に起きた事故から今日までの本人及び請求者に関する 報告内容(学校での会議報告、教育相談の記録)等すべて ○○中学 校」に該当する文書には、処分庁が部分開示決定をした上記1の各文 書のほかに、教育相談申込書、教育相談記録、災害報告書、児童生徒 別給付一覧、川口市学校給食休止(休止解除)申請書(平成29年2 月17日付け)、出席簿(平成27年度及び平成28年度)及び中学校 生徒指導要録があることが判明した。

これにより、実施機関は、請求人が開示を請求した保有個人情報の 一部についてのみ部分開示決定を行っていたことが明らかになった。

3 実施機関は、保有個人情報の開示請求があったときは、開示請求のあ った保有個人情報の全てについて、開示又は不開示の決定を行わなけれ ばならない。

しかるに、本件処分は、審査請求人が開示を請求した保有個人情報の 全部について開示又は不開示の決定を行っていないものであるため、妥 当ではないといわざるを得ない。

実施機関は、請求人が開示を請求した保有個人情報のうち、本件処分により部分開示決定をした保有個人情報以外の保有個人情報の全てについて、開示又は不開示の決定を行うべきである。

以上

平成30年3月12日

川口市情報公開·個人情報保護等審査会

委員(会長) 馬 橋 隆 紀

委員 飯塚 肇

委員 田村泰俊

## 1 情報公開・個人情報保護運営審議会について

## (1) 審議会の目的

情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を行うため、実施機関からの諮問に応じて調査審議するとともに、制度の運営に関する重要事項について実施機関に建議する機関として、「情報公開・個人情報保護運営審議会」を設置しています。

## (2)審議会の委員

平成30年3月31日現在

役 職	氏 名	備	考
会 長	早川和宏	大学教授	
副会長	小森 貴浩	弁護士	
委員	青山聖子	川口市議会議員	知識経験者
委員	稲垣 喜代久	川口市議会議員	
委員	矢野 由紀子	川口市議会議員	
委員	小坂 伸一	IT会社技術課課長	
委員	鈴木 規子	川口市飯塚地区民生委員・児童委員協 議会会長	
委員	橋本昌則	川口商工会議所総務課長	
委員	髙木 輝久	介護老人福祉施設施設長	市民代表
委員	佐藤 喜代子	川口市食生活改善推進員協議会広報 部長	
委員	谷田部 千春	公募委員	
委 員	金子 博文	公募委員	

# 2 審議会の開催状況

□	開催年月日	内容
第1回	平成29年6月27日	〈報告事項〉 平成28年度情報公開・個人情報保護制度の運用 状況について
第2回	平成30年3月28日	<ul> <li>(審議事項〉 個人情報の外部提供について</li> <li>(報告事項〉</li> <li>(1)行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律に基づく個人番 号の利用及び特定個人情報の提供に関する条 例の一部改正について</li> <li>(2)平成29年度個人情報取扱業務登録等について</li> </ul>

# 3 審議会の答申

平成29年度は、審議会の答申はありませんでした。

## 1 附属機関等の会議公開について

### (1)目的

川口市では平成19年4月から、市民の皆さんに附属機関等の会議を原則的 に公開しています。

市政運営の公正の確保と市の政策形成過程の透明性の向上を図るとともに、開かれた市政運営を実現することを目的としています。

### (2)対象となる会議

地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する附属機関や、市民、 関係団体、知識経験者、学識経験者等からの意見を聴取し、市政に反映させる ことを主な目的として設置する委員会、協議会等において設ける会議が対象と なります。

## 2 附属機関等の会議の公開状況

平成29年度に対象となる附属機関等は100ありました。会議の開催回数は次のとおりです。

### (1) 公募委員が在籍する附属機関等

開催回数	公開・非	傍聴人の数		
用准凹剱	公 開	一部非公開	非公開	万応人の数
8 0	7 9	1	0	4 3

### (2) 公募委員が在籍しない附属機関等

開催回数	公開・非	傍聴人の数			
用准凹剱	公 開	一部非公開	非公開	方応人の数	
7 6 1	7 4	2 5	662	8	

※非公開で行った会議の主な非公開理由は、審議内容が個人情報に関するため非公開が原則となるもの(川口市介護保険認定審査会(555回)など)や、法令などに定めがあるものです。

### (2) 附属機関等の会議別公開状況

(公開・非公開決定後の会議を平成29年4月1日~平成30年3月31日に開催した附属機関等)

非公開の理由: 当附属機関等の法令、条例等の規定により会議が非公開とされているとき………規定

公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合…議事運営

附属機関等一覧	公開/非公開の別	公募委員 の有無	所管課	非公開の理由
附属機関等一覧(企画財政部)				
川口市自治基本条例運用推進委員会	公 開	有	企画経営課	
川口市指定管理者候補者選定及び評価会議	非公開	無	企画経営課	第7条第4号
川口市行政評価外部評価委員会	公 開	有	企画経営課	
附属機関等一覧(総務部)				
川口市同和対策審議会	公 開	有	総務課	
川口市情報公開・個人情報保護運営審議会	公 開	有	行政管理課	
川口市情報公開・個人情報保護審査会	非公開	無	行政管理課	第7条第2号
附属機関等一覧(危機管理部)	I		Latam	
川口市防災会議	公 開	無	防災課	
附属機関等一覧(市民生活部)		_		
川口市交通安全対策協議会	公開	無	交通安全対策課	
川口市多文化共生指針策定委員会	公開	有	<u> </u>	
川口市協働推進委員会	公 開 公 開	<u>有</u> 有	協働推進課	
川口市男女共同参画推進委員会	公 開	月	協働推進課	
附属機関等一覧(福祉部)	公 開	<b>=</b>	福祉総務課	
川口市社会福祉保健審議会  川口市介護保険運営協議会	<u>公開</u> 公開	<u>有</u> 有	付益	
川口中介護保険選名協議会  川口市介護保険認定審査会	非公開	<u>月</u> 無	介護保険課	第7条第2号
川口市介護徐陝認定番登会  川口市介護給付費等の支給に関する審査会	非公開	無無	障害福祉課	第7条第2号
川口市が護給付貨等の支給に関する番貸会  川口市障害者福祉計画等策定委員会	サンデン ・	<u>無</u> 有	<u>障害福祉課</u> 障害福祉課	お / 末
川口川隍吉有価値前回寺永足安良云		·H	14年日  18日本	
川口市子ども・子育て会議	公 開	有	子ども育成課	
川口市青少年問題協議会	公開	<del>有</del>	青少年対策室	
川口市いじめから子どもを守る委員会	非公開	無	青少年対策室	規定
附属機関等一覧(保健部)	9F A Di	NIV.	H	7967C
川口市健康・生きがいづくり推進協議会	公 開	有	保健衛生課	
川口市国民健康保険運営協議会	公開	<del></del> 有	国民健康保険課	
附属機関等一覧(環境部)				
川口市環境審議会	公 開	有	環境総務課	
川口市廃棄物対策審議会	公 開	<del></del> 有	廃棄物対策課	
川口市戸塚環境センター施設整備基本構想・基本計画審議会	公 開	有	環境施設課	
附属機関等一覧(経済部)				
川口市商工行政審議会	公開/一部非公開	#	産業労働政策課	第7条第4号
川口市労政協議会(本会の他、部会も含む)	公開	無	産業労働政策課	No vienie v
川口市商工資金審査会	一部非公開	無	経営支援課	第7条第2号第4号
川口市農政審議会(本会の他、部会も含む)				#/##Z9#49
	公開	無	農政課	
川口市景観形成委員会	公 開	無	都市計画課	
川口市都市計画審議会	公開	<u></u> 有	都市計画課	
川口市バリアフリー基本構想推進協議会	公開	<del></del> 有	都市計画課	
川口市開発審査会	非公開	無	開発審査課	規定
川口市建築審査会	公開/一部非公開		建築審査課	第7条第2号
川口市緑化対策委員会	公開	<u>///</u> 有	みどり課	
川口市火葬施設彫刻設置選定委員会	非公開	無		第7条第6号
(仮称)赤山歴史自然公園愛称検討委員会	非公開	無	歴史自然公園・火葬施設整備室	第7条第6号
川口市空家等対策協議会	公 開	無	住宅政策課	
附属機関等一覧(都市整備部)				
西川口駅西口再生支援事業評価会議	一部非公開	無	都市整備管理課	第7条第6号
川口都市計画事業芝東第3土地区画整理審議会	非公開	無	西部土地区画整理事務所	第7条第2号
川口都市計画事業芝東第4土地区画整理審議会	非公開	無	西部土地区画整理事務所	第7条第2号
川口都市計画事業芝東第5土地区画整理審議会	非公開	無	西部土地区画整理事務所	第7条第2号
川口都市計画事業芝東第6土地区画整理審議会	非公開	無	西部土地区画整理事務所	第7条第2号
川口都市計画事業芝東第3土地区画整理評価員会	非公開	無	西部土地区画整理事務所	第7条第2号
川口都市計画事業芝東第4土地区画整理評価員会	非公開	無	西部土地区画整理事務所	第7条第2号
川口都市計画事業芝東第5土地区画整理評価員会	非公開	無	西部土地区画整理事務所	第7条第2号
川口都市計画事業芝東第6土地区画整理評価員会	非公開	無	西部土地区画整理事務所	第7条第2号
川口都市計画事業石神西立野特定土地区画整理 審議会	非公開	無	北部土地区画整理事務所	第7条第2号
川口都市計画事業石神西立野特定土地区画整理評価員会	非公開	無	北部土地区画整理事務所	第7条第2号
미୴묫ᄍ	l			L

附属機関等一覧	公開/非公開の別	公募委員 の有無	所管課	非公開の理由
川口都市計画事業安行藤八特定土地区画整理審 議会	非公開	無	北部土地区画整理事務所	第7条第2号
川口都市計画事業安行藤八特定土地区画整理評 価員会	非公開	無	北部土地区画整理事務所	第7条第2号
川口都市計画事業新郷東部第2土地区画整理審議 会	非公開	無	東部土地区画整理事務所	第7条第2号第4号
附属機関等一覧(水道部・下水道部)				
川口市上下水道事業運営審議会	公 開	有	水道総務課	
附属機関等一覧(生涯学習部)				
川口市社会教育委員	公 開	無	生涯学習課	
川口市立中央ふれあい館運営審議会	公 開	無	生涯学習課	
川口市青少年婦人教育施設運営審議会	公 開	無	生涯学習課	
川口市立南平公民館運営審議会	公 開	無	生涯学習課	
川口市立新郷公民館運営審議会	公 開	無	生涯学習課	
川口市立神根公民館運営審議会	公 開	無	生涯学習課	
川口市立西公民館運営審議会	公 開	無	生涯学習課	
川口市立芝公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市立前川公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市立安行公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市立西川口公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市立青木公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
		無		
川口市立栄町公民館運営審議会			生涯学習課	
川口市立上青木公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市立並木公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市立戸塚公民館運営審議会	公 開	無	生涯学習課	
川口市立芝南公民館運営審議会	公 開	無	生涯学習課	
川口市立朝日公民館運営審議会	公 開	無	生涯学習課	
川口市立根岸公民館運営審議会	公 開	無	生涯学習課	
川口市立領家公民館運営審議会	公 開	無	生涯学習課	
川口市立芝西公民館運営審議会	公 開	無	生涯学習課	
川口市立芝北公民館運営審議会	公 開	無	生涯学習課	
川口市立芝富士公民館運営審議会	公 開	無	生涯学習課	
川口市立神根西公民館運営審議会	公 開	無	生涯学習課	
川口市立新郷南公民館運営審議会	公 開	無	生涯学習課	
川口市立前川南公民館運営審議会	公 開	無	生涯学習課	
川口市立朝日東公民館運営審議会	公 開	無	生涯学習課	
川口市立神根東公民館運営審議会	公 開	無	生涯学習課	
川口市立芝園公民館運営審議会	公 開	無	生涯学習課	
川口市立横曽根公民館運営審議会	公 開	無	生涯学習課	
川口市立安行東公民館運営審議会	公 開	無	生涯学習課	
川口市立青木東公民館運営審議会	公 開	無	生涯学習課	
川口市立戸塚西公民館運営審議会	公 開	無	生涯学習課	
川口市立鳩ヶ谷公民館運営審議会	公 開	無	生涯学習課	
川口市立南鳩ヶ谷公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市立里公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市立アートギャラリー運営審議会	公開	無	文化推進室	
川口市文化芸術審議会	公開	有	文化推進室	
川口市文化財保護審議会	公開	無	文化財課	
	公 用	無	人们的妹	
川口市図書館・映像・情報メディアセンター運営審議会	公開	有	中央図書館	
川口市立科学館運営審議会	公開	有	科学館	
川口市スポーツ推進審議会	公 開	有	スポーツ課	
附属機関等一覧(学校教育部)		1.		
川口市障害児就学支援委員会	非公開	無	指導課	第7条第2号
川口市いじめ問題調査委員会	非公開	無	指導課	第7条第2号
新市立高校開設準備委員会	公開/一部非公開		学務課	第7条第6号
川口市学校給食運営審議会	公 開	有	学校保健課	
附属機関等一覧(その他部局等)				
川口市立医療センター倫理委員会	公 開	無	医療センター庶務課	
川口市立医療センター治験委員会	非公開	無	医療センター庶務課	第7条第2号
	•	•		

平成12年9月27日 条例第49号

改正 平成17年12月21日条例第57号

平成18年3月24日条例第9号

平成19年9月27日条例第42号

平成23年9月26日条例第24号

平成27年6月29日条例第49号

平成28年3月24日条例第5号

平成29年6月26日条例第17号

目次

第1章 総則(第1条-第4条)

第2章 公文書の公開(第5条-第15条)

第3章 審查請求(第16条—第18条)

第4章 雑則(第19条—第27条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民の行政情報に関する知る権利を認識した上で、地方自治の本旨にのっとり、公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関して必要な事項を定めることにより、市の諸活動を説明する責務の全う及び市政への市民の参加と協働の推進を図り、もって公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固 定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。
  - (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- ア 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲 覧若しくは視聴に供されているもの
- イ 市立図書館等で歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有して いるもの

(解釈及び運用)

- 第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、市民の公文書の公開を求める権利を 十分尊重するとともに、個人に関する情報が十分保護されるよう配慮しなければならない。
- 2 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用を図るため、公文書を適正に管理しなければならない。

(適正使用)

**第4条** 公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の公開

(公文書の公開を請求できるもの)

- **第5条** 次に掲げるものは、実施機関に対し、公文書の公開(第5号に掲げるものにあっては、そのものの有する利害関係に係る情報の公開に限る。)を請求することができる。
  - (1) 市内に住所を有する者
  - (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
  - (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
  - (4) 市内に存する学校に在学する者
  - (5) 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、公文書の公開を必要とする理由を明記できるもの (請求の手続)
- 第6条 前条の規定による公文書の公開の請求(以下「公開請求」という。)は、規則で定める書面を実施機関に提出して行わなければならない。
- 2 実施機関は、前項の書面(以下「公開請求書」という。)に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 3 前項の場合において、公開請求者が当該公開請求書の補正に応じないときは、実施機関は、当

該補正に係る公開請求を拒否しなければならない。

(公文書の公開義務)

- 第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。
  - (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定又は法的拘束力のある指示により公にすることができないとされている情報
  - (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
    - ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる 情報
    - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分並びに当該公務員等の氏名に係る部分であって公にしても当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるもの
  - (3) 川口市個人情報保護条例(平成12年条例第50号)第2条第3号に規定する個人識別符号

- (4) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
  - ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を 害するおそれがあるもの
  - イ 任意に提供された情報であって、提供者の承諾なく公にすることにより、提供者との協力 関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの
- (5) 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を来すおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (6) 市及び国等(国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。以下 同じ。)の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすること により、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民 の間の混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすお それがあるもの
- (7) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げる おそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を来すおそれ があるもの
  - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又 は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地 位を不当に害するおそれ
  - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を来すおそれ
- (8) 市と国等との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公にすることにより、国等との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもの (公文書の部分公開)
- 第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、 非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、

当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の 情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報(第7条第3号に掲げる情報を除く。) が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、 当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非 公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当 該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する措置)

- 第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、全部又は一部を公開する旨の決定(以下「公開決定」という。)をし、公開請求者に対し、速やかに、その旨及び公開の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(第6条第3項及び前条の規定により公開請求を拒否するとき並びに公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、公文書の全部を公開しない旨の決定をしたときの公文書又は公文書の一部を公開 する旨の決定をしたときの非公開部分が期間の経過により公開できるものとなる期日が明らかな ときは、その期日を前2項の書面に付記しなければならない。

(公開決定等の期限)

- 第12条 前条第1項及び第2項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日から起算して15日(川口市の休日を定める条例(平成元年条例第55号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)を除く。)以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日(市の休日を除く。)以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により

通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

- 第13条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から45日(市の休日を除く。)以内にそのすべてについて公開決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障を来すおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
  - (1) 本条を適用する旨及びその理由
  - (2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

- 第14条 公開請求に係る公文書に市及び公開請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の名称その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、 公開請求に係る公文書の名称その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を 与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
  - (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報 が第7条第2号イ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
  - (2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公文書の公開の方法)

第15条 公文書の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については閲覧、視聴、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定め

る方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあっては、実施機関は、当該公文 書の保存に支障を来すおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しによ りこれを行うことができる。

#### 第3章 審査請求

(審理員による審理手続に関する適用除外)

第16条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定による審理員の指名は、行わない。

(審査会への諮問)

- 第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、川口市情報公開・個人情報保護等審査会(以下「審査会」という。)に諮問し、その答申を尊重して、速やかに、当該審査請求についての裁決をしなければならない。
  - (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
  - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合(当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- 2 前項の規定により諮問をした審査庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
  - (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
  - (2) 公開請求者(公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
  - (3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- 3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第 29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 4 第1項の規定により諮問をした審査庁は、審査請求人から行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項に規定する反論書の提出があったときは当該反論書の写しを、参加人から同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項に規定する意見書の提出があったときは当該意見書の写しを、それぞれ審査会に送付するものとする。
- 5 第1項の規定により諮問をした審査庁は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適 用する同法第32条第1項に規定する証拠書類若しくは証拠物又は同条第2項に規定する書類そ

の他の物件の提出があったときは、当該証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を審査会に送付するものとする。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

- 第18条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
  - (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
  - (2) 審査請求に係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。) を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書 の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

## 第4章 雜則

(費用負担)

- 第19条 この条例の規定に基づき公文書の公開を受けるものは、当該公文書の公開を受ける際に、 別表に掲げる額の手数料を納付しなければならない。
- 2 市長、水道事業管理者及び病院事業管理者は、実施機関が公開決定に係る公文書を不特定多数 の者が知り得る方法で実施機関が定めるものにより公にすることを予定し、又は公にする必要が あると判断するときは、当該公文書の公開に係る手数料を免除するものとする。
- 3 前項に規定する場合のほか、市長、水道事業管理者及び病院事業管理者は、特別の理由がある と認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。
- 4 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長、水道事業管理者及び病院事業管理者は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 5 この条例の規定に基づき公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要す る費用を負担しなければならない。

(情報提供の推進)

**第20条** 実施機関は、情報公開を総合的に推進するため、この条例の定めるところにより公文書の公開を行うほか、市政に関する正確で分かりやすい情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

(検索資料の作成等)

第21条 実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、閲覧に供するものとする。

(情報公開制度に関する事務の改善等)

第22条 実施機関は、この条例による情報公開制度に関する事務を公正かつ能率的に運営するた

- め、当該事務の改善に必要な措置を講ずるものとする。
- 2 実施機関は、前項の措置のうち重要と認めるものについては、川口市情報公開・個人情報保護 運営審議会の意見を聴かなければならない。

(実施状況の公表)

第23条 市長は、毎年度、各実施機関における公文書の公開等の実施状況を取りまとめ、これを 公表するものとする。

(出資法人の情報公開)

- 第24条 市が出資している法人のうち規則で定めるもの(以下この条において「出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する情報の公開に関し必要な措置を 講ずるよう努めなければならない。
- 2 市長は、出資法人に対し、情報公開を推進するため、前項に定める必要な措置を講ずるよう指 導に努めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

- 第25条 市の公の施設を管理する指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244 条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。)は、この条例の趣旨に のっとり、当該公の施設の管理に関する情報の公開を行うため必要な措置を講じなければならな い。
- 2 実施機関は、市の公の施設の指定管理者に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

(他の制度との調整)

第26条 この条例は、他の法令等の規定により、公文書の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の 交付を受けることができる場合については、適用しない。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行し、同日以後に実施機関が作成し、又は取得した公文書について適用する。

(適用外公文書の任意的公開)

2 実施機関は、この条例の施行の日前に作成し、又は取得した公文書の公開を求められたときは、

これに応ずるよう努めるものとする。

3 第19条の規定は、前項の規定による公文書の公開について準用する。

(鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置)

- 4 平成13年4月1日から鳩ヶ谷市の編入の日(次項及び附則第6項において「編入日」という。) の前日までに編入前の鳩ヶ谷市の職員が作成し、又は取得した編入前の鳩ヶ谷市情報公開条例(平成14年鳩ヶ谷市条例第34号。以下「編入前の鳩ヶ谷市条例」という。)第2条第2号に規定する公文書については、実施機関の職員が作成し、又は取得したものとみなして、この条例の規定を適用する。
- 5 編入日前に、編入前の鳩ヶ谷市条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条 例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 6 編入日前に、編入前の鳩ヶ谷市条例の規定によりなされた、公文書の公開請求に対しての公開 の対象となる公文書、実施機関の間での事案の移送、公開に係る手数料及び費用並びに公文書の 公開の申出に対しての公文書の公開事務については、なお編入前の鳩ヶ谷市条例の例による。

附 則(平成17年12月21日条例第57号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(川口市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

2 川口市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年条例第11号)の一部 を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成18年3月24日条例第9号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年9月27日条例第42号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成23年9月26日条例第24号)

この条例は、平成23年10月11日から施行する。

附 則 (平成27年6月29日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月24日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の川口市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則(平成29年6月26日条例第17号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

## 別表 (第19条関係)

公開の区分	手数料	手数料の額									
	 第5条第1号から第5号までに該	第5条第6号に該当するもの									
	当するもの										
閲覧	  1件の公文書につき 100円	1件の公文書につき 200円									
視聴	1 件の公文書につき 100円	1 件の公文書につき 200円									
写しの交付	1件の公文書につき 100円	1件の公文書につき 200円									

### 備考

- 1 1件とは、決裁、供覧等の手続を一にするものをいう。
- 2 閲覧又は視聴に引き続いて、当該閲覧等に係る公文書の写しの交付を受ける場合において は、当該閲覧等及び写しの交付に係る手数料は、写しの交付を受ける場合の手数料によるも のとする。

平成12年9月27日

条例第50号

改正 平成17年12月21日条例第57号

平成18年3月24日条例第10号

平成23年9月26日条例第25号

平成27年9月28日条例第55号

平成28年3月24日条例第6号

平成29年3月27日条例第1号

平成29年6月26日条例第17号

目次

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 実施機関における個人情報の取扱い(第6条-第13条)

第3章 開示、訂正及び利用停止等

第1節 開示 (第14条 - 第23条の2)

第2節 訂正 (第24条―第28条の2)

第3節 利用停止等 (第28条の3一第28条の5)

第4節 審查請求 (第29条—第31条)

第4章 雑則(第32条—第38条)

第5章 罰則(第39条—第43条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、自己に関する保有個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する権利を保障することにより、情報に関する個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固 定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。

- (2) 個人情報 個人に関する情報であって、次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。 ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報については、当該情報が特定個人情報である 場合に限る。
  - ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)イ 個人識別符号が含まれるもの
- (3) 個人識別符号 次のア又はイのいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、 規則で定めるものをいう。
  - ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
  - イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、 又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録され た文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者 ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることによ り、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- (4) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録 であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているも のをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲 覧若しくは視聴に供されているもの
  - イ 市立図書館等で歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有して いるもの
- (5) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- (6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

- (7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。) に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (8) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、 当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。 ただし、公文書に記録されているものに限る。
- (9) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。)及び事業を営む個人をいう。
- (10) 電子計算組織 電子計算機を利用し、定められた一連の処理手順に従って事務を処理する 組織をいう。

(実施機関の責務等)

- 第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。
- 2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。 その職を退いた後も、同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たって個人情報の収集等を するときは、個人の権利利益を害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する 市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。
  - 第2章 実施機関における個人情報の取扱い

(収集の制限)

第6条 実施機関は、個人情報の収集をするときは、個人情報を取り扱う業務(以下「個人情報取

扱業務」という。)及び個人情報取扱業務において個人情報を利用する目的(以下「利用目的」 という。)を明確にした上で、当該個人情報取扱業務を遂行するために必要な範囲内で、適法か つ公正な手段により収集しなければならない。

- 2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報の収集をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
  - (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。
  - (2) 実施機関が川口市情報公開・個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて、個人情報取扱業務を遂行するために必要があると認めるとき。
- 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各 号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
  - (1) 本人の同意があるとき。
  - (2) 法令等に定めがあるとき。
  - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
  - (4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (5) 争訟、選考、指導、相談等の事務事業を執行するために個人情報を収集する場合において、 本人から収集したのではその目的を達成することができないと認められるとき又は当該事務事 業の適正な執行に支障を来すと認められるとき。
  - (6) 所在不明、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあることその他の事由に より本人から収集することができないとき。
  - (7) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人(以下「国等」という。) 又は他の実施機関から収集する場合において、当該個人情報を収集することに相当の理由があ り、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
  - (8) 実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めるとき。

(個人情報取扱業務の登録)

- **第7条** 実施機関は、個人情報取扱業務を新たに開始しようとするときは、次に掲げる事項を登録しなければならない。
  - (1) 個人情報取扱業務の名称
  - (2) 利用目的
  - (3) 個人情報の対象者の範囲

- (4) 個人情報の項目
- (5) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に関する業務であって専らその人事、給与 若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を取り扱うものについては、適用しない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により登録した個人情報取扱業務を廃止し、又は変更したときは、 当該登録を抹消し、又は修正しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の規定による登録又は前項の規定による修正を行ったときは、その旨を審議会に報告しなければならない。
- 5 実施機関は、第1項の規定による登録に係る事項(第3項の規定により登録を抹消し、又は修正したときは、その旨)を規則で定めるところにより公示しなければならない。
- 6 実施機関は、前項の事項に係る目録を作成し、一般の閲覧に供さなければならない。 (利用及び提供の制限)
- 第8条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下 この条において同じ。)を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれか に該当するときは、この限りでない。
  - (1) 本人の同意があるとき。
  - (2) 法令等に定めがあるとき。
  - (3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (4) 利用目的以外の目的のために利用する場合又は国等若しくは他の実施機関に提供する場合において、当該保有個人情報を利用し、又は提供を受ける個人情報を利用することにつき相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
  - (5) 国等又は他の実施機関以外の者に提供する場合において、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認めるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用し、 又は提供したときは、当該利用又は提供に関する次に掲げる事項を審議会に報告しなければなら ない。
  - (1) 利用又は提供をした個人情報取扱業務の名称
  - (2) 利用又は提供をした理由
  - (3) 利用又は提供をした保有個人情報の項目
  - (4) その他規則で定める事項

3 実施機関は、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(保有特定個人情報の利用の制限)

- 第8条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって本人又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- 3 前条第2項の規定は、保有特定個人情報の利用目的以外の目的のための利用について準用する。 (特定個人情報の提供の制限)
- 第8条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(電子計算組織の結合の制限)

- 第9条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理するときは、本市以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
  - (1) 法令等に定めがあるとき。
  - (2) 実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に 害するおそれがないと認めるとき。

(適正な維持管理)

- 第10条 実施機関は、個人情報取扱業務の実施に当たっては、保有個人情報の保護を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、保有個人情報の適正な維持管理に努めなければならない。
  - (1) 保有個人情報は、正確かつ最新のものとすること。
  - (2) 保有個人情報の紛失、破損、改ざん、漏えい等の事故を防止すること。
- 2 実施機関は、保有する必要のなくなった保有個人情報(歴史的又は文化的価値が生ずると認め

られるものを除く。)を、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定による事務を処理させるため、個人情報保護管理責任者を定めなければならない。

(委託に伴う措置)

第11条 実施機関は、個人情報取扱業務を委託しようとするときは、個人情報の適正な管理に関する契約上の定めその他個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(指定管理者が行う措置)

第12条 実施機関は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に公の施設の管理を行わせようとするときは、個人情報の適正な管理に関する協定上の定めその他個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(受託者等の義務)

- 第13条 実施機関から個人情報取扱業務の委託を受けた者又は公の施設の管理を行う指定管理者は、第10条第1項各号及び第2項に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。
- 2 実施機関から委託を受けた業務又は指定管理者が管理する公の施設の業務における個人情報取 扱業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報を他人に知 らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
  - 第3章 開示、訂正及び利用停止等

第1節 開示

(開示の請求)

- 第14条 何人も、実施機関に対し、自己に関する保有個人情報(第7条第2項に規定する業務に 係るものを除く。)の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。
- 2 未成年者及び成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)(以下「代理人」という。)は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が未成年者で15歳以上のものである場合には、本人の同意を得るものとする。

(開示請求の方法)

- 第15条 開示請求は、規則で定める書面を実施機関に提出して行わなければならない。
- 2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本 人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを提出し、又は提

示しなければならない。

- 3 代理人が開示請求をしようとする場合で本人の同意が必要なときは、それを証明するために必要な書類を前項の書類に併せて提出し、又は提示しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の書面(以下「開示請求書」という。)に形式上の不備があると認めると きは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補 正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考と なる情報を提供するよう努めなければならない。
- 5 前項の場合において、開示請求者が当該開示請求書の補正に応じないときは、実施機関は、当 該補正に係る開示請求を拒否しなければならない。

(開示しないことができる保有個人情報)

- 第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当するものである ときは、当該保有個人情報を開示しないことができる。
  - (1) 法令等の規定又は法的拘束力のある指示により、開示することができないとされている情報
  - (2) 代理人による開示請求がなされた場合であって、開示することが当該開示請求に係る本人 の権利利益に反すると認められる情報
  - (3) 開示請求者以外の者に関する情報を含む保有個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの
  - (4) 市及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する保有個人情報であって、 開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、 不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益 を及ぼすおそれがあるもの
  - (5) 市又は国等が行う事務又は事業に関する保有個人情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を来すおそれがあるもの
    - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又 は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
    - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地 位を不当に害するおそれ
    - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

- (6) 市と国等との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもの
- (7) 個人の評価、診断、指導、相談、選考等に関する情報であって、開示することにより、事 務の適正な執行に支障を来すおそれがあるもの

(保有個人情報の部分開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部に前条各号のいずれかに該当することにより開示しないことができる保有個人情報(以下「不開示情報」という。)が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

- 第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、全部又は 一部を開示する旨の決定(以下「開示決定」という。)をし、開示請求者に対し、速やかに、そ の旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(第15条第5項及び前条 の規定により開示請求を拒否するとき並びに開示請求に係る保有個人情報を保有していないとき を含む。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通 知しなければならない。
- 3 実施機関は、保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をしたときの保有個人情報又は保有個人情報の一部を開示する旨の決定をしたときの不開示部分が期間の経過により開示できるものとなる期日が明らかなときは、その期日を前2項の書面に付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第20条 前条第1項又は第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日(川口市の休日を定める条例(平成元年条例第55号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)を除く。)以内にしなければならない。ただし、第15条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に

算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日(市の休日を除く。)以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示請求の事案の移送)

- 第20条の2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報(情報提供等記録を除く。)が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送とした旨を書面により通知しなければならない。
- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

- 第21条 開示請求に係る保有個人情報に市及び開示請求者以外の者(以下この条、第30条第2項及び第31条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の名称その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(保有個人情報の開示の方法)

第22条 保有個人情報の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電

磁的記録については閲覧、視聴、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、実施機関は、当該保有個人情報の保存に支障を来すおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

- 2 保有個人情報の開示を受けようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求者であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。 (開示請求及び開示の特例)
- 第23条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報について、本人が開示請求をしようとすると きは、第15条第1項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。
- 2 前項の規定による開示請求をしようとする者は、第15条第2項の規定にかかわらず、規則で 定める書類を提示しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定による開示請求があったときは、前2条の規定にかかわらず、直ち に本人であることを確認し、規則で定める方法により、開示するものとする。

(法令等による開示の実施との調整)

- 第23条の2 実施機関は、法令又は他の条例の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)が第22条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には開示しない旨の定めがあるときは、この限りでない。
- 2 法令又は他の条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第22条第1項 本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

### 第2節 訂正

(訂正の請求)

- **第24条** 何人も、自己に関する保有個人情報について、事実に誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。
- 2 第14条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求の方法)

- 第25条 第15条の規定は、訂正請求の方法について準用する。
- 2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該訂正を求める内容が事実に合致すること

を証明する資料を提出し、又は提示しなければならない。

(訂正しないことができる保有個人情報)

第26条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報について、訂正の権限がないときその他訂正 しないことについて相当な理由があるときは、当該保有個人情報の全部又は一部について訂正し ないことができる。

(訂正請求に対する措置)

- 第27条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の全部又は一部を訂正するときは、全部又は 一部を訂正する旨の決定をし、訂正した上、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。) に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報を訂正しないとき(第25条第1項において準用する第15条第5項の規定により訂正請求を拒否するとき及び訂正請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、訂正しない旨の決定をし、訂正請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正請求の事案の移送)

- 第27条の2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報が第20条の2第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求に ついての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前に した行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が前条第1項の決定をしたときは、移送をした実 施機関は、当該決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

(保有特定個人情報の提供先への通知)

第27条の3 実施機関は、第27条第1項の決定に基づく保有個人情報(情報提供等記録に限る。) の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(法令等による訂正の実施との調整)

- 第28条 法令又は他の条例の規定により、訂正請求者に対し訂正請求に係る保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)を訂正することとされている場合には、この節の規定は適用しない。
- 第28条の2 第20条の規定は、訂正請求について準用する。

第3節 利用停止等

(利用の停止及び消去の請求)

(訂正請求への準用)

第28条の3 何人も、自己に関する保有個人情報(情報提供等記録を除く。次条において同じ。)が、第6条の規定に違反して収集され、第8条第1項若しくは第8条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用され、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管され、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されていると認めるときは、実施機関に対し、その利用の停止又は消去の請求をすることができる。

(提供の停止の請求)

第28条の4 何人も、自己に関する保有個人情報が、第8条第1項又は第8条の3の規定に違反して提供されていると認めるときは、実施機関に対し、その提供の停止の請求をすることができる。

(利用停止等の請求への準用)

第28条の5 第14条第2項、第15条、第20条、第26条、第27条及び第28条の規定は、 第28条の3の利用の停止及び消去並びに前条の提供の停止(以下「利用停止等」という。)の 請求について準用する。

#### 第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する適用除外)

第29条 開示決定等、訂正決定等、前条において準用する第27条各項の決定(以下「利用停止等決定等」という。)又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定による審理員の指名は、行わない。

(審査会への諮問)

第30条 開示決定等、訂正決定等、利用停止等決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止 等の請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき審 査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、川口市情報公開・個人情報保護 等審査会(以下「審査会」という。)に諮問し、その答申を尊重して、速やかに、当該審査請求 についての裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正又は利用停止等をすることとする場合
- 2 前項の規定により諮問をした審査庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
  - (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
  - (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止等の請求をした者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
  - (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- 3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第 29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 4 第1項の規定により諮問をした審査庁は、審査請求人から行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項に規定する反論書の提出があったときは当該反論書の写しを、参加人から同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項に規定する意見書の提出があったときは当該意見書の写しを、それぞれ審査会に送付するものとする。
- 5 第1項の規定により諮問をした審査庁は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第32条第1項に規定する証拠書類若しくは証拠物又は同条第2項に規定する書類その他の物件の提出があったときは、当該証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を審査会に送付するものとする。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第31条 第21条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。この場合において、同項中「実施機関」とあるのは「審査庁」と、「開示決定」とあるのは「保有個人情報を開示する旨の裁決」と読み替えるものとする。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除 く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人 が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

## 第4章 雜則

(苦情の処理)

第32条 実施機関は、当該実施機関が行う保有個人情報の取扱いについて苦情の申出があったと きは、迅速かつ適切にこれを処理するよう努めなければならない。

(費用負担)

- 第33条 この条例の規定による保有個人情報の開示、訂正及び利用停止等に係る手数料は、無料 とする。
- 2 この条例の規定に基づき保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

(個人情報保護制度に関する事務の改善等)

- 第34条 実施機関は、この条例による個人情報保護制度に関する事務を公正かつ能率的に運営するため、当該事務の改善に必要な措置を講ずるものとする。
- 2 実施機関は、前項の措置のうち重要と認めるものについては、審議会の意見を聴かなければな らない。

(実施状況の公表)

第35条 市長は、個人情報保護制度の適正な運用を明らかにするために、毎年度各実施機関における保有個人情報の開示、訂正及び利用停止等の実施状況をとりまとめ、これを公表するものとする。

(出資法人の講ずる措置)

- **第36条** 市が出資している法人のうち規則で定めるもの(以下「出資法人」という。)は、その保有する個人情報の保護に関し、この条例に準じた措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市長は、出資法人に対し、前項に定める必要な措置を講ずるように指導に努めるものとする。 (適用除外)
- 第37条 この条例は、実施機関が一般の利用に供することを目的として管理している図書等に記録されている個人情報については、適用しない。

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(罰則)

- 第39条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第13条第1項に規定する受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者の管理する市の公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、保有個人情報(個人の秘密に属する事項を含むものに限る。)を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。
- 第40条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の 不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以 下の罰金に処する。
- 第41条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。
- **第42条** 前3条の規定は、市の区域外において、これらの条の罪を犯した者にも適用する。
- 第43条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5 0、000円以下の過料に処する。

### 附則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に行われている個人情報取扱業務についての第7条第1項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱業務を新たに開始しようとするときは」とあるのは、「個人情報取扱業務を現に行っているときは、遅滞なく」とする。
- 3 この条例の施行の際、現に実施機関において収集等をしている個人情報の処理は、この条例の 相当規定により行ったものとみなす。

(鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置)

4 鳩ヶ谷市の編入の際、編入前の鳩ヶ谷市から承継された個人情報については、この条例の相当

規定により収集されたものとみなす。

- 5 鳩ヶ谷市の編入の日(以下この項から附則第7項までにおいて「編入日」という。)前に、編入前の鳩ヶ谷市個人情報保護条例(平成11年鳩ヶ谷市条例第21号。以下「編入前の鳩ヶ谷市条例」という。)第2条第1項に規定する実施機関において行われていた個人情報の処理で、編入日以後、実施機関が引き続き行うものは、この条例の相当規定により行ったものとみなす。
- 6 編入目前に、編入前の鳩ヶ谷市条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条 例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 7 編入日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成17年12月21日条例第57号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月24日条例第10号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月26日条例第25号)

この条例は、平成23年10月11日から施行する。

**附** 則(平成27年9月28日条例第55号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(川口市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

2 川口市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成12年条例第52号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成28年3月24日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の川口市個人情報保護条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求

若しくは利用停止等の請求に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行目前にされた開示 決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等の請求に係る 不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則(平成29年3月27日条例第1号)

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則(平成29年6月26日条例第17号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

## 川口市附属機関等の会議公開に関する要綱

平成19年3月15日 市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、川口市市民参加条例(平成24年条例第16号。以下「条例」という。)第16条及び第17条の規定により、市政運営の公正の確保と市の政策形成過程の透明性の向上を図るとともに、開かれた市政運営の実現のため、附属機関等の会議の公開に関し、必要な事項を定める。

(附属機関等の定義)

- 第2条 この要綱において、「附属機関等」とは、次の各号をいう。
  - (1)地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置する附属機関
  - (2) 市民、関係団体、知識経験者、学識経験者等からの意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として設置する委員会、協議会等

(会議公開の原則)

第3条 条例第16条の規定により公開とされた会議について、傍聴希望者は、 この要綱の定めるところにより、傍聴することができる。

(会議の公開・非公開の決定)

- 第4条 附属機関等は、条例第16条に規定する基準に基づき、会議の公開・ 非公開の決定を行うものとする。
- 2 附属機関等の長は、会議の審議事項に非公開とする事項とそれ以外の事項 がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、 非公開に係る部分を除いて、会議を公開するものとする。
- 3 附属機関等の長は、会議の全部又は一部を非公開としたときは、情報公開 条例の根拠条項のほか、市民等が理解できるよう、その理由を明らかにしな ければならない。

(会議開催の事前公表)

- 第5条 条例第15条第2項に規定する事前公表は、会議の公開・非公開にかかわらず、当該会議の開催予定日の7日前までに、次に掲げる事項について公表するものとする。
  - (1)会議の名称
  - (2) 開催日時
  - (3) 開催場所
  - (4) 議題
  - (5) 公開・非公開の別
  - (6) 非公開の理由

- (7) 傍聴人の定員
- (8) 傍聴手続
- (9) 問い合わせ先
- (10) その他
- 2 前項の公表は、附属機関等の会議のお知らせを市政情報コーナーでの閲覧 に供するとともに、市ホームページに掲載する方法等により行うものとする。 (傍聴手続等)
- 第6条 附属機関等は、公開する会議における傍聴人の定員、傍聴に係る手続をあらかじめ定めるものとする。
- 2 傍聴の受付は、先着順又は抽選とする。
- 3 前項の抽選は、当該会議の開始を遅延させないように行うものとする。 (会議の秩序維持)
- 第7条 附属機関等の長は、会議を公開するに当たって、会議が公正かつ円滑 に行われるよう、傍聴人に次の遵守事項を従わせ、当該会議の秩序の維持に 努めなければならない。
  - (1) 附属機関等の委員等の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を 表明しないこと。
  - (2)会議の会場において発言しないこと。
  - (3) はち巻き、腕章等示威的行為をしないこと。
  - (4) 撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。
  - (5) 談話、飲食、喫煙等をしないこと。
  - (6) その他会議の進行を妨げる行為をしないこと。
- 2 附属機関等の長は、傍聴人が前項各号の遵守事項に従わないときは、これを制止し、その指示に従わないときは、退室させることができる。

(会議資料の提供)

第8条 附属機関等の長は、会議を公開するに当たっては、当該会議に付する 会議次第及び会議資料を傍聴人に配布するよう努めなければならない。ただ し、配布が困難と認められる会議資料については、会場において傍聴人の閲 覧に供するように努めるものとする。

(会議記録の写しの閲覧)

- 第9条 条例第17条に規定する会議記録の作成は会議終了後速やかに行い、 当該会議記録を当該附属機関等の所管課及び市政情報コーナーに備え置き、 当該会議記録に係る会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで、市 民の閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載するものとする。
- 2 会議記録は、次に掲げる事項を記載し、当該会議について、市民等が理解できるように努めるものとする。
  - (1) 会議の名称

- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者
- (5)議題
- (6) 公開・非公開の別
- (7) 非公開の理由
- (8) 傍聴人の数
- (9)会議資料
- (10) 審議経過
- (11) その他

(運用状況の報告及び公表)

- 第 10 条 当該附属機関等の所管課長は、次に掲げる会議公開の運用状況を取りまとめ、翌年度の4月末日までに行政管理課長に報告するものとする。
  - (1)会議の開催状況
  - (2) 公開された会議の議題及び回数
  - (3) 一部非公開された会議の議題及び回数
  - (4) 非公開された会議の議題及び回数
  - (5) 各回の傍聴人の数
- 2 行政管理課長は、毎年1回附属機関等の会議の公開に関する状況について 取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、附属機関等の会議の公開等に関し必要な事項は、それぞれの附属機関等において別に定める。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

## 〔情報公開及び個人情報保護制度における過去の施行状況〕

## 1 情報公開制度

公開請求	大・申出	の年度を	引処理件	·数										
								処理	里件数					
											件数			
左曲	区分	受付								決定	内容			
年度	L 77	件数		取下げ 件数			<b>/</b> /	開	並公	公開		非:	公開	
				IT XX			- 7	刑	마기	公刑	非公開情	報に該当	文書 不存在	存否応答 拒否
					件数	文書数	件数	文書数	件数	文書数	件数	文書数	件数	件数
	請求	59	70	3	67	511	17	88	49	423	0	0	1	0
13年度		26	26	4	22	47	7	19	13	28	0	0	2	0
	計	85:	96	7	89	558	24	107	62	451	0	:::::::::::::::::::::::::::::::::::::::	3	0
	請求	96	120	10	110	555	45	227	63	328	0	0	2	0
14年度	申出	37	37	1	36	72	3	25	33	47	0	0	0	0
	計	133:	157	11	146	627	48	252	96	375	0	::::::::::0::	2	0
	請求	89	119	9	110	542	49	209	60	332	1	1	0	0
15年度	<del></del>	79	82	4	78	110	5	23	73	87	0	0	0	0
	::計:::	168	201	13	188	652	54	::::232	133	419	1	1	0	::::::::::::::::::::::::::::::::::::::
16年度	請求	91	129	16	113	830	50	591	57	239	0	0	6	0
10年度	1 1	129	132	9 25	123	226	3 53:	99	119	127	0	0	1	0
-	請求	:::220:: 75	261 95	15	236	1,056 411	5	::::690 12	176 68	396	3	3	.:::::: <sup>γ</sup> ::	0
17年度		13	13	15	13	14	2	2	11	12	0	0	0	0
/ 牛皮	計	88	108	15	93	425	7	14	79	408	3:	3:	4	Ď
	請求	127	132	15	117	3,088	27	210	88	2,878	0	0	::::::::: <u>:</u> ::::::::::::::::::::::::::	0
18年度		25	25	3	22	27	21	4	20	2,878	0	0	0	0
107/2	計	152	157	18	139	3,115	29:	214	108	2.901	0		11111112	0
	請求	161	170	24	146	530	49	100	88	430	0	0	9	0
19年度		52	49	2	47	61	14	18	33	43	0	0	0	0
	計	213	219	26	193	591	63	118	121	473	0:	::::::::0::	9:	0
	請求	180	199	36	163	761	52	59	107	701	1	1	3	0
20年度	申出	68	68	10	58	78	13	18	45	60	0	0	0	0
	計	248	267	46	221	839	65	77	152	761	1	1	3	0
	請求	222	250	56	194	780	51	133	139	647	0	0	4	0
21年度		80	80	18	62	93	9	15	53	78	0	0	0	0
	計::	302	330	74	256	873	60	148	192	725	0.		4	<u> </u>
22年度	請求申出	155 17	274 18	65	209 15	749 17	52	133	153 15	616 17	0	0	4 0	0
227/2	計	172	292	68	224	7.66	52	133	168	633	0		4	
	請求	184	207	71	136	292	26	34	105	258	0	0	<u>:::::::::</u> 5	0
23年度		18	18	2	16	28	0	0	16	28	0	0	0	0
	計	: :202	225	73	152	320	26	34	121	286	.0:	:0:	5	0:::::
	請求	177	223	78	145	517	27	87	116	430	0	0	2	0
24年度		32	32	1	31	45	1	1	30	44	0	0	0	0
	計	209	255	79	176	562	28	88	146	474	0	:-::0:	2	0
0===	請求	204	239	74	165	749	37	72	117	676	1	1	10	0
25年度		29	29	1	28	30	6	6	22	24	0	0	0	0
	請求	233 194	268 287	75 46	193 241	779 1,189	100	7.8 710	139 134	700 478	1	1	6	0
26年度		37	37	1	36	1,109	2	2	34	42	0	0	0	0
	計	231	324	47	277	1,233	102	712	168	520		H	6	i i i i b
	請求	136	165	18	147	268	22	39	116	227	2	2	7	0
27年度		42	42	1	41	69	3	7	38	62	0	0	0	0
	計	17.8	207	19	188	337	25	46	154	289	2	2	7	0
	請求	166	197	16	181	326	30	46	143	280	0	0	8	0
28年度		50	50	3	47	63	0	0	46	63	0	0	1	0
	計	216	247	19	228	389	30	46	189	343	0	::::::0::	9	0
	請求	187	221	21	200	361	27	36	166	323	2	2	5	0
29年度		34	34	0	34	41	0	0	34	41	0	0	0	0
	計	221	2.55	579	234	12 450	27	36:	1.760	364	101010101 <del>0</del> 10		70	0
合計	請求申出	2,503 768	3,097 772	573 63	2,524 709	12,459 1,065	666 70	2,786 239	1,769	9,662	11	11	78 4	0
""	計	3,271	3,869	636	3,233	13,524	736	3,025	635	826 10.488	0	0	82	0
L	p. (41)	24261	. 3,009	0.00	1.3,2,30	1.3,024	190:	. ; . ;∪∠;∋:	2,404	1.4.400	1.:::::::::::::::::::::::::::::::::::::	$[\cdot,\cdot]$		1

[計議: | 日本年 | 日本日 | 日本

(2) 非公開決定としたもの(部分公開決定の非公開部分を含む)の理由

非公開次足としたもの(部方公開次足の非公開部方を含む)の理由																	
非公開又は部分公開の理由	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
法令秘情報	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
個人に関する情報	172	281	260	253	109	2,747	316	582	456	333	190	368	524	152	228	269	272
個人識別符号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人等に関する情報	376	227	283	202	367	2,827	420	581	367	356	150	361	569	400	137	211	244
公共の安全と秩序の維持に関する情報	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	6	0	0	0	1	0	1
審議、検討、協議に関する情報	43	1	2	2	16	0	6	7	30	34	23	11	6	6	3	19	17
事務又は事業に関する情報	0	0	1	1	2	5	1	9	3	1	49	1	13	8	18	6	25
国等との協力関係に関する情報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
存否応答拒否	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文書不存在	3	2	0	7	4	2	9	3	4	4	5	2	16	11	8	14	8
時限付公開	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	597	512	546	465	498	5,581	760	1,182	860	729	423	743	1,128	577	395	519	569
· ++*+																	

※ 文書数を示す。ただし、文書不存在については受付件数を示す。 ※ 同一処分に複数の理由が存在する場合がある。

)情報公開請求申出者の内訳(第5条関係)																	
区分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
(1)市内に住所を有する者	21	61	47	52	26	31	59	40	49	46	58	62	77	50	50	46	51
(2)市内に事務所又は事業所を 有する個人及び法人その他の団体	3	10	14	34	10	28	37	64	69	22	25	22	37	41	50	67	65
(3)市内に存する事務所 又は事業所に勤務する者	6	2	2	6	0	2	5	8	13	0	4	2	0	4	6	10	7
(4)市内に存する学校に在学する	者 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5)実施機関が行う事務事業に 利害関係を有する者	1	0	1	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(6)公文書の公開を必要とする 理由を明記できる者	54	60	104	128	50	89	112	136	171	104	115	123	119	136	72	93	98
合 計	85	133	168	220	88	152	213	248	302	172	202	209	233	231	178	216	221
※ 受付件数を示す	•				•	-]	103-										

# 2 個人情報保護制度

## (1) 開示等請求の年度別処理件数

							決定内容	不開示	
年度	計求 区分	受付 件数	取下げ 件数	主な請求内容	開示(訂正)	部分開示 (一部訂正)	不開示情報 に該当 (不訂正)	文書不存在	存否応答 拒否
13年度	開示	3	0	診療録及び画像記録、判 定依頼調書面接記録表等	2	1	0	0	0
14年度	開示	4	0	指導要録、救急活動記録 表等	3	1	0	0	0
147/2	訂正等	3	0	住基ネットへの提供の中 止等	0	0	3	0	0
15年度	開示	9	0	住民票交付申請書、戸籍 謄本抄本請求書、印鑑登 録証明書交付申請書等	3	3	0	3	0
16年度	開示	20	1	上記の他、救急活動記録、 共同ビル新築工事に関す る近隣説明状況報告書、 外国人登録原票等	11	5	0	3	0
17年度	開示	20	2	住民票交付申請書、戸籍 謄本抄本請求書、印鑑登 録証明書交付申請書、指 導台帳等	9	6	0	3	0
18年度	開示	19	2	戸籍謄本請求書、印鑑登録証明書交付申請書、住民票交付申請書、介護保険住宅改修費に関わる書類一式、火災調査記録票等	7	5	0	5	0
19年度	開示	33	3	病院外来のレセプト、戸籍 謄本請求書、印鑑登録証 明書交付・抹消申請書、 住民票交付申請書、介護 保険認定審査会資料の認 定調査票、生徒指導要 録、救急活動記録票等	16	10	0	3	1
20年度	開示	32	7	住民票交付申請書、住民 票消除申立書、戸籍謄本 抄本請求書、印鑑登録証 明書交付・廃止申請書、 自動車臨時運行許可申請 書、指導要録、審査会・審 議会の議事録、苦情申出 調査報告書等	11	7	0	7	0
21年度	開示	55	1	住民票交付申請書、戸籍 謄本抄本請求書、印鑑登 録証明書交付·廃止申請 書、自動車臨時運行許可 申請書、苦情処理報告書 等	23	20	1	10	0
22年度	開示	46	3	国民健康保険簡易申告書、農地転用届出関係書、住民票交付申請書、 戸籍謄本抄本交付申請書、 可鑑登録証明書交付申請書、診療報酬明細書等	20	12	0	14	0

							決定内容		
年度	請求	受付	取下げ	主な請求内容	88 <b>—</b>	÷2 // 88 <b>—</b>		不開示	
十尺	区分	件数	件数	工公明小门谷	開示(訂正)	部分開示 (一部訂正)	不開示情報 に該当 (不訂正)	文書 不存在	存否応答 拒否
23年度	開示	43	5	下水道宅内排水設備に関する文書、介護認定調査票、住民票交付申請書、戸籍謄本抄本交付申請書、印鑑登録証明書交付申請書、診療報酬明細書等	17	22	0	2	0
24年度	開示	57	4	介護認定調査票、印鑑登録証明書交付申請書、任 民票交付申請書、戸籍謄本投票を付申請書、東生相談所所立に結果、生活保護の調査・訪問記録、診療報酬明細書、救急活動記録票等	32	23	0	13	0
25年度	開示	56	1	印鑑登録証明書交付申請書、戸籍証明書等交付申請書、戸籍証明書等交付申請書、住民票交付申請書、担当課における請求者本人に関するすべての情報について、請求者から送付された市長への手紙に関する市の業務処理状況などが明記された資料一式等	34	25	1	12	1
26年度	開示	44	9	印鑑登録証明書交付申請 書、戸籍証明書等交付申 請書、住民票交付申請 書、救急活動記録票等	17	15	0	4	0
	訂正等	2	0	PTA等の外郭団体への提 供の停止	2	0	0	0	0
27年度	開示	53	10	住民票交付申請書、印鑑 登録証明交付申請書、戸 籍証明書交付申請書、住 民異動届、救急活動記録 票、保育所児童保育要録 等	17	22	0	5	0
	開示	63	13	印鑑登録証明書交付申請 書、戸籍証明書等交付申 請書、住民票交付申請 書、救急活動記録票等	19	41	0	6	0
28年度	訂正等	1	0	川口市立〇〇〇学校が保護者代表に提供した請求者本人に関わる個人情報の使用停止及び削除	0	0	1	0	0
	開示	67	13	印鑑登録証明書交付申請 書、戸籍証明書等交付申 請書、住民票交付申請 書、火災調書等	19	34	0	11	0
29年度	訂正等	1	0	教育委員会及び〇〇学校 が保有する本人のいじめ に関する文書中の記載内 容の訂正	1	0	0	0	0
合	計	631	74		263	252	6	101	2

<sup>※</sup> 請求区分の訂正等に対する決定内容は、訂正、一部訂正、不訂正。

## (2) 不開示(不訂正)決定としたもの(部分開示決定の不開示部分を含む)の理由

	不開示又は部分開示の理由	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
	法令秘情報 (第16条第1号)	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	2	1	0	0	0	0
第	代理人に開示することが、本人の権利利益 に反する情報(第16条第2号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	関ラ詩式老り材に関する情報	1	1	2	5	5	4	8	5	15	11	19	13	18	11	22	34	32
条関	審議、検討、協議に関する情報 (第16条第4号)	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	1	1	0	0	3	0
係	事務又は事業に関する情報 (第16条第5号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	6	7	0	0	1	2
	国等との協力関係に関する情報 (第16条第6号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5	2	13	0	0	0	4
	評価、診断、指導、相談、選考等に関する情報(第16条第7号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5
存否	· ·応答拒否(第18条)	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
文書	不存在(第19条第2項)	0	0	3	3	3	6	6	9	16	18	2	22	19	9	5	9	14
不訂	正(第27条第2項)	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
他の	制度との調整(第37条)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	1	4	7	8	9	10	15	14	33	31	32	46	60	20	27	53	57

<sup>※</sup> 同一処分に複数の理由が存在する(H15、19、21、22、23、24、25、26、28、29年度)。

# 3 川口市情報公開·個人情報保護等審査会答申

答申番号	答申日	実 施 機 関 (担当課)	件名	審査会の 答申の内容	実施機関の決定又は裁決
1	平成14年4月10日	教育委員会 (教育総務課)	「平成13年6月6日実施教育委員会 定例会秘密会会議録及び一切の 資料」についての部分公開決定に 対する不服申立て	一部を除いて公開が妥当	答申どおり (一部変更)
2	平成14年4月10日	教育委員会 (教育総務課)	「平成13年6月6日実施教育委員会 定例会秘密会会議録及び一切の 資料」についての部分公開決定に 対する不服申立て	一部を除いて公開が妥当	答申どおり (一部変更)
3	平成15年3月27日	教育委員会 (指導課)	「夏季休業期間等における公立学校の教育職員の勤務管理についての学校から市教委への市内小中学校全校の回答書」についての非公開決定に対する不服申立て	文書不存在を理由に非公開とした決定は妥当	答申どおり
4	平成15年3月27日	教育委員会 (指導課)	「夏季休業期間等における公立学校の教育職員の勤務管理についての学校から市教委への市内小中学校全校の回答書」についての非公開決定に対する不服申立て	文書不存在を理由に非公開とした決定は妥当	答申どおり
5	平成15年4月14日	市長 (市民課)	「住基ネットへの本人確認情報の提供という目的外利用等の中止請求及び住民票コードという個人情報の削除請求」についての不訂正決定に対する不服申立て	住基ネットへの本人確認 情報の外部提供及び住 民票コードの削除を拒否 した決定は妥当	答申どおり
6	平成16年10月21日	市長 (開発審査課)	「川口市川口1丁目2番地区共同ビル新築工事に関する近隣説明報告書及びその添付図書並びに変更届」についての部分公開決定に対する不服申立て	個人情報に該当し、非公開とした決定は妥当	答申どおり
7	平成16年11月11日	市長 (市民課)	「請求者本人に係る印鑑登録証明 書交付申請書(平成16年2月1日か ら平成16年3月16日)」についての 文書不存在のための非公開決定に 対する不服申立て	文書不存在を理由に非公 開とした決定は妥当	答申どおり
8	平成17年12月26日	市長 (区画整理事業 課)	「平成17年1月18日No.493で認可された区画整理法第76条の許可の写し及び認可に至るまでの経緯に関する文書一切」についての部分公開決定に対する不服申立て	一部を除いて公開が妥当	答申どおり (一部変更)
9	平成17年12月26日	市長 (区画整理事業 課)	「川口都市計画事業芝東第4土地 区画整理事業に係る仮換地指定 (川東区発第77号及び同第79号)に 対して申立てのあった審査請求に 対する裁決謄本及びこの裁決に対 する川口市での協議内容に関する 資料一切の他4項目」についての部 分公開決定に対する不服申立て	個人情報及び審議、検 討、協議並びに事務事業 情報を理由に部分公開と した決定は妥当	答申どおり

答申番号	答申日	実 施 機 関 (担当課)	件名	審査会の 答申の内容	実施機関の決定又は裁決
10	平成19年6月25日	市長 (市民課)	行政書士、弁護士等有資格者の戸籍謄本、住民票の職務上請求に関し有資格者と川口市とのメモを含む協議記録の他10項目についての部分公開決定に対する不服申立て	一部の文書(1、2、10、 11の文書)を非公開とす る決定は妥当	答申どおり
11	平成23年3月1日	市長(職員課)	「調査等に関する手続、調査方法管理保管状況等」についての不開示決定(文書不存在)に対する不服申立て	文書不存在を理由に不開示とした決定は妥当	答申どおり
12	平成23年3月1日	病院事業管理者 (庶務課) (管理課) (医療情報課)	「調査等に関する手続、調査方法管理保管状況等」についての不開示決定(文書不存在)に対する不服申立て	文書不存在を理由に不開示とした決定は妥当	答申どおり
13	平成24年6月29日	教育委員会 (学務課)	平成21年9月21日開催の川口市 教育委員会における同委員会議事 録に記載されている教育長の「免許 法が変わり、中学校の免許しか所 持していなくても、小学校で所持し ている免許の教科は教えることが きる。例えば教科担任制の学校に 行けば、その学年の教えることは可 能である。逆を言えば学級担任は 持ちづらい」との発言のうち、「学級 担任は持ちづらい」との発言のまか 根拠を示す文書等についての非公 開決定に対する不服申立て		答申どおり
14	平成24年6月29日	市長(障害福祉課)	「〇〇〇〇に関する全ての記録」に ついての部分開示決定に対する不 服申立て	個人情報等に該当し非公 開とした決定は妥当	答申どおり
15	平成24年7月13日	市長 (下水道維持課)	「東内野〇〇〇〇〇〇〇〇〇の 下水道取付管工事に於ける請求書 に対する支出伝票、またその支払 の内訳がわかる文書」等について の部分公開決定に対する不服申立 て	一部の文書を非公開とす る決定は妥当	答申どおり
16	平成25年7月11日	病院事業管理者 (庶務課) (管理課) (医療情報課)	川口市立医療センターにおける、診療録以外で〇〇〇〇に関する情報が記載されている文書全て」についての部分開示決定に対する不服申立て		答申どおり
17	平成25年7月11日	教育委員会 (学務課)	「川口市立神根小学校における〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する不服申立て	部分開示決定及び文書 不存在を理由に一部を不 開示とした決定は妥当だ が、何ら判断をしていない 一部文書については、開 示不開示の決定を行うべ きである。	答申どおり
18	平成25年7月11日	教育委員会 (学務課)	「川口市立神根小学校における〇〇〇に関する全ての記録」についての不開示決定に対する不服申立て	文書不存在を理由に不開 示とした決定は妥当だ が、何ら判断をしていない 一部文書については、開 示不開示の決定を行うべ きである。	答申どおり

答申番号	答申日	実 施 機 関 (担当課)	件名	審査会の 答申の内容	実施機関の決定又は裁決
19	平成25年7月11日	教育委員会 (学務課)	「川口市立神根小学校における〇 〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する不服申立て	文書不存在を理由に不開示とした決定は妥当	答申どおり
20	平成25年12月17日	市長 (秘書課)	『市長への手紙』に関して、市の業務処理手順等が明記された資料一式(手引きや要綱など含む一切の行政文書)についての部分公開決定に対する不服申立て	川口市長がした部分公開 決定は妥当	答申どおり
21 22	平成25年12月17日	市長 (秘書課) (街路事業課)	○○○○より送付された以下の市長への手紙に関する市の業務処理状況・結果等が明記された資料一式(決裁等を含む)標題"川口市職員による恫喝問題"について(2010年4月12日送付)標題"川口市職員による恫喝問題"について(2010年10月18日送付)標題"要求書"について(2011年4月8日付け第73957号書留時運で送付、4月11日配達)標題"市長への手紙"について(2012年2月19日送付)標題"川口市が無視し続けている懸案"について(2012年6月4日送付)標題"市長への提案書"について(2012年7月27日送付)標題"市長への提案書"について(2012年8月3日送付)標題"市長への提案書"について(2012年8月5日送付)標題"市長への提案書"について(2012年8月5日送付)標題"市長への提案及び要求書"について(2012年10月22日送付)についての部分開示決定に対する不服申立て	川口市長がした開示決 定、部分開示決定は妥当	答申どおり
23	平成26年3月24日	市長 (予防課)	「平成〇〇年〇月〇日川口市朝日 〇丁目〇番〇号店舗『〇〇〇〇』に て発生した火災事案に関する質問 調書を除く火災調査書類」について の部分公開決定に対する不服申立 て	川口市長がした部分公開 決定は妥当	答申どおり
24	平成26年6月25日	市長 (街路事業課)	平成24年10月6日の交渉(川口市作成:〇〇〇〇対応記録)を記録した際に利用した録音(録画)したことを証する公文書(電磁的記録を含む。)についての、当初より開示請求に係る保有個人情報は存在しないため不開示としたことに対する不服申立て	えないが、不開示決定は	答申どおり

答申 番号	答申日	実 施 機 関 (担当課)	件 名	審査会の 答申の内容	実施機関の決定又は裁決
25	平成26年12月8日	教育委員会 (学務課)	「川口市教育委員会における〇〇 〇〇に関する全ての記録」について の部分開示決定に対する不服申立 て	「学齢簿」「転学・転入学 等報告書」のうち転入及 び転学を識別することが できる情報について不開 示とした部分開示決定 「学級連絡網」について文 書不存在により不開いて とした決定は不当であり り消されるべきであり り消されるべきである 「指導要録」「児童調開示 等の決定を行うべきである る	答申どおり
26	平成26年12月8日	教育委員会 (学務課)	「川口市教育委員会における〇〇 〇〇に関する全ての記録」について の部分開示決定に対する不服申立 て	「学齢簿」「転学・転入学等報告書」「指導要録」 「出席簿(21年度・22年度)」「学校日誌(21年度)」「学校日誌(21年度)」のうち入るにをうった。 をができる情報について表にのいて、 できる情報について、 では妥当 「児童名簿」「学級連絡 網」について文書でよる不開示とした。 「出席簿」「学校日誌」「児童調査票」について開示をによる不開示とした。 「出席簿」「学校日誌」「児童調査票」について行うべきである	答申どおり
27	平成26年12月8日	市長 (障害福祉課)	「障害福祉課における〇〇〇〇に 関する全ての記録」についての不 開示決定(存否応答拒否)に対する 不服申立て	不開示決定は妥当	答申どおり
28	平成26年12月8日	病院事業管理者 (医療情報課) (庶務課)	川口市立医療センターにおける〇〇〇〇に関する以下の情報・庶務課における平成24年4月3日付FAXで参照している「夫から苦情が発生した経緯」と称する文書。・医療情報課における平成24年4月3日付FAXの返答。・電話記録全て。についての不開示決定(文書不存在)に対する不服申立て	平成24年4月3日付FAXに添付されている「夫から苦情が発生した経緯」と称する文書について文書不存在による不開示とした決定は不当であり不開示決定は取り消されるべきであるその他の文書についての不開示決定は妥当	答申どおり
29	平成27年12月24日	市長 (子育て相談課)	「子育て支援課における〇〇〇〇 に関する全ての記録」についての部 分開示決定に対する不服申立て	不開示決定を取消し、開示・不開示の決定を改めて行うべき箇所があるそれ以外は妥当	答申どおり
30	平成27年12月24日	市長 (子育て相談課)	「子育て支援課における〇〇〇〇 〇に関する全ての記録」についての 部分開示決定に対する不服申立て	不開示決定を取り消すべき箇所があるまた、不開示決定を取消し、開示・不開示の決定を改めて行うべき箇所があるそれ以外は妥当	答申どおり

答申番号	答申日	実 施 機 関 (担当課)	件名	審査会の 答申の内容	実施機関の決定又は裁決
31	平成27年12月24日	市長 (子育て相談課)	「子育て支援課における〇〇〇〇 に関する全ての記録」についての部 分開示決定に対する不服申立て	不開示決定を取消し、開示・不開示の決定を改めて行うべき箇所があるそれ以外は妥当	答申どおり
32	平成27年12月24日	病院事業管理者 (医療情報課) (庶務課)	川口市立医療センターにおける〇〇〇〇に関する以下の情報 ・庶務課における平成24年4月3日付FAXで参照している「夫から苦情が発生した経緯」と称する文書。・医療情報課における平成24年4月3日付FAXの返答。・電話記録全て。についての不開示決定(文書不存在)に対する不服申立て	病院事業管理者がした不開示決定は妥当	答申どおり
33	平成27年12月24日	教育委員会 (学務課)	「川口市教育委員会における〇〇 〇〇に関する全ての記録」について の部分開示決定に対する不服申立 て		答申どおり
34	平成30年3月12日	教育委員会 (指導課)	「平成27年〇月〇日に起きた事故から今日までの本人及び請求者に関する報告内容(学校での会議報告、教育相談の記録)等すべて〇〇中学校」についての部分開示決定に対する不服申立て	教育委員会がした部分開 示決定は、請求人が開示 を請求した保有個人情報 の全部について開示不知 いものであるため、妥当 ではない 請求人が開示を請求した 保有個人情報のうち、既 に部分開示決定をした保 有個人情報の全てについ て、開示不開示等の決定 を行うべきである	答申どおり

# 4 川口市情報公開・個人情報保護運営審議会答申

答申 番号	答申日	実 施 機 関 (担当課)	件 名	答申の内容
1	平成13年5月11日	市長 (行政管理課)	個人情報保護制度の運営について (個人情報取扱の承認基準について)	一括承認基準の明規
2	平成13年8月30日	市長 (行政管理課)	個人情報の外部提供について (議案及び報告事項に記載される個 人情報の外部提供について)	記載方法の明規
3	平成15年11月25日	水道事業管理者 (水道部業務課)	個人情報の外部提供について (水道業務委託に伴う個人情報の外 部提供について)	承認(条件付)
4	平成16年9月28日	市長 (高齢福祉課)	個人情報の外部提供について (老人保健医療事務共同電算処理に 伴う個人情報の外部提供について)	承認(条件付)
5	平成16年9月28日	市長(国民健康保険課)	個人情報の外部提供について (国民健康保険事務共同電算処理に 伴う個人情報の外部提供について)	承認(条件付)
6	平成17年3月18日	市長 (行政管理課)	情報公開制度及び個人情報保護制度の見直しについて (手数料、指定管理者、独立行政法 人等及び地方独立行政法人、罰則規定について)	制度の改正内容の整理
7	平成18年8月25日	市長 (介護保険課)	介護保険事務に係る電子計算組織の 結合(地域包括支援センターシステム)について	承認
8	平成20年2月1日	市長 (高齢福祉課)	個人情報の外部提供について (災害時要援護者に関する個人情報 の外部提供について)	承認(条件付)
9	平成22年3月23日	市長 (市民課)	個人情報の外部提供について (川口市戸籍謄本等の本人通知制度 について)	承認
10	平成24年8月29日	市長 (長寿支援課)	高齢者の権利擁護業務にかかる電子計算組織の結合(地域包括支援センターシステム)について	承認
11	平成25年3月27日	病院事業管理者 (医事課)	医療費のクレジットカード支払業務に かかる電子計算組織の結合について	承認
12	平成27年3月13日	市長 (情報政策課)	特定個人情報保護評価者の第三者 点検について(住民基本台帳に関す る特定個人情報保護評価書(全項目 評価書)の評価の適合性・妥当性に ついて)	承認

答申番号	答申日	実 施 機 関 (担当課)	件名	答申の内容
13	平成27年9月1日	市長 (情報政策課) (税制課) (納税課) (市民税課) (国民健康保険課)	特定個人情報保護評価書の第三者 点検について	承認
14	平成28年3月25日	市長 (建築安全課)	建築行政共用データベースシステム の使用に係る業務の結合について	承認
15	平成28年3月25日	市長 (農業委員会事務局)	農地情報公開システムの整備に係る 業務の結合について	承認
16	平成29年1月27日	市長 (情報政策課) (国民健康保険課)	特定個人情報保護評価者の第三者 点検について(国民健康保険に関す る特定個人情報保護評価書(全項目 評価書)の評価の適合性・妥当性に ついて)	承認

=+ \\ .\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	=+ + 14	= <del></del>
讃当ページ・箇所	, ,, .	訂正前
2頁 ウ	特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字 等であって、特定の個人を識別できるもの 又は個人に割り当てられた番号等で特定 の個人を識別できるもの	特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号、符号のうち、当該特定の個人を識別できるもの
2頁 エ	法人等に関する情報で、公にすると、法人等の正当な権利を害するおそれがあるもの又は任意に提供された情報であって、 提供者の承諾なく公にすることにより、法 人等との協力関係や信頼関係を著しく損なうと認められるもの	法人等に関する情報で、公にすると、法人等の正当な権利を害するおそれがあるもの
2頁 才	公にすると、人の生命、健康、生活又は財産の保護やその他の公共の安全と秩序に支障を来すおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報	公にすると、人の生命、健康、生活又は財産の保護やその他の公共の安全と秩序に支障を来すおそれがある情報
2頁 カ	市又は国等の内部又は相互間における 審議、検討又は協議に関する情報であっ て、公にすることにより、適正な意思決定 をする際の支障、市民の間の混乱、及び 特定の者への利益又は不利益を生じさせ るおそれがあるもの	審議、検討又は協議に関する検討過程の 中で、公にすることにより、適正な意思決 定をする際の支障、市民の間の混乱、及 び特定の者への利益又は不利益を生じさ せるおそれがあるもの
2頁キ	市又は国等が行う事務又は事業に関する 情報であって、公にすることにより、事業 の性質上、適正な遂行に支障を来すおそ れがあるもの	事務又は事業に関する情報であって、公にすると、その事務事業の適正な遂行に支障を来すおそれがあるもの
4頁(1)	対象文書数に対する部分公開を含めた公開率は、 <u>99.5%でした。</u>	対象文書数に対する部分公開を含めた公開率は、概ね100%でした。
6頁 ※	(対象)文書数とは決定処理の対象となった決裁数です。	(対象)文書数とは決定処理の対象となった <u>件数</u> です。
7頁 2 請求概要	<u>裁決書</u>	<u>採決書</u>
7頁 3 請求概要	川口市財産規則第6条1項 <u>6号</u> に基づく	川口市財産規則第6条1項 <u>(6)</u> に基づく
9頁 47 請求概要	( <u>場所</u> :西青木4丁目3番29号)	( <u>地書</u> :西青木4丁目3番29号)
12頁 123 理由	7条2号 <u>7条4号</u>	7条2号
22頁(4)ウ	実施機関が前記「(3)ア 収集の制限」若しくは法律に違反して自己の保有個人情報を <u>収集、利用、保管、記録している</u> と認めるとき、実施機関に対し、その利用の停止又は消去の請求ができます。	実施機関が前記「(3)ア 収集の制限」若しくは法律に違反して自己の保有個人情報を利用、収集、保管していると認めるとき、実施機関に対し、その利用の停止又は消去の請求ができます。

訂正箇所一覧表 2/2

該当ページ・箇所	訂正後	訂正前
23頁 エ	市又は国等の内部又は相互間における 審議、検討又は協議に関する情報であっ て、開示することにより、適正な意思決定 をする際の支障、市民の間の混乱、及び 特定の者への利益又は不利益を生じさせ るおそれがあるもの	審議、検討又は協議に関する検討過程の 中で、開示することにより、適正な意思決 定をする際の支障、市民の間の混乱、及 び特定の者への利益又は不利益を生じさ せるおそれがあるもの
23頁 オ	市又は国等が行う事務又は事業に関する 情報であって、開示することにより、事業 の性質上、適正な遂行に支障を来すおそ れがあるもの	事務又は事業に関する情報であって、開 <u>示すると、その事務事業の</u> 適正な遂行に 支障を来すおそれがあるもの
23頁 キ	キ 評価、診断、指導、相談、選考等に関する情報  個人の評価、診断、指導、相談、選考等 に関する情報であって、開示することにより、その事務事業の適正な遂行に支障を 来すおそれがあるもの	キ 個人評価情報 個人の評価、判定等に関する情報であって、開示すると、その事務事業の適正な遂行に支障を来すおそれがあるもの
24頁(1)	なお、取下げは13件でした。 <u>決定件数に対する部分開示を含めた開示率は82.8%でした。</u>	なお、取下げは13件でした。
30頁 70 不開示部分	作成していない文書	<u>廃棄済み文書</u>
35頁 9 記録の対象者	農業者、農地所有者及び耕作希望者	農業者及び農地所有者